第３次岐阜市人権教育・啓発行動計画

2020（令和２）年３月

岐阜市

は　じ　め　に

二度にわたる世界大戦により多数の人命が奪われるという大きな惨禍を経験し、平和と人権の尊さが、いかに大切かを学んだことを背景として、1948（昭和23）年12月10日、国連は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」という「世界人権宣言」を採択しました。その後、人権という普遍的な文化を世界中に構築しようと「人権教育のための世界計画」が採択され、今日まで、21世紀を「人権の世紀」とする取組が推進されてきました。

しかしながら、世界各地で民族や宗教をめぐる対立や紛争、テロなどによる人権侵害は依然として続いており、「地球温暖化問題」をはじめ地球規模で解決しなければならない喫緊の課題が山積しています。国連は、こうしたことに対する考え方として、人権がベースにある「誰一人取り残さない」「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」を採択し、さまざまな取組が始まっています。

本市は、2000(平成12)年に成立・施行した「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に規定されている「地方公共団体の責務」に基づき、2000(平成12)年度に「岐阜市人権教育行動計画」を、2010(平成22) 年度に「第２次岐阜市人権教育・啓発行動計画」を策定し、各種人権施策を推進してまいりました。

第２次後期行動計画の計画期間が終了するにあたり、「第８回人権に関する市民意識調査」の結果やこれまでの成果を踏まえ、もう一度じっくりと見つめ直し、「再出発（リスタート）」を図ろうと、「第３次岐阜市人権教育・啓発行動計画」を2020（令和２）年３月に策定いたしました。

今後は、本行動計画に基づき、基本理念である「一人ひとりの人権を尊重するまちづくり～よく生き合おう～」の具現化をめざして、人権教育・啓発の取組を推進していくことで、市民の皆様と協働して「人権感覚」が日常生活に根づいた「差別を見て見ぬふりをしない土壌」を創り出してまいります。

終わりに、本行動計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提案をいただきました皆様に厚くお礼申し上げるとともに、今後も一層のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

2020（令和２）年３月

岐阜市長　　柴　橋　正　直

もくじ

第１章　計画の策定にあたって

1　計画策定の背景……3
2　計画策定の趣旨……7
3　計画の性格……7
4　計画の期間……8
5　人権に関する市民意識調査……9

第２章　計画の基本的な考え方

■計画の体系……12
1　基本理念……13
2　基本的な視点……14
3　人権教育・啓発の推進に関する基本方針……15

第３章　人権に関わりの深い分野の業務従事者に対する人権教育・啓発の推進

1　教職員……22
2　保健・医療関係者……22
3　福祉関係者……22
4　団体指導者及び社会教育関係職員……23
5　消防職員……23
6　市職員……24
7　指定管理者職員……24
8　マスメディア関係者等……24

第４章　人権教育・啓発を推進するための環境整備

1　共生と協働のネットワーク……26
2　国、県、他市町村及び関係機関等との連携……27
3　人権教育・啓発のための庁内推進体制……28

第５章　重点施策の展開

1　第２次後期行動計画の評価 30
2　重点施策の方向性 34
3　重点的な取組 34
■施策の一覧 37

第６章　課題別施策の展開

■課題別施策の体系 40
1　女性の人権 41
2　子どもの人権 45
3　高齢者の人権 53
4　障がいのある人の人権 58
5　同和問題（部落差別） 64
6　外国人の人権 72
7　ＨＩＶ感染者・ハンセン病回復者等の人権 75
8　刑を終えて出所した人の人権 80
9　犯罪被害者等の人権 82
10　インターネットを悪用した人権侵害 86
11　性的少数者の人権 89
12　さまざまな人権問題 92

資　料

用語解説 98
世界人権宣言 110
日本国憲法（抄） 115
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 118
岐阜市民憲章 120
生涯学習都市宣言 120
岐阜市子どもの権利に関する条例 121
岐阜市人権教育・啓発行動計画推進本部要綱 128
岐阜市の人権教育・啓発のあゆみ 131
相談機関一覧 134

第１章　計画の策定にあたって

［用語の定義］

本計画の中で使用している人権の用語については、次のとおり定義しています。

▶「人権」とは・・・

国の人権教育・啓発に関する基本計画では、「人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人として生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である」とされています。

▶「人権教育」とは・・・

さまざまな人権問題に対する認識力・自己啓発力・行動力を育成し、確かな人権感覚が身に付くよう、学校教育及び社会教育において行われる教育活動のことです。

▶「人権啓発」とは・・・

市民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動のことです。（人権教育を除く）

▶「人権教育・啓発」とは・・・

「人権教育」及び「人権啓発」のことを言います。

▶「人権擁護」とは・・・

人権の侵害により発生した、又は発生するおそれのある被害の救済や実効的な予防、並びに人権尊重の理念を普及させ、理解を深めるための活動のことです。

▶「人権感覚」とは・・・

さまざまな人権侵害につながる事例を知ったとき、「こんなことは人間として許すことができない」と怒りをもち、問題解決のために自分にできることは何かを考え、すぐにでも行動しようとする敏感な感性のことです。

1　計画策定の背景

(1)　国際的な動向

■「世界人権宣言」と人権の基本的な考え方

世界の人々は、二度にわたる世界大戦により多数の人命が奪われるという大きな惨禍を経験し、平和と人権の尊さが、いかに大切であるかを学びました。こうした背景のもと、1948（昭和23）年12月10日の第3回国際連合総会で、「世界人権宣言」が採択され、その第１条において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」という人権の基本的な考え方が示されました。

■「世界人権宣言」からはじまる人権尊重、差別撤廃の取組

その後、国連では、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」である「世界人権宣言」を実効性のあるものとするため、人種差別撤廃条約（1965（昭和40）年）、国際人権規約（1966（昭和41）年）、女子差別撤廃条約（1979（昭和54）年）、児童の権利に関する条約（1989（平成元）年）、強制失踪条約（2006（平成18）年）、障害者権利条約（2006(平成18)年）などの人権に関する諸条約が採択されるとともに、国際婦人年をはじめとした各種の国際年、各種宣言等によって人権尊重、差別撤廃に向けた取組が行われてきました。

■「人権教育のための国連10年」から「人権教育のための世界計画」へ

1994年（平成６年）には、人権教育を通じて人権文化を世界に築くことを目的として、1995～2004（平成７～16）年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議と「人権教育のための国連10年行動計画」が国連において採択され、人権という普遍的な文化を世界中に構築するための取組がはじまりました。

2004（平成16）年には、「人権教育のための国連10年」の取組を継承する「人権教育のための世界計画」を2005（平成17）年からはじめる決議が国連総会で採択され、21世紀を「人権の世紀」とする取組が推進されています。

さらに、「人権教育のための世界計画」は、第３フェーズ（2015～2019（平成27～令和元）年）においては、第１フェーズの対象であった初等・中等教育、第２フェーズの高等教育における人権教育の取組を一層強化し、特に教育者に対する人権教育や研修を提供すること、学校や研修のカリキュラムに人権教育を取り入れることなどを奨励するほか、メディア専門家やジャーナリストを第３フェーズの優先対象とし、特に固定観

念や暴力に対して取り組み、多様性の尊重を培うよう平等と非差別に関する教育や研修に重点が置かれています。

■「人権教育のための世界計画」第４フェーズへ

そうしたなか、人権高等弁務官事務所は、各国政府や国内人権機関、NGOなどに、第４フェーズの重点領域について提案を求めていましたが、そのとりまとめが第39会期の人権理事会に提出され、第４フェーズ（2020～2024（令和２～６）年）の重点対象を「若者」として、特に平等、人権と非差別※1、包摂的で平和な社会のための包摂と多様性の尊重に力点を置くことを決議しました。決議はさらに、第４段階を「持続可能な開発目標」（SDGs）の目標4.7「2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進※2、グローバル・シチズンシップ、文化的多様性と文化の持続可能な開発への貢献を理解する教育を通して、すべての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする」と連携させることを盛り込んでいます。

※１　非差別･･･non-discrimination

※２　平和及び非暴力的文化の推進･･･promotion of a culture of peace and non-violence

⑵　わが国の動向

■人権に関する諸条約の批准に向けた取組と「人権擁護施策推進法」の施行

わが国は、人権をめぐる国際的な動きの中で、国際社会の一員として「国際人権規約」や「女子差別撤廃条約」「児童の権利に関する条約」「障害者の権利に関する条約」などの人権に関する諸条約を批准するなど基本的人権の擁護・尊重と人権意識の普及に向けた取組を進めてきました。

1997（平成９）年３月には同和対策に関する特別法が期限切れを迎え、人権擁護施策に関する国の責務を明らかにするとともに必要な体制を整備し、さまざまな人権問題を踏まえ今後の人権擁護に資することを目的とした「人権擁護施策推進法」が施行されました。また、1997（平成９）年７月には「人権教育のための国連10年」に関する行動計画が策定され、あらゆる場における人権教育の推進や、女性、子どもをはじめとする重要課題への対応など、具体的な取組が示されました。

※「同和対策特別法」とは次の3つの法律のことです。

・同和対策事業特別措置法（1969（昭和44）年）

・地域改善対策特別措置法（1982（昭和57）年）

・地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（1987（昭和62）年）

■「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の施行と基本計画の策定

2000（平成12）年12月には、人権の擁護に資することを目的として「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育・人権啓発の推進は国の責務と定められ、地方公共団体に対しても、国と連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、人権教育・人権啓発を推進するよう規定されました。2002（平成14）年３月に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画（2011（平成23）年４月一部変更）には、個別の人権課題として、17項目をあげられています。

＜人権課題＞

① 女性
② 子ども
③ 高齢者
④ 障がい者
⑤ 同和問題（部落差別）
⑥ アイヌの人々
⑦ 外国人
⑧ ＨＩＶ感染者・ハンセン病患者等
⑨ 刑を終えて出所した人
⑩ 犯罪被害者等
⑪ インターネットを悪用した人権侵害
⑫ 北朝鮮当局による拉致問題等
⑬ ホームレス
⑭ 性的指向を理由とする偏見や差別
⑮ 性自認を理由とする偏見や差別
⑯ 人身取引（トラフィッキング）
⑰ 東日本大震災に起因する偏見や差別

■個別の人権関係法の整備

主な人権課題には、個別の人権関係法が整備されたり、条約が批准されたりしています。

・「犯罪被害者等基本法」制定（2005（平成17）年）
・「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」制定（2006（平成18）年）
・「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」制定（2009（平成21）年）
・「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」制定（2009（平成21）年）
・「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」制定（2012（平成24）年）

・「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」改正（2007年（平成19）年）
・「いじめ防止対策推進法」制定（2013（平成25）年）
・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（ＤＶ防止法）」改正（2013（平成25）年）
・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」制定（2013（平成25）年）
・「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」批准（2014（平成26）年）

■差別解消に関する３法の施行

また、近年の急速な情報通信技術の進展や外国人の入国者数の増加、少子高齢化等により、社会が急激に変化する中、差別や偏見に関する状況にも変化が生じてきたため、2016（平成28）年には、差別解消に関する３法が施行されました（「障害者差別解消法」（施行）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」（制定・施行）、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」（制定・施行）。

⑶　岐阜県の取組

岐阜県では、2003（平成15）年３月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に規定されている「地方公共団体の責務」に基づき、「岐阜県人権施策推進指針」を策定し、この指針に沿って人権尊重の意識を高めるため取組を推進してきました。2008（平成20）年3月には、指針の改定を行いました。

2013（平成25）年３月には、学校でのいじめの問題、暴力・虐待の増加をはじめ、インターネットによる人権侵害など、社会情勢の変化に対応するため、それまでの取組を踏まえ、「岐阜県人権施策推進指針（第二次改定）」（推進期間：2013～2017（平成25～29）年度）が策定されました。

さらに、2018（平成30）年３月には、差別解消に関する３法や、性的指向及び性自認を理由とする偏見と差別、職場におけるハラスメント、スマートフォンの普及に伴う匿名性を利用した人権侵害などに対応するため、新たな「岐阜県人権施策推進指針（第３次改定）」（推進期間：2018～2022（平成30～令和４）年度）が策定されました。

⑷　岐阜市の取組

本市では、市民憲章で「人間を尊重する住みよいまちをきずきます」と謳い、生涯学習基本構想において、人権教育を生涯学習の中に位置付け、これを受けて「人権を尊重し、互いに支えあうあたたかい地域社会」の実現をめざした「生涯学習都市」を宣言しています。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が成立・施行するのにあわせ、2000（平成12）年度に「岐阜市人権教育行動計画」を、2005（平成17）年３月に「岐阜市（後期）人権教育行動計画」を策定しました。

さらに、2010（平成22）年３月に、人権問題を取り巻く情勢の多様化・複雑化に対応するため「第２次岐阜市人権教育・啓発行動計画」を策定しました。2015（平成27）年３月に過去の実績や成果を踏まえ「第２次岐阜市（後期）人権教育・啓発行動計画」（以下「第２次後期行動計画」といいます。）を策定し、これに基づき各種人権施策を推進してきました。

２　計画策定の趣旨

人権問題については、今なお多くの課題が残されています。インターネットを悪用した人権侵害、高齢化の進展に伴う人権問題等、さまざまな人権課題に対応するため、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消法」などの法整備が進められてきました。

また、本市においても、学校におけるいじめの深刻化や、庁内のハラスメント問題等、人権尊重の精神からかけ離れたと言わざるを得ない事案が発生しており、これまでの取組をじっくりと見直すことが求められています。

第２次後期行動計画の計画期間が終了する2020（令和２）年３月に、これまでの取組を引き継ぎながら、新たな課題の解決に向けた「第３次岐阜市人権教育・啓発行動計画」（以下「第３次行動計画」といいます。）を策定しました。

３　計画の性格

本計画は、本市における都市づくりの総合的な方針である「ぎふし未来地図」に掲げる本市の未来像「ひととまち、集い交わる活力と笑顔あふれる成長都市ぎふ」の実現に向けた政策の一つである「一人ひとりを尊重するまちづくり」を具体的に実施するための分野

別計画であり、一方「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に規定されている「地方公共団体の責務」に基づき、本市の人権教育・啓発の推進に関する基本方針を示すものです。

策定にあたっては、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や岐阜県の「岐阜県人権施策推進指針」を踏まえるとともに、本市における関連計画との整合性を図りました。

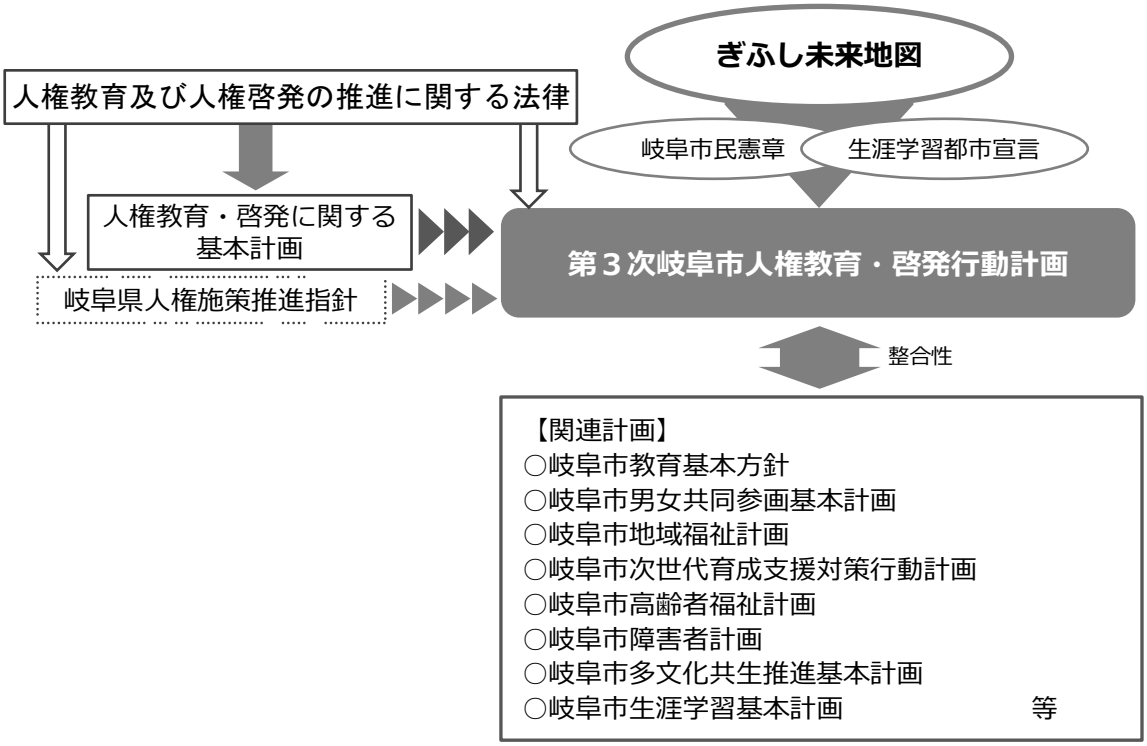

4　計画の期間

本計画の期間は、2020（令和２）年度から2029（令和11）年度までの10年間とします。ただし、国内外の動向や社会経済状況、社会構造の変化等を勘案するとともに、概ね5年毎に実施してきた人権に関する市民意識調査の結果や具体的施策の評価を踏まえ、必要に応じて修正を行うこともあります。

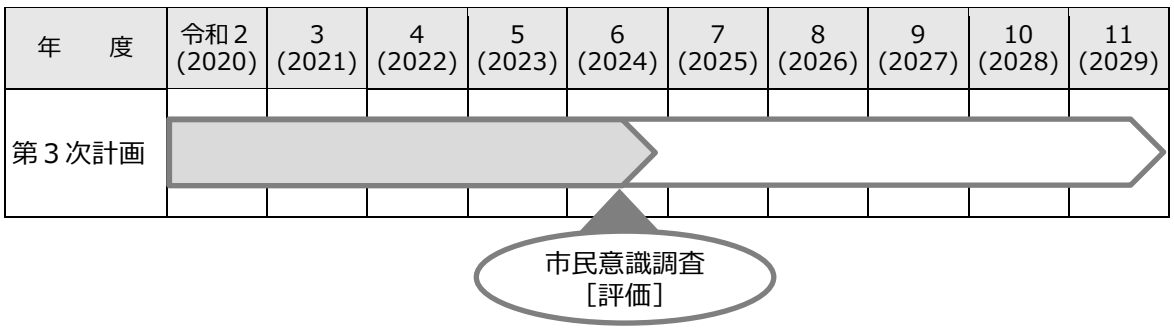

５　人権に関する市民意識調査

人権についての関心、さまざまな人権に関する課題、必要な取組等についての考えを聞き、今後の人権教育・啓発の施策を推進する上での基礎資料を得ること、人権を大切にする文化をアピールすることを目的として、20歳以上の市民を対象としたアンケートを実施しました。

［調 査 対 象］　岐阜市在住の20歳以上の人　3,000人

［抽 出 方 法］　住民基本台帳からの無作為抽出

［調 査 方 法］　郵送配布・郵送回収

［調 査 期 間］　2018（平成30）年７月26日～８月10日

［回　収　数］　1,592

［有効回答数］　1,591

［有効回答率］　53.2%（1,591÷（3,000－７（宛先不明等での返送））

第 2 章　計画の基本的な考え方

■計画の体系

基本理念	基本的な視点	基本方針
一人ひとりの人権を尊重するまちづくり～よく生き合おう～	**▶視点１** **「生き合う力」を育もう** **▶視点２** **人権感覚を日常生活に根づかせよう** **▶視点３** **「差別を見て見ぬふりをしない土壌」を創り出そう** **▶視点４** **共生と協働の心の輪を広げよう**	**■基本方針１** **学校教育・幼児教育における人権教育の推進** ① 幼稚園・保育所（園）における人権教育の推進 ② いじめや偏見・差別の解消をめざす取組の推進 ③ 学校における人権教育の工夫と充実 ④ 家庭・地域と連携した「学校人権教育」の推進 ⑤ 学習資料（文章資料・視聴覚資料）の効果的活用 **■基本方針２** **社会教育・青少年教育における人権教育の推進** ① 地域住民主体の人権学習 ② 「心のふれあいと人権尊重のつどい」の企画・実施 ③ さまざまな人権問題における地域指導者の養成 ④ 家庭における教育力を高めるための家庭教育学級の充実 ⑤ 心の絆を深め合う家庭づくりの推進 ⑥ 青少年団体指導者の学習活動の推進 ⑦ 子どもの自立の支援 ⑧ 関係機関相互の連携 **■基本方針３** **企業における人権啓発の推進** ① 企業の事業主や人権関係担当者の人権感覚の高揚 ② 「えせ同和行為」防止のための啓発活動の推進 **■基本方針４** **その他あらゆる場における人権啓発の推進** ① 人権啓発事業の創意工夫 ② 人権啓発に関する資料、ポスター、パンフレットの作成及び活用 ③ 人権侵害等の発生の予防及び市民の人権に関する相談の受付 ④ マスメディアや情報機器を活用した人権啓発活動 ⑤ 人権擁護委員をはじめとする指導者との連携・協力による人権啓発活動の推進 ⑥ 人権に関するNPO及びボランティア団体との連携・協力による人権啓発活動の推進

1　基本理念

人権とは、人間が人間らしく幸せに生きていく権利であり、すべての人権が尊重されることにより、平和で豊かな社会が実現されるものと考えられています。

国連が、こうしたことを「世界人権宣言」として採択してから70年以上が経過しました。

日本国憲法は、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、犯すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」（第11条）とし、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」（第14条）と基本的人権について定めています。

この間、わが国においては、女性の参政権を認める普通選挙が実施され、子どもの権利が認められるようになり、「ノーマライゼーション」の考え方が普及してきたことで、障がいのある方や高齢者の社会参加がひろがってきました。

その一方で、セクハラ、パワハラ、学校でのいじめ、子どもや高齢者・障がい者への虐待、高齢者を狙った悪徳商法など身近な場面での人権侵害は後を絶たず、インターネットを悪用したいじめやSNS上でのトラブルなどは、新たな人権問題となってきています。

また、国際社会においても、世界各地での民族や宗教をめぐる対立や紛争、テロなどによる人権侵害は依然として続いており、「地球温暖化問題」をはじめ地球規模で解決しなければならない喫緊の課題も山積しています。

こうしたことに対し、国連は、人権がベースにある「誰一人取り残さない」「持続可能な開発目標（SDGｓ）」を採択しています。

本市では、市民憲章で「人間を尊重する住みよいまちをきずきます」と謳い、生涯学習基本構想において、人権教育を生涯学習の中に位置付け、これを受けて「人権を尊重し、互いに支え合うあたたかい地域社会」の実現をめざした「生涯学習都市」を宣言しました。

そこで、本計画の基本理念を「**一人ひとりの人権を尊重するまちづくり～よく生き合おう～**」と掲げ、人権教育・啓発を推進していきます。

一人ひとりの人権を尊重するまちづくり
～よく生き合おう～

2　基本的な視点

本計画は、学校や職場、家庭や地域において、あらゆる機会を通して人権教育・啓発が行われることで、人権尊重の理念が、人々の思考や行動の価値基準として人間関係と社会関係の基本となる「人権文化」が普遍的なものになることを目的とします。

また、持続可能なまちづくりをするために、「人権」をキーワードに、多様な価値観があることを認め合い、「いのち・生き合う」存在として、一人ひとりを尊重することを基本とします。

そこで、計画の推進にあたっては、人権問題を、より広く、より深く考え、「人としての生き方の問題」として教育・啓発し、行動へとつなげていく取組を行います。

⑴　「生き合う力」を育もう

地域におけるコミュニケーションの欠如、人間関係の希薄化の中で、偏見や差別につながる問題を解決することが困難になってきています。

人と人とがまっすぐに向き合い、よりよく関わり合うことを通して、「生き合う力」を一人ひとりの努力によって育むことが大切です。

⑵　人権感覚を日常生活に根づかせよう

「自分は差別なんかしていない」「身近なところに差別はない」と他人ごとで片付けるのではなく、世の中には差別されている事象があり、差別する行為があり、差別されている人がいるということを意識できることが、偏見や差別事象を、自分自身の問題として考える基礎になると思われます。「自分は相手をどのように見ているのか」を自分自身に問い直し、日常生活の中で常に「差別をしない」ということを、知識ではなく感覚として身に付けることが大切です。

⑶　「差別を見て見ぬふりをしない土壌」を創り出そう

私たちの社会には、人種、民族、社会的身分、性別、障がいの有無、国籍、言語、価値観など、属性や文化の違いを理由にして、不当な制約を加えるような状況が見られます。例えば、「男は仕事、女は家庭」という性別による役割分担意識、疑問を感じることがあっても、周りの多数者やその場の実力者に合わせ同調する傾向、仲間とそれ以外のように二分して考える発想などです。

このような意識や考え方を見直し、克服しようと努力することで、「差別を見て見ぬふりをしない土壌」を創り出すことが大切です。

⑷　共生と協働の心の輪を広げよう

人は、それぞれ異なる生活文化をもち、価値観も異なっています。また、民族や国籍をはじめ、生活環境の違うさまざまな人々が共に暮らしています。しかし、これらの違いを否定的に認識したり逆に同質性に優位な価値を求めたり、その他の違いや序列を作り出して排除したりするような状況が見られます。

市民一人ひとりが、このような状況を見つめ直し、違いをありのまま受け入れ、他者（他の個性、集団、文化）との出会いを大事にしようと努力することが大切です。

３　人権教育・啓発の推進に関する基本方針

すべての人間は、一人ひとりがかけがえのない「いのち・生き合う」存在であり、その人権は、等しく尊重されなければなりません。このために人権教育・啓発の推進を図ることは行政の責務であり、生涯学習の重要な課題として位置付けるなど、人権を尊重するまちづくりを進める必要があります。

一人ひとりの人権を尊重するまちづくりをめざし、持続可能な社会の実現をめざす時代に生きるにふさわしい人権感覚の普及・高揚を図るため、さまざまな場を通して人権教育・啓発の計画的で効果的な推進に努めます。

⑴　学校教育・幼児教育における人権教育の推進

①　幼稚園・保育所（園）における人権教育の推進

豊かな体験活動や他の人とのかかわりを通して、幼児一人ひとりのよさを伸ばし、互いを大切にし合う心を育て、幼少期から自己肯定感を高める教育を進めます。そのため、本市は、幼児教育に携わる職員の人権感覚を高める研修の充実に努めます。

②　いじめや偏見・差別の解消をめざす取組の推進

いじめや偏見・差別は、心を傷つけ、人権を侵害する行為です。全教育活動において、子どもたち一人ひとりの自己有用感や自己肯定感を高めることを通して、日常生活に見られるいじめや偏見・差別をなくし、人権感覚を育みながら、「いのち・生き合う」人間関係づくりをめざします。

③　学校における人権教育の工夫と充実

各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間の特質に則し、相互の関連を図りつつ、教育活動全体を通して推進していきます。また、地域の特色を生かしたり、近隣校との連携を図ったりしながら学習内容や活動方法の工夫・改善に努めていきます。

④　家庭・地域と連携した「学校人権教育」の推進

学校におけるさまざまな人権課題に関する学習は、家庭や地域の理解と協力によって子どもの心により確かに定着していくものです。地域の人たちの体験談を学習に取り入れたり、ブロック別の学校人権教育研究会に地域からの参加や意見を求めたりするなど、学校が効果的な人権教育を推進できるよう支援します。

⑤　学習資料（文章資料・視聴覚資料）の効果的活用

さまざまな人権課題に関するリーフレットや啓発DVD、小中学生からの募集作品（作文、詩・標語、ポスター）を人権学習資料とし、学校において積極的に活用されるように促します。

⑵　社会教育・青少年教育における人権教育の推進

①　地域住民主体の人権学習

他人ごと意識を克服し、共に生き、共に支え合う精神を高め人権を尊重する地域づくりを進めるため、公民館等を拠点として、さまざまな人権の課題について主体的に学習する機会を各地域でもちます。

②　「心のふれあいと人権尊重のつどい」の企画・実施

地域における相互の信頼関係を深め、人権を尊重する地域づくりのために、望ましい人間関係の在り方について考え合う場として、「心のふれあいと人権尊重のつどい」を各地域ごとに企画し、実施します。

③　さまざまな人権問題における地域指導者の養成

人権学習講座、心の輪講座及び地域人権教育推進指導員研修会などの開催により、各地域・各種団体指導者の人権問題に対する理解を深め、それぞれの地域において主体的に行動しようとする人材の養成を図ります。

④　家庭における教育力を高めるための家庭教育学級の充実

子どもの教育や人格形成に家庭が果たす役割を見つめ直し、次世代を担う子ども達の豊かな人間性や社会性を育むため、家庭教育学級において保護者自らが学び、子育てに関するさまざまな問題を共に考えることにより、家庭の教育力を高められるよう内容を充実させます。

⑤　心の絆を深め合う家庭づくりの推進

「教育の原点は家庭である」という認識に立ち、家庭内のコミュニケーションを通して家族の絆を深め、社会性や人を思いやる心を育む土台となる自己肯定感を高め、「家庭の日」の啓発など、心豊かな明るい家庭づくりにつながる取組を推進します。

⑥　青少年団体指導者の学習活動の推進

青少年団体指導者の人権感覚を高めるため、青少年関係施設等においていじめや虐待をはじめさまざまな人権問題に関する学習会を積極的に開催します。

⑦　子どもの自立の支援

いじめ問題や不登校等の状況で悩んでいる児童生徒からの相談に応じる機関において、適切な対応に努めながら一人ひとりの自立を支援し、子どもの人権を尊重する取組を推進します。

⑧　関係機関相互の連携

いじめや人権侵害が深刻な事態に発展しないよう、関係機関をはじめ学校・家庭・地域相互の連携を図り、その早期発見・早期解決に努めます。また、未然防止のためのスキルアップをめざし、関係者への研修を充実させます。

⑶　企業における人権啓発の推進

企業と企業に働く人は、共に地域社会の一員として、地域の文化や社会生活の向上に大きな影響力をもっています。企業内において積極的に人権啓発活動を推進し、企業とそこに働く一人ひとりが共に支え合い、ハラスメントのない人権が尊重される職場づくりと、住みよい社会づくりに努めていくことが大切です。

①　企業の事業主や人権関係担当者の人権感覚の高揚

企業において人権問題の学習や研修を積極的・継続的に取り入れるために、各企業

の経営者や人事関係担当者に対して、公正な採用選考の意義や人権感覚を高めるための学習講座の積極的な案内、啓発資料の配布、人権啓発DVDの貸出し、企業内研修で使用する学習資料の提供、出前講座の講師派遣に努めます。

② 「えせ同和行為」防止のための啓発活動の推進

企業に対する「高額な書籍を売りつける」「寄付金を要求する」等の「えせ同和行為」を排除するために、えせ同和行為防止グッズやリーフレットを企業に配布し啓発に努めます。

⑷ その他あらゆる場における人権啓発の推進

① 人権啓発事業の創意工夫

市民一人ひとりの人権尊重意識の向上をめざし、あらかじめ参加者に興味関心のある課題についてアンケートをとり、需要に応える内容を盛り込んだり、参加者同士が考えや思いを交流できるディスカッションやワークショップを取り入れたりする人権啓発事業、市民の参加意欲を高める魅力と必然性のあるイベントを企画し開催することに努めます。

また、一人でも多くの方に参加していただけるように、市民ニーズの把握に努めるとともに開催場所や日時についても検討し、手話通訳や要約筆記、磁気誘導ループ席等の設置を進めます。

② 人権啓発に関する資料、ポスター、パンフレットの作成及び活用

人権尊重推進強調月間にあわせて募集する人権に関する作品について、優秀なものを表彰し、啓発ポスター作成等に活用する事業を引き続き進めるとともに、より参加の広がる取組をめざします。また、人権教育・啓発の掲示用パネルや啓発物等、社会情勢を反映した新しいツールを揃えます。

③ 人権侵害等の発生の予防及び市民の人権に関する相談の受付

人権擁護委員、法務局やその他関係機関と連携して人権擁護及び人権啓発活動を推進するとともに、その案内・サポート体制の充実に努めます。

④ マスメディアや情報機器を活用した人権啓発活動

市民に対して、ホームページ、広報ぎふ、地域情報誌、ラジオの放送等により、人権啓発の推進に向けての広報活動に努めます。

⑤　人権擁護委員をはじめとする指導者との連携・協力による人権啓発活動の推進

「人権啓発フェスティバルｉｎぎふ」や信長まつり、人権パネル展での人権啓発展の催し、幼稚園、保育所（園）での人権教室等に引き続き取り組むとともに、より一層連携・協力の推進に努めます。

⑥　人権に関するＮＰＯ及びボランティア団体との連携・協力による人権啓発活動の推進

人権ボランティア団体である「心の輪の会」と共催する講座を設ける等、各種団体との連携・協力を進めます。

第３章　人権に関わりの深い分野の業務従事者に対する人権教育・啓発の推進

1　教職員

お互いを尊重し合う取組が展開されつつある今日、一人ひとりの子どもの命と心を最優先する教育がますます重要です。こうした中、いじめ問題はもとより、あらゆる差別や人権の問題の解決に向けて、まず教職員自らが人権感覚を身に付けることが大切です。そのために、以下のとおり、教職員の人権感覚を高めるための研修の充実を図ります。

一人ひとりの教職員が、校内に見られる課題のみならず、さまざまな人権問題に対して幅広く正しい認識を深め、指導者としての資質向上に努めます。

具体的には、校内における授業研究会や研修会等で、教職員自らが自己を見つめ、弱さの克服を図ることの困難さを共有しつつ、人権教育を推進する上での指導力を高めるための相互研修に努めるとともに、校外での各種の人権研修会・施設見学・学習会・研究会に積極的に参加することで、幅広い視点から人権教育の充実が図られるように支援します。

2　保健・医療関係者

保健・医療従事者は、基本的人権の擁護のもとに市民の健康と生命をさまざまな疾病や健康を害するものから守り、さらには、それらの予防と治療を十分に行い、その業務に当たっては、患者や患者家族または、要介護者や介護者に寄り添った言動が求められます。

また、感染者や患者に対して接するときなどに、感染者や患者の人間としての尊厳を十分に理解し配慮した対応ができるように、本市は、保健・医療従事者が必要に応じて職場研修などで人権感覚の高揚に努めるよう働きかけるとともに、あらゆる保健・医療関係者、その他関係機関とも連携しながら人権教育・啓発を推進します。

3　福祉関係者

民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、障害者相談支援事業に携わる職員、地域包括支援センター職員、介護支援専門員、社会福祉施設職員、社会福祉協議会職員、ホームヘルパーやその他社会福祉関係事業の従事者は、高齢者や障がい者をはじめさまざまな人々の生活相談や身体介護などに直接携わっています。そのため、人間の尊厳とさまざまな個人情報の守秘義務など、人権感覚に立脚した判断力と行動力が強く求められます。

こうした認識に立ち、人間としての尊厳確保や子ども・高齢者等への虐待の対応など、現代の重大な課題についての内容を組み入れた研修を実施し、人権感覚の高揚に努めま

す。

また、社会福祉法人や福祉関係企業においても、人権感覚の高揚を図るため、各職場において人権研修が実施されるようはたらきかけます。

保育所（園）の保育士を対象とする研修で、いじめ・児童虐待への対応の問題を取り上げるなど、人権感覚の高揚を図ります。

さらに、児童に関する各種の相談機関及び地域で活動している民生委員・児童委員（特に主任児童委員）の研修内容にいじめや児童虐待への対応を組み入れ、子どもの人権の重要性が認識されるように努めており、今後も研修をさらに充実します。

4　団体指導者及び社会教育関係職員

社会教育施設等を拠点として、人権に関する学習や、情報の提供を積極的に行うとともに、地域の団体、社会教育関係団体が行う人権教育研修会への助言、講師の紹介及び学習教材・資料、啓発パネル等の提供を行います。

地域の人権学習を効果的に進めていくためには、系統的に学習を企画・開催する指導者が求められます。

自治会・PTA・女性の会・青年団体・子ども会育成会・スポーツ少年団等の指導者及び公民館長・主事等の社会教育施設職員の人権意識を高め、人権感覚を磨き合える学習会や研修会を充実させ、さらには、これらの指導者が、人権教育の取組を自主的に実施することにより、人権文化の根付いた住みよいまちづくりをめざします。

5　消防職員

消防活動は、生命財産を守る直接的活動であるため、緊急避難時に人権を侵害する恐れがないとは言えません。特に消防法第３条や第５条の３等に規定する予防行政における措置命令や同第29条に規定するいわゆる「破壊消防」を行う場合には、法の趣旨を踏まえた適正な執行が望まれます。消防職員は、個々の活動において人権に対する配慮が必要であり、その認識があって初めて生命財産を守る消防活動の正当性が担保されます。

そのために、消防職員一人ひとりが人権尊重の立場に立った消防活動を行うために、人権問題に関する研修を実施したり、日々の朝礼等において継続的に人権啓発を行ったりします。

6　市職員

公務員として一人ひとりが、憲法の基本理念の一つである基本的人権の尊重を常に自覚し、人権に関する正しい知識と理解を深めるとともに、自己の人権感覚の高揚に努めることが必要です。さらに、職員は、常に守秘義務を重んじ、プライバシーの保護等、市民一人ひとりの人権に配慮した接遇に心がけなければなりません。

そのため、本市では、新規採用職員研修をはじめ特別研修で人権についての研修を積極的に実施します。また、職場研修において、人権問題及び公務員倫理、接遇等に関する研修をそれぞれ年間に１回以上実施することを必須としています。研修教材の人権啓発DVDや資料、機材等を充実整備するとともに、出前講座を活用するなど、人権に関する研修の充実を図るとともに、各課の担当者が中心となり、積極的に研修の機会を持ち、意識の高揚に努めます。

7　指定管理者職員

指定管理者とは、地方公共団体が、公の施設の管理を行わせるために、期間を定めて指定する団体のことで、所属する職員は、公共施設職員としての自覚や専門性及び人権感覚が求められており、指定管理者主催の人権研修を年間事業計画の中に位置付け、実施します。

こうした取組について、人権啓発センター等による出前講座や人権啓発資料の配布を適宜行っていくとともに、今後も引き続き人権に関する研修の実施の充実に努めます。

8　マスメディア関係者等

情報化の進展とともに、新聞、テレビ、ラジオ、雑誌関連のマスメディアが、人々の価値判断や意識形成に非常に大きな影響力を及ぼしているだけでなく、過激な取材活動や報道が問題視される場合があります。また、スマートフォン（多機能携帯電話）等の急激な普及により、SNS（ｿｰｼｬﾙ・ﾈｯﾄﾜｰｷﾝｸﾞ・ｻｰﾋﾞｽ）を通して他人を誹謗中傷したり差別を助長したりする表現等の書き込みも多発しています。

このため、人権に配慮した取材活動とともに、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題（部落差別）等のさまざまな人権に関する問題をテーマとした記事の掲載や番組の放映を推進するよう働きかけます。また、インターネット掲示板等に差別的な書き込みが見つかった場合、関係機関と連携し、削除するなどの対応を要請します。

第４章　人権教育・啓発を推進するための環境整備

1　共生と協働のネットワーク

⑴　生涯学習としての人権学習

複雑化・成熟化した社会にあって、人々は絶えず新たな知識・技術を習得していくことが必要であり、豊かで充実した人生を送るためには、生涯にわたって学習に取り組むことが求められています。人権学習は、それを学習する個人の知識や理解の力を深化させるだけでなく、家庭や職場や地域において人権の課題を共に学び、協力し励まし合って問題解決に取り組んでいくことで、生涯学習として充実し発展していくことが期待されます。

⑵　市民との協働による人権尊重のまちづくり

学んだことを「地域づくり」に役立てることで、私たちは大きな充実感や生きがいを得ることができます。市民との協働で、人権に関する学習会を企画したり開催したりすることを通して、さまざまな人権課題の解決に向けて積極的なはたらきかけのできるまちづくりを進めます。

⑶　啓発・学習資料及び情報の提供

人権学習をより効果的に進めるためには，学校教育、社会教育、青少年教育、職場啓発等分野において適切な資料や学習プログラムを促進することが必要となります。本市は、各種研修資料・パンフレット・冊子・DVD等ソフトウェアの活用、ワークショップ等のグループ体験・参加型学習の紹介、また、地域人権教育推進指導員等への助言を通して、啓発・学習資料及び情報の提供に努めます。

⑷　指導者の資質向上と育成

本市は、偏見・差別の解消をめざすため、すべての地域に、公民館を拠点とする地域人権教育推進委員会を設置しています。市民が、在住する地域の人権教育推進委員長・推進指導員を中心に主体的に研修会・学習会を実施することで、人権を尊重して行動できる人として資質の向上を図るとともに、ボランティア活動団体をはじめ各種団体とも連携し、こうした指導者の育成と拡大に努めます。

⑸　「あったかハートコーナー」の充実

人権啓発センター内にある「あったかハートコーナー」では、人権啓発資料や書籍・

パンフレット等を作成・収集・展示し、来所者に対する学習相談のほか視聴覚器材、DVD教材の貸出しを行っています。今後、人権ライブラリー機能を一層充実させ、（公財）人権教育啓発推進センターをはじめ、人権教育に関する機関や施設の最新情報の把握・収集に努め、市の広報紙やホームページ、ラジオ放送等を通して紹介をします。

また、各地域、学校等で実施される人権研修の企画・運営の相談にのったり、市民からの来所、電話、メール、文書等による相談、要望、質問、苦情などに対して、誠意をもって公正、適切かつ迅速に対応したりすることに努めます。

(6) あらゆる分野で人権尊重の視点に立った行政の遂行

すべての行政部局が、あらゆる行政施策を推進するにあたって、「人権尊重」を個人や組織の行動や価値判断の基本とします。

施策の推進にあたっては、インターネットなどによる広報・広聴やパブリックコメントにより市民のニーズを公平かつ的確に把握し、市民の市政への参加を促し、開かれた市政の推進に努めます。

各人権政策課題について積極的な情報公開に努めるとともに、プライバシーの保護については、その対策のための措置を講じ、人権侵害の防止に努めます。職員一人ひとりが、市民の負託を受けた公務員として、常に人権の尊重を視野に入れ公共の福祉に奉仕するという意識をもち、公平・公正な判断、誠実な対応、明瞭な手順により職務を遂行します。

2 国、県、他市町村及び関係機関等との連携

人権教育・啓発を進めるには、国、県、他市町村及びさまざまな機関や市民が、それぞれの目的に向けて意思を統一し協力し合う必要があります。本市は、お互いの連携を密にして地域の実態の把握に努め、人権に配慮した住みよいまちづくりを進めます。

(1) 国・県・他市町村との連携

人権教育・啓発を総合的・効果的に推進するため、啓発用の資料・DVD、外部講師等それぞれが保有する人権関連情報を相互に提供し合うことで、国・県や他市町村との連携を強化するよう努めます。

⑵　外部関係団体・民間団体との連携

本計画の実効性を高めるには、民間団体等においても人権教育・啓発の取組が積極的に展開される必要があります。各種団体に人権教育・啓発の取組の充実を促すとともに、各種生涯学習施設等を人権教育・啓発の場として積極的に活用し、講師や教材についても適切な助言、紹介等の情報提供を行います。

また、人権関係のNPO（非営利組織）の果たす役割がより一層高まっています。啓発資料の相互の提供や情報の交流を行うなど、効果的な人権教育・啓発が推進できるよう努めます。

３　人権教育・啓発のための庁内推進体制

⑴　「岐阜市人権教育・啓発行動計画推進本部」の設置

本計画に係る施策について総合的かつ効果的に推進するため、「岐阜市人権教育・啓発行動計画推進本部」を設置します。

①　推進本部の役割

ア　岐阜市人権教育・啓発行動計画を策定すること。

イ　行動計画に基づく人権教育・啓発の推進に関すること。

②　組織の概要

ア　市長を本部長に、副市長を副本部長に充てる。

イ　本部員は、部長級職員を充てる。

ウ　所掌事務の調査検討をするため、庁内政策課長で組織する幹事会を置く。

エ　幹事会に作業部会を設置し、具体的事項の検討をする。

オ　作業部会は、岐阜市の人権教育・啓発行動計画を横断的・効果的に実施していくために、ワーキングメンバーとして庁内での連絡調整及び情報を提供する。

カ　作業部会担当者は人権教育・啓発推進協議会に出席して、各界市民の意見を聞きながら情報提供及び意見交換を行う。

⑵　「人権に関する市民意識調査」の実施と活用

人権問題に関する意識調査を定期的（概ね５年ごと）に実施することで、市民の意識の変化を把握することにより、人権教育・啓発行動計画策定のための基礎資料とします。また、今後の人権教育・啓発について検討する資料としても活用します。

第５章　重点施策の展開

1　第２次後期行動計画の評価

本市においては、2015（平成27）年度から第２次後期行動計画に基づき各種人権施策を推進してきました。地域においては、地域ごとに人権教育推進委員長・推進指導員を中心に公民館を主な拠点として人権研修会を実施したり、文化祭等の地域イベントを利用して啓発グッズを配布したりするなど、地道な活動を積み重ねてきました。

また、学校教育においては、教職員研修を位置づけ人権感覚を高め合う取組みをはじめ、小・中・特別支援学校を５つのブロックに分け、各ブロックで毎年人権に関する授業を公開することで、どのようにすれば児童生徒に人権尊重の精神を育むことができるかを学び合ってきました。

庁内各課においては、人権啓発センターが中心となって推進本部を組織し、作業部会を設置して連携を図り、人権に関連する施策を推進してきました。また、人権教育・啓発推進協議会において進捗状況を報告するとともに、委員から出された意見を施策の見直しに反映することも大切にしました。

第２次後期行動計画では、【５年後のめざす状況】について、①人権問題への関心と、②差別的言動に対する態度を評価指標として設定しました。

【５年後のめざす状況】

【関心】人権問題に関心をもっている人の割合	85.4% （第７回調査）	状態の改善　UP （第８回調査）
【態度】身近な人の差別的な言動に対する態度について「迷う」人の割合	39.7% （第７回調査）	状態の改善　DOWN （第８回調査）

（全体として「前向きに対応する」人の割合UP ）

その成果と今後の課題を検証するために、2018（平成30）年度に実施した第８回人権に関する市民意識調査の結果を、2013（平成25）年度に実施した第７回調査と比較しました。

(1)　成果

①　人権問題に関心をもっている人の割合

2018（平成30）年度の調査では、人権問題に関心をもっている人の割合（100%－「特に関心をもっている問題はない」（8.7%））は91.3%です。2013（平成25）年度の調査結果に比べ5.9ポイント上昇しており、市民の人権問題に対する意識は、各種取組の推進と、社会的な動向も相まって次第に高まってきているといえます。

図表５－１　人権問題に関心をもっている人の割合

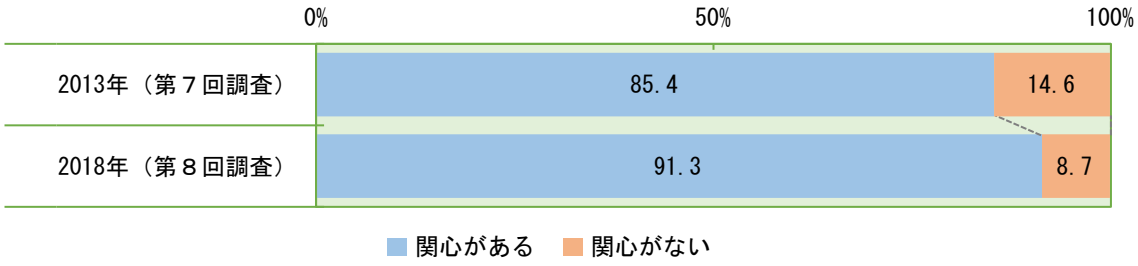

資料：第８回「人権に関する市民意識調査」（2018（平成30）年）

②　身近な人の差別的な言動に対する態度について「迷う」人の割合

2018（平成30）年度の調査では、身近な人の差別的な言動に対する態度について「迷う」人の割合は33.1%です。2013（平成25）年度の調査結果に比べ6.6ポイント低下しており、人権問題を解決に向けて積極的に行動する立場の市民が増加しています。

さらに、同和問題（部落差別）に関して知った内容について、「同和問題を認識したきっかけ」別にみると、「学校の授業」や「講演会・研修会」といった、＜教育・啓発＞から認識した人は、「差別することのまちがい」や「正しい歴史」を身につけており、偏見・差別をしないという正しい認識につながっています。

図表５－２　身近な人の差別的な言動に対する態度

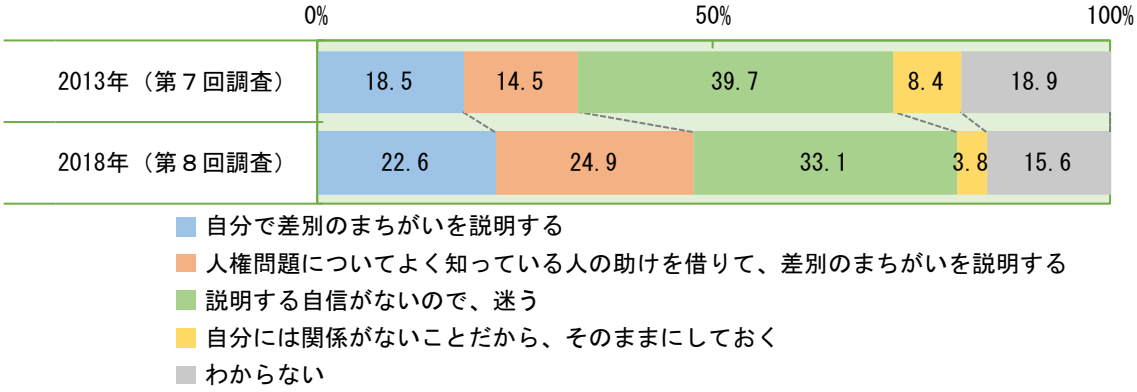

資料：第８回「人権に関する市民意識調査」（2018（平成30）年）

図表５－３　同和問題（部落差別）を認識したきっかけ×同和問題（部落差別）に関して知った内容

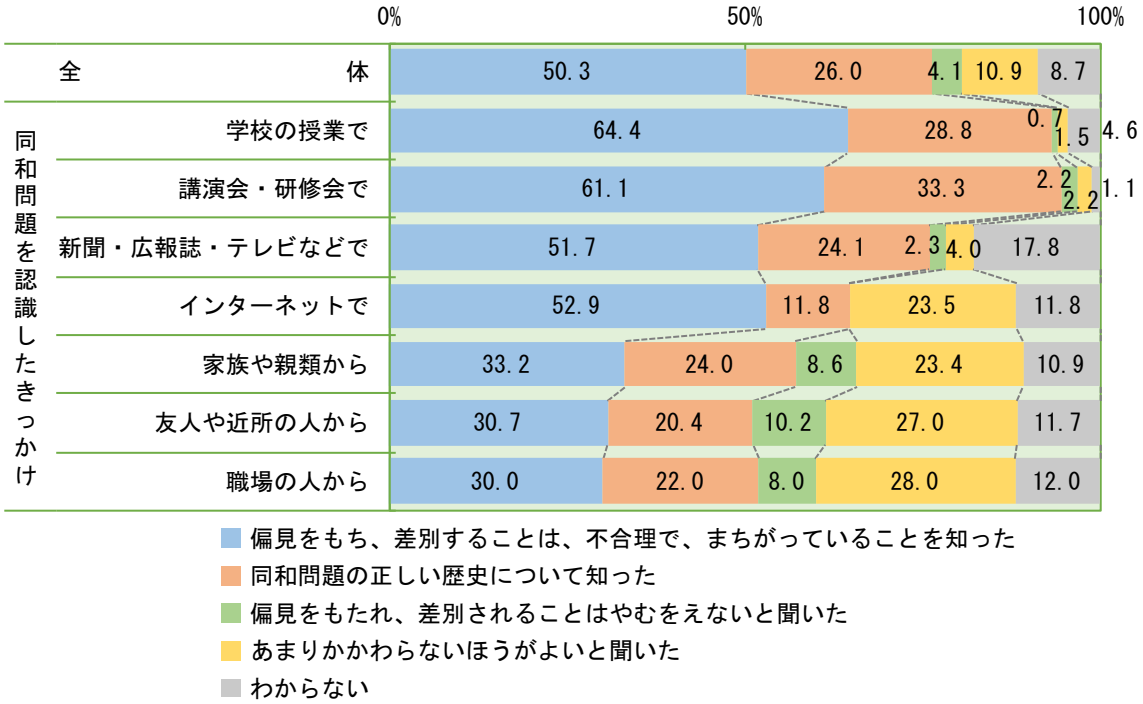

資料：第８回「人権に関する市民意識調査」（2018（平成30）年）

(2)　課題

①　人権問題の解決の方策

2018（平成30）年度の調査では、人権問題の解決の方策について、「国・県・市などの行政や学校において、教育・啓発活動をねばり強く行う」が56.2%を占めており、次いで、「市民一人ひとりが解決のために努力する」が27.2%となっています。2013（平成25）年度の調査とも、ほぼ同様の結果となっており、従来どおり、行政や教育機関に対する市民の期待は大きいことがわかります。

図表５－４　人権問題の解決の方策

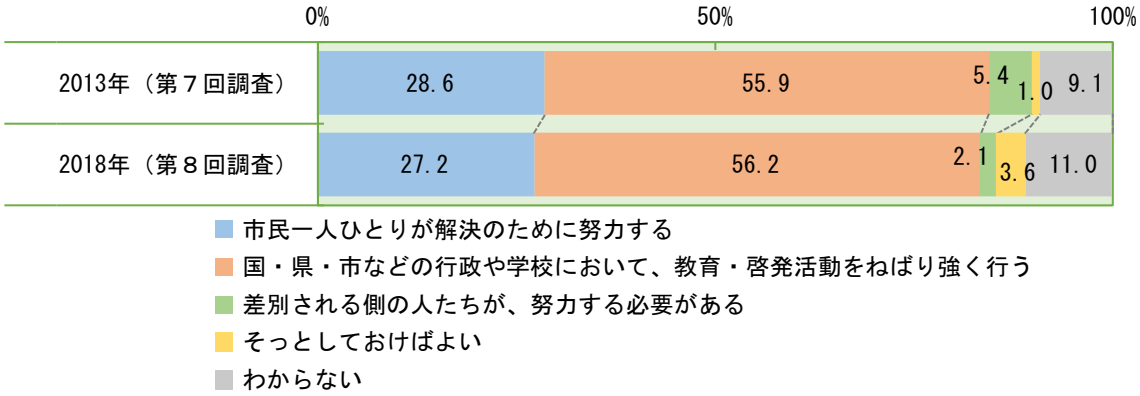

資料：第８回「人権に関する市民意識調査」（2018（平成30）年）

② 人権に関する研修会への参加

2018（平成30）年度の調査では、人権に関する研修会への参加について、「講習会、研修会自体を知らなかった」が40.3%と最も高く、次いで、「関心はあるが参加する機会がなかった」が30.7%となっています。両者を合計すると、70%以上が＜参加の機会＞をもてなかったことになります。

また、年代別にみると、若い世代や働く世代において、講演会や研修会などで正しく学ぶ機会を逸している割合が高く、講習会や研修会の周知及びその学習内容の充実を図る必要があります。

図表５－５　人権に関する研修会への参加

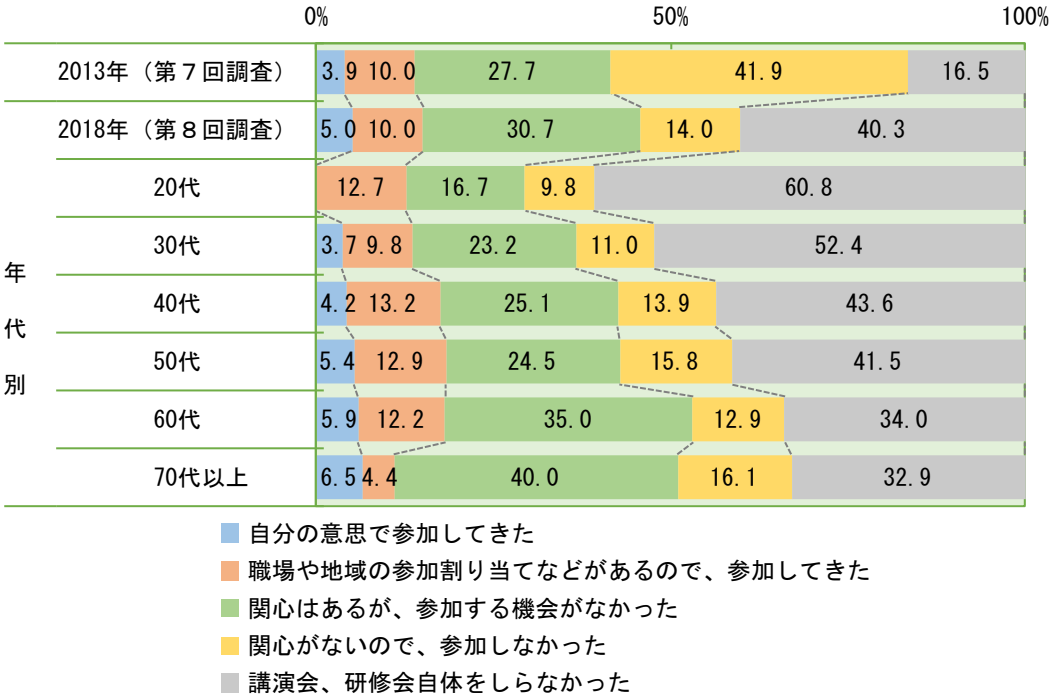

資料：第８回「人権に関する市民意識調査」（2018（平成30）年）

2　重点施策の方向性

「１　第２次後期行動計画の評価」でみたとおり、本市における人権教育・啓発の取組は一定の成果を得ており、人権問題に関心をもっている市民の割合は高くなっています。

また、身近な人の差別的な言動に対する態度をみると、「説明する自信がないので、迷う」は、いまだ３分の１近くを占めているものの、大幅に低下しています。加えて、教育・啓発が、偏見や差別の解消に大きく寄与しているという成果も現れており、人権意識の行動化は、教育・啓発の推進により、さらに促進するものと考えられます。

人権課題の解決の方策については、行政や教育への期待が大きく、関係者のさらなる人権意識の向上が望まれています。一方、人権教育・啓発の講演会や研修会に参加する機会をもたない市民も多く、特に若い世代、働く世代に多いのが現状です。

そこで今後は、第２次後期行動計画の成果を踏まえて「再出発（リスタート）」を図り、本計画の基本理念である「一人ひとりの人権を尊重するまちづくり～よく生き合おう～」の具現化をめざすために、人権教育・啓発に関する効果的な取組により、人権課題の解決に向け主体的に行動する市民が増えるよう、「若い世代・働く世代」をターゲットにした施策を推進するとともに、「市職員・教職員」の意識の高揚を図り、市民の期待に応えられる体制を構築していきます。

3　重点的な取組

これまで市民のみなさんの協力を得ながら粘り強く積み重ねてきた「人権尊重まちづくり」に効果的だった施策は継続して実施します。一方、明らかとなった課題を少しでも改善していかなければなりません。

本計画の基本理念「一人ひとりの人権を尊重するまちづくり～よく生き合おう～」に根差し、人権尊重の大切さを呼びかけられる側の立場に思いを寄せた施策を推進し、「共に学び合う」「共に感じ合う」機会を提供できるよう努めます。10年後には、市民のみなさんに「よく生き合えている」実感をもっていただけることを願っています。

(1)　若い世代・働く世代への教育・啓発の推進

①　若い世代に向けて

定期・不定期に大学・短大生と共通のテーマで意見交流を実施し、若者の見方や考え方を把握するとともに、啓発資料で採り上げるなど、さまざまな年代の市民によって教育・啓発が推進されるようにします。

＜施策の推進方法＞

IT世代である参加した学生に依頼し、SNSを活用した「人権」について考え合う輪の広がりに期待します。

＜想定される主な取組＞

○大学・短大サークルへ、人権啓発イベントのボランティア参加を呼びかける。

○中央青少年会館等でボランティア活動している学生に向け、参加型研修会を実施する。

○まんが同好会等のサークルに「人権まんが」の制作を依頼する。

○大学・短大祭において、学生を通して啓発チラシや研修会参加の呼びかけ等を実施する。

② 働く世代に向けて

商工会議所など代表者が人権教育・啓発推進協議会委員として参加している団体と連携を図り、できる限り多くの働く世代に、講演会や研修会の参加を呼びかけたり、学習資料や各種案内チラシ等が行き渡るようにします。

＜施策の推進方法＞

企業・事業所として社内で研修等を企画・運営することは、難しい部分があるため、市が開催する研修会や講演会、出前講座や視聴覚資料等を周知するとともに、担当者の参加を促します。

＜想定される主な取組＞

○各企業へ商工会議所、青年会議所から送付される文書等に市の事業のチラシを同封してもらう。

○商工会議所、青年会議所において実施される会議、研修会等で、市の事業についてプレゼンテーションする機会を設けてもらう。

○商工会議所において実施される会議等で、人権に関する研修会を位置付け、必要性を感じてもらう。

○青年会議所に働きかけ、市の事業に参加してもらったり、市職員が啓発活動をさせてもらったりする双方向の関係を創り出す。

(2) 市職員・教職員の人権意識・人権感覚の高揚

① 市職員に向けて

人権啓発センターが実施している年２回の市職員人権研修会の内容を充実するとともに、各部署において位置付けられている研修の内容を把握し、出前講座を積極的に活用してもらいます。

＜施策の推進方法＞

イントラネットを利用した研修の案内や実施状況を積極的に発信することで、「人権」の見える化を図ります。

＜想定される主な取組＞

○研修会に参加した職員の感想や意見等を掲載した庁内新聞を作成し、イントラネットを使って紹介する。

○出前講座で、どんな内容を研修すべきかアンケートを取り、結果報告とともに依頼に応じた研修会の相談にのることを紹介する。

○庁内各部署に位置付けられた職場研修担当者に向け、具体的な人権研修の実施について事例を示し、意識を高める。

② 教職員に向けて

教育委員会と共催する研修会を計画・実施します。子どもに関する人権問題だけでなく、教職員として幅広い人権感覚を醸成するために、できるだけ多様なテーマを提供します。

＜施策の推進方法＞

文書メール便・学校Ｅメールの両方を活用するとともに、教職員対象の研修会で「人権」を意識してもらう機会を増やします。

＜想定される主な取組＞

○年間で２テーマを抽出し、人権教育担当者研修及び人権教育研究会実務者会等で、資料に基づき理解を深める。

○教職員の長期休暇の期間を活用し、より多くのテーマを扱った研修会を企画し、教育委員会と連携して周知を図る。

○各ブロックで実施している人権教育研究会公表会の実践を、パネル展を通して広く啓発する。

■施策の一覧

関　　心	人権問題に関心をもっている人の割合を向上
態　　度	差別的な発言や行動に対して前向きに対応する人の割合を向上
参　　加	人権問題に関する講演会や研修会への参加した人の割合を向上
教育・啓発	地域人権教育推進担当員の委嘱
	公民館講演等で人権に関する講演の実施
	あったかハートコーナー 人権啓発・人権学習DVDの充実と貸出数向上
	あったかハートコーナー 人権に関する書籍の充実と貸出数
	ハートフル人権ライブの実施
	「人権の広場」をはじめ市開催の講演会、研修会、パネル展の開催
[拡　　大]	若い世代、働く世代への教育・啓発の推進
[充　　実]	市職員、教職員の人権意識・人権感覚の高揚
関係各課	「第６章　課題別施策の展開」を参照

第 6 章　課題別施策の展開

■課題別施策の体系

課　　題	具体的施策の方向	主な担当部署
1　女性の人権	①　「第３次岐阜市男女共同参画基本計画ぎふ未来スケッチⅣ」の推進 ②　女性センター事業の推進 ③　「第３次岐阜市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」の推進 ④　女性の人権に関する学習機会の充実	男女共生・生涯学習推進課 女性センター 子ども支援課 人権啓発センター
2　子どもの人権	①　妊娠期からの継続した支援 ②　育児不安の軽減と虐待発生予防への支援 ③　就学前の子どもへの配慮 ④　児童虐待等への対応 ⑤　人権感覚をはぐくむ教育の推進 ⑥　「子どもの権利」が保障される地域社会の確立 ⑦　不登校の子どもに対する教育支援の充実 ⑧　いじめ問題対策の充実 ⑨　生活困窮家庭の子どもに対する支援の充実 ⑩　外国籍児童・生徒への対応	健康増進課 健康増進課 子ども保育課 子ども・若者総合支援センター 学校指導課 子ども政策課 子ども・若者総合支援センター 学校指導課 生活福祉一課・二課 学校指導課
3　高齢者の人権	①　生きがいづくりと地域活動の推進 ②　地域包括ケアシステムの構築と介護保険事業の円滑な推進 ③　多世代交流の推進 ④　権利擁護の取組の促進 ⑤　高齢者見守りネットワーク等の充実	高齢福祉課 介護保険課 高齢福祉課 高齢福祉課 高齢福祉課
4　障がいのある人の人権	①　理解の促進 ②　障がい者虐待防止など権利擁護の推進 ③　障がいを理由とする差別の解消 ④　発達障がいの心配がある子どもに対する相談体制の充実 ⑤　学校教育の充実 ⑥　雇用・就労の促進 ⑦　こころの健康づくりの推進 ⑧　芸術発表及び各種イベントへの参加機会の提供	障がい福祉課 障がい福祉課 全庁 子ども・若者総合支援センター 学校指導課 労政・経営支援課 地域保健課 障がい福祉課
5　同和問題（部落差別）	①　普遍的な人権課題としての教育・啓発の推進 ②　人権課題解決をめざす市民交流拠点の運営 ③　「えせ同和行為」の排除の徹底 ④　公正な採用選考の啓発	人権啓発センター,学校指導課 人権啓発センター 人権啓発センター 労政・経営支援課
6　外国人の人権	①　外国人市民が必要な情報を得られるまちづくり ②　外国人市民の生活を支える安心・安全のネットワークがあるまちづくり ③　多様性を生かした活気に満ちたまちづくり	国際課 国際課 国際課
7　ＨＩＶ感染者・ハンセン病回復者等の人権	①　偏見・差別の撤廃にむけた啓発 ②　HIVやエイズの正しい知識の普及・啓発 ③　健康教育の推進 ④　感染症患者等に関する人権啓発 ⑤　不安を軽減する取組	地域保健課 地域保健課 地域保健課 人権啓発センター 地域保健課
8　刑を終えて出所した人の人権	①　更生保護活動の推進 ②　社会復帰の支援	福祉政策課 福祉政策課
9　犯罪被害者等の人権	①　教育・啓発の推進 ②　相談窓口等の充実 ③　民間支援団体への支援と連携の充実	人権啓発センター 防犯・交通安全課,市民相談室 防犯・交通安全課
10　インターネットを悪用した人権侵害	①　広報・啓発の推進 ②　情報モラル教育の推進 ③　人権侵害への対応 ④　公式ＳＮＳ等の適切な運営	人権啓発センター 学校指導課 人権啓発センター 広報広聴課/SNS管理部署
11　性的少数者の人権	①　教育の推進 ②　関連団体等との連携による効果的な啓発 ③　相談窓口の周知 ④　啓発資料の充実	学校指導課 人権啓発センター 地域保健課 人権啓発センター,男女共生・生涯学習推進課
12　さまざまな人権問題 ・ホームレスの状態にある人々の人権問題 ・年齢を超えた生活困窮者の人権問題 ・アイヌの人々の人権問題 ・北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権問題 ・東日本大震災に起因する人権問題 ・人身取引（トラフィッキング）による人権問題 ・職場におけるハラスメントによる人権問題　等		

1　女性の人権

(1)　現状と課題

＜女性の人権をめぐる動向＞

女性の人権問題は、社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）意識に基づく固定的な性別役割分担意識と差別や偏見が根底にあります。

性別に関わらず一人ひとりが互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子化が進み、人口減少社会に突入した現在、社会の多様性と活力を高め、経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から、社会全体で取り組むべき重要な課題です。

1999（平成11）年６月に施行された「男女共同参画社会基本法」は、男女共同参画社会の形成を総合的、計画的に推進することを目的とし、国や都道府県はもちろん、国民にも基本理念に沿って、職場や学校、地域、家庭などで、積極的に取り組むように求めています。

女性の人権に関する教育・啓発が進む中、依然として、性別による固定的な役割分担意識や経済的な男女の格差がなくならないのが現状です。また、セクシュアル・ハラスメントやDV（ドメスティック・バイオレンス）などの心身への直接的な危害のほか、性の商品化、売買春、アダルトビデオ出演強要など性をめぐる問題などがあります。

近年、女性の活躍推進が国の成長戦略の中核に位置づけられ、2015(平成27)年には女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立しました。また、同年に「第４次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

＜岐阜市の動き＞

本市では、2002（平成14）年６月に「岐阜市男女共同参画推進条例」を制定し、性別にかかわらず一人ひとりが個性と能力を発揮できる社会をめざして、市民、事業者と一体となり取り組んでいく姿勢を明らかにしました。条例制定に伴い、社会情勢の急激な変化に対応するため、1995（平成７）年に策定した「岐阜市女性行動計画 ぎふし未来スケッチ」を全面的に見直して、「岐阜市男女共同参画基本計画 ぎふし未来スケッチⅡ」を2004（平成16）年３月に策定しました。以降、取組の成果を評価しながら見直しを繰り返し、現在は、2018（平成30）年３月に策定した「第３次岐阜市男女共同参

画基本計画 ぎふし未来スケッチⅣ」に基づき取組を進めています。

また、2002（平成14）年１月に、男女共同参画推進の拠点施設として開設した「岐阜市女性センター」を活用し、個人や団体の活動への支援を図るなど、男女共同参画社会の実現に向けての着実な取組を実施しています。

一方、2009（平成21）年度には、「岐阜市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に総合的に取り組んできました。現在は、2019（平成31）年３月に策定した第３次計画に基づき取組を進めています。

(2) 調査結果にみる現状と課題

① 女性差別についての意識

「家庭や地域、あるいは職場において、「女のくせに」と言われたり、「女性だから」ということで不利な扱いを受けたりする場合があることについて、あなたはどう考えますか」という設問では、「女性だからといって差別するようなことは、ぜひともなくすべきである」が55.5%と最も高く、次いで「少しずつ改善していけばよい」が30.3%です。両者を合わせると、85.8%が＜女性差別を解消する立場＞で考えています。

年代別にみると、若い世代ほど「～ぜひともなくすべきである」が低くなる傾向が見られました。

2013（平成25）年度の調査結果との比較では、＜女性差別を解消する立場＞は１ポイント低下していますが、著しい意識の変化はありませんでした。

図表３－１　女性が不利な扱いを受けたりする場合があることについての考え

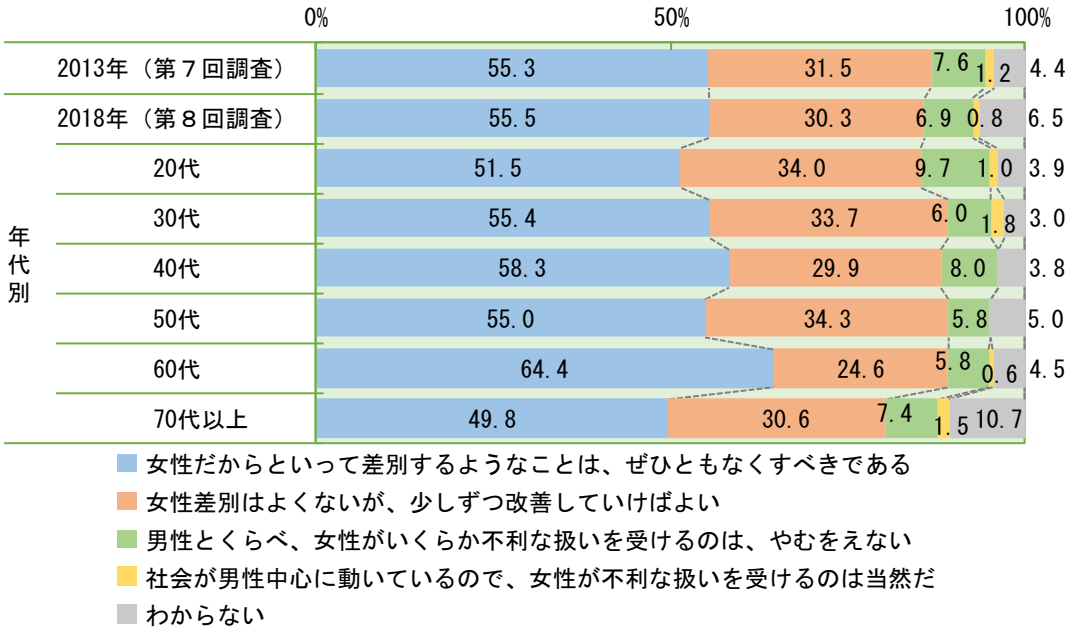

② ＤＶについての意識

「あなたの知り合いの女性から、パートナー（夫、恋人など）に虐待されていると相談を受けた場合、あなたはどのように行動しますか」という設問では、「市の相談窓口や女性センターや警察など、関係機関に連絡する」が47.4%と最も高く、次いで「被害を受けている女性の話をよく聞き、いっしょに解決する」が20.0%です。両者を合わせると、67.4%が＜女性への虐待を許さない立場＞で考えています。女性への虐待について「家族や友人など、身近な人に相談する」は18.9%、「話は聞くが、特に何もしない」は5.5%です。

2013（平成25）年度の調査結果との比較では、「～関係機関に連絡する」は0.5ポイントの上昇にとどまっています。引き続き、相談窓口等の周知や、通報・相談の必要性を啓発していく必要があります。

図表３－２　女性が虐待されていると相談を受けた場合の行動

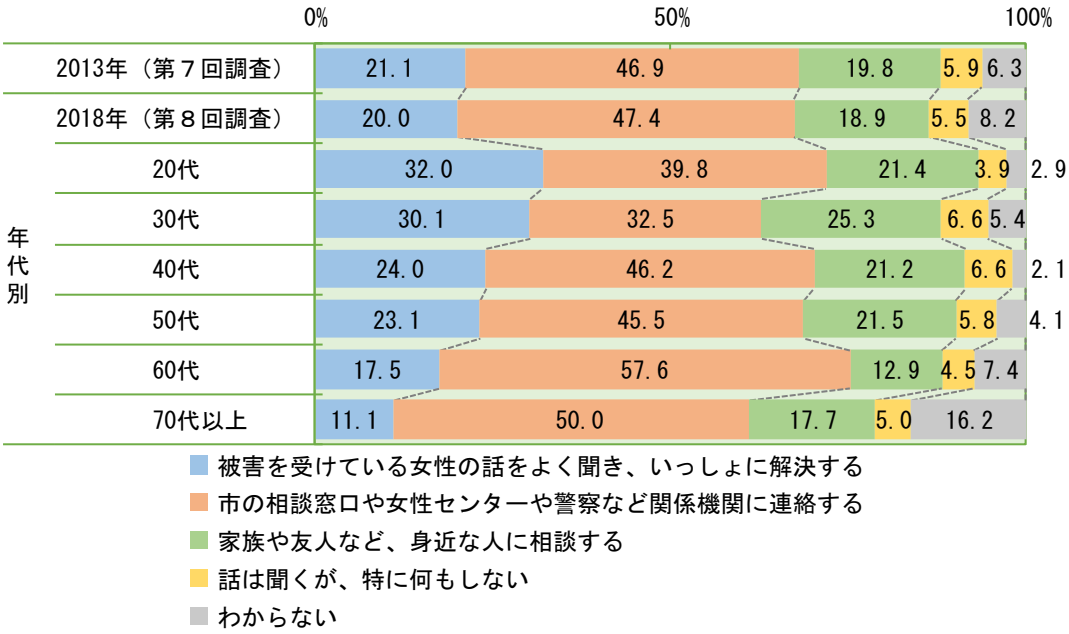

(3) 具体的施策の方向

① 「第３次岐阜市男女共同参画基本計画ぎふ未来スケッチⅣ」の推進

具体的な取組	担当部署
▶配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪など性別に起因する人権侵害をなくし、男女の人権を尊重するため、あらゆる場において、性別による差別や侵害がなくなる取組をします。また、互いの性を尊重するとともに生涯にわたる心身の健康づくりへの支援をします。	男女共生・生涯学習推進課 全庁
▶性別による固定的な役割分担意識を解消するために、家庭、学校などあらゆる場において、子ども、若者、高齢者などあらゆる層に対して、男女共同参画の意義や責任についての学習する機会の充実と啓発を行います。	男女共生・生涯学習推進課 全庁
▶本市における方針の立案及び決定に女性委員の参画を促進するとともに、自らモデル事業者をめざします。また、企業や団体へも、男女共同参画への働きかけを進めます。	男女共生・生涯学習推進課 全庁
▶子育てや介護を含む家庭生活に男女がともに主体的に関わり、地域活動においても男女がともに参画していく環境づくりをします。	男女共生・生涯学習推進課 全庁

② 女性センター事業の推進

具体的な取組	担当部署
▶女性センターは、男女共同参画社会の実現を図るため、男女共同参画の取組を支援する拠点施設として、男女共同参画の推進に向けた事業を実施します。	女性センター

③ 「第３次岐阜市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」の推進

具体的な取組	担当部署
▶今後も継続してDVに関する広報・啓発、相談体制の強化などの重点施策の推進を図り、配偶者や交際相手からの暴力の防止及び被害者の保護等に総合的に取り組むとともに、交際相手からの暴力（デートDV）を含めたDV啓発を、児童・生徒に対して実施します。	子ども支援課 学校指導課 人権啓発センター
▶岐阜県、警察、地域の支援団体等と連携し、ＤＶの啓発活動を行います。	子ども支援課

④ 女性の人権に関する学習機会の充実

具体的な取組	担当部署
▶学習資料の中に「セクシュアル・ハラスメント」「ＤＶ」について取り上げるなど、ジェンダーフリーの考え方を定着させる内容を盛り込んだ研修等を実施します。	人権啓発センター
▶人権擁護委員をはじめとする、「女性の人権」を尊重する活動に従事する団体と連携を図っていきます。	人権啓発センター

2　子どもの人権

⑴　現状と課題

＜子どもの人権をめぐる動向＞

1994（平成６）年に批准した「児童の権利に関する条約」では、子どもを単に保護の対象として見るのではなく、生存や保護、発達、意見表明などの権利を行使する主体として位置づけています。しかし、依然として子どもが権利の主体として尊重される存在であるという認識が十分ではありません。

わが国においては、1999（平成11）年に児童に対する性的搾取や性的虐待を防止するため「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童買春・児童ポルノ禁止法）」が施行され、2000(平成12)年には児童の心身の成長に多大な影響を与える児童虐待を防止するため「児童虐待防止法」が施行されました。

2013(平成25)年６月には「いじめ防止対策推進法」が公布され、いじめ防止、早期発見や対処のための対策に関する基本方針を定め、国や地方公共団体、学校、関係者の連携のもと、いじめ問題の克服にむけての取組が始まりました。

＜岐阜市の動き＞

本市では、2006（平成18）年４月に「岐阜市子どもの権利に関する条例」を施行し、子どもが一人の人間として、自分らしく安心して暮らしていくことができる環境を築き、子どもの権利を総合的に保障することを宣言するとともに、同条例により「岐阜市子どもの権利推進委員会」を設置しました。同委員会は、2010（平成22）年３月に「子どものいじめ問題に関する提言書」を提出し、以降、提言を受けた取組の実施及び審議を重ねてきており、幅広い分野において子どもの権利保障の実施状況を確認した上で、更なる子どもの権利の保障を推進しています。

2013（平成25）年度には、「岐阜市子育て支援会議」を設置し、子ども・子育て支援に関する施策等の推進等に関する事項について審議しています。

2014(平成26)年４月には、「岐阜市いじめ防止等対策推進条例」を施行し、学校等におけるいじめの防止に資するとともに、生活上のさまざまな悩みや困難を有する子ども・若者に対し、一人ひとりの状況に応じ、福祉、教育その他の関連分野における総合的な支援を行うため、「岐阜市子ども・若者総合支援センター」を設置し、子育て、児童虐待、発達障がい、不登校、いじめ、就学・就労等について相談支援を行っています。

(2)　調査結果にみる現状と課題

①　子どもの人権を守るために必要なこと

「子どもの人権を守るために、どのようなことが必要だと考えますか」という設問では、「家庭・学校・地域の三者が連携して、子どもの成長を支える活動に取り組む」が55.1%と最も高く、「国・県・市などが、子どもの人権を守るための事業や啓発活動を推進する」は19.8%です。両者を合わせると、74.9%が＜子どもの人権を守る立場＞で考えている人です。「子どもの人権というよりは、まず『しつけ』を重視する」も19.8%となっています。

年代別にみると、年代が上がるにしたがい、「子どもの人権というよりは、まず『しつけ』を重視する」が高くなっています。

2013（平成25）年度の調査結果との比較では、＜子どもの人権を守る立場＞が7.5ポイント上昇しており、子どもの人権に関する市民の意識が高くなっていることがわかります。

図表３－３　子ども人権を守るためにどのようなことが必要か

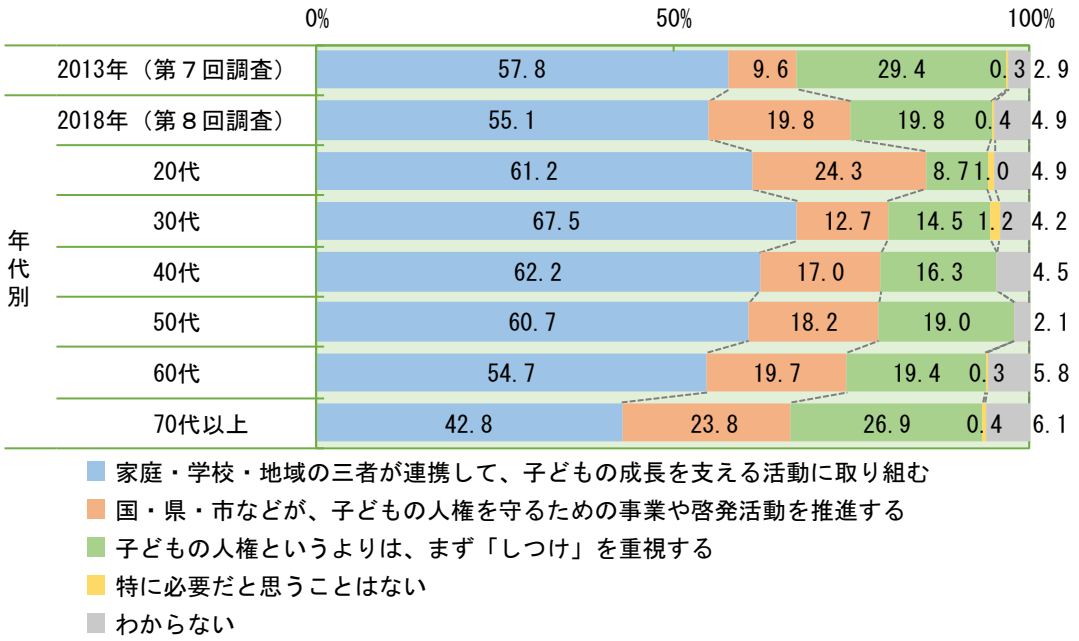

② いじめについての意識

「子どもたち同士の「いじめ」ととれるような場面に出会ったとき、どのように行動しますか」という設問では、「子どもたちに声をかけ、その場でやめさせる」が49.2%と最も高く、次いで「学校や市などの相談窓口に連絡して指導してもらう」が31.0%です。両者を合わせて、80.2%が＜「いじめ」の問題について解決のために行動する立場＞で考えています。

年代別にみると、年代が上がるにしたがい、＜「いじめ」の問題について解決のために行動する立場＞で考えている人が高くなる傾向にあります。

2013（平成25）年度の調査結果との比較では、＜「いじめ」の問題について解決のために行動する立場＞はほぼ同率で、これを維持向上できるよう、さらに教育・啓発を進めていく必要があります。

図表３－４　子ども同士の「いじめ」ととれるような場面にあった場合の行動

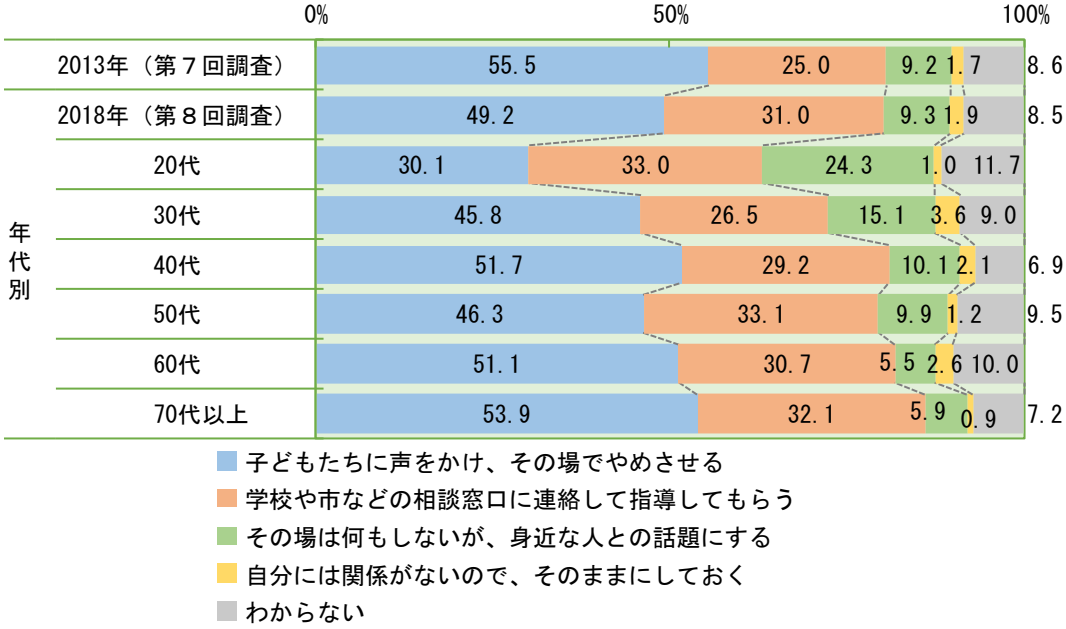

③　虐待についての意識

「身近に住む子どもが、虐待を受けている疑いがあると感じたとき、どのように行動しますか」という設問では、「迷わず市の相談窓口や警察、学校などに通報したり、民生委員・児童委員など、身近な人に相談したりする」が60.7%と最も高く、「まず、自分で本人や家族から話を聞いてみる」は8.9%です。両者を合わせて、69.6%が＜子どもへの虐待を許さない立場＞で考えています。「虐待があることを確かめたわけではないので、通報することや相談することをためらう」が20.7%、「他人の家庭のことに口を出さないほうがいいなどの理由から、そのままにしておく」が3.5%あります。

年代別にみると、年代が上がるにしたがい、＜子どもへの虐待を許さない立場＞で考えている人が高くなる傾向にあります。

2013（平成25）年度の調査結果との比較では、＜子どもへの虐待を許さない立場＞は2.7ポイント上昇しており、これまでの教育・啓発活動や、全国的に表面化している子どもへの虐待事象の影響もあり、市民の意識が高くなってきています。

図表３－５　身近に住む子どもが虐待を受けている疑いがあると感じたときの行動

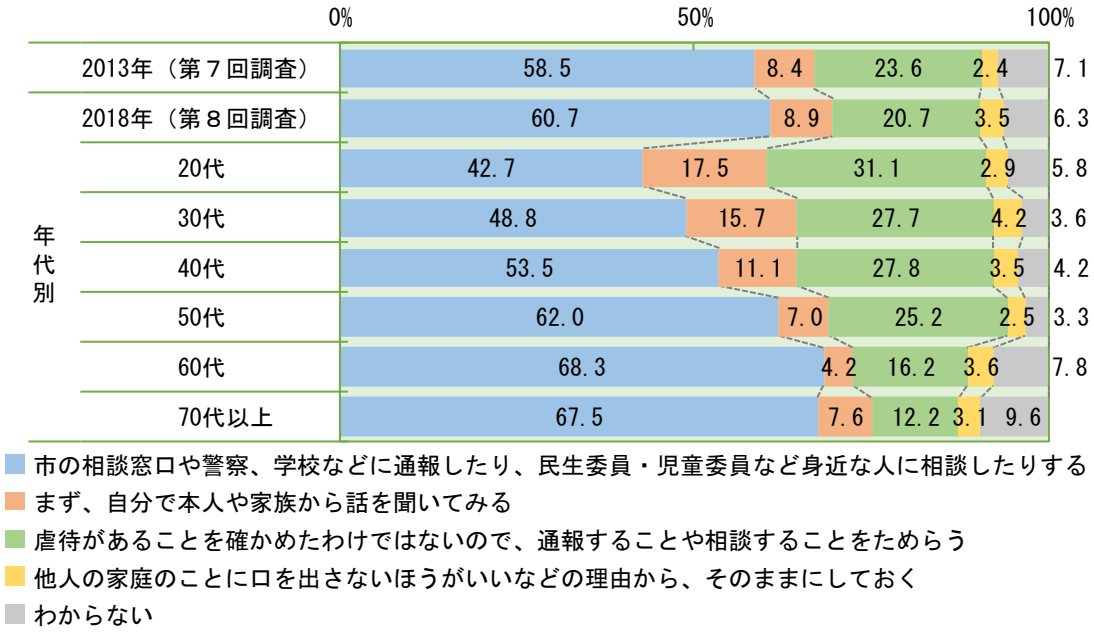

(3)　具体的施策の方向

①　妊娠期からの継続した支援

具体的な取組	担当部署
▶女性にとって不安や悩みが生じやすい妊娠・出産期における不安の軽減を図るため、母子健康手帳交付時には、妊婦健診の必要性、流早産や低出生体重児の出産などの危険因子となる「喫煙や飲酒」の影響や、相談窓口の紹介など、必要な情報提供に努めます。	健康増進課
▶若年妊婦、多胎児妊婦等に対し訪問・電話相談を行います。	健康増進課
▶母子健康包括支援センターにおいて妊産婦や乳幼児等の状況を継続的に把握するとともに、妊産婦や保護者の相談に応じたり、関係機関と連絡調整するなどしたりして、切れ目のない支援を提供します。	健康増進課
▶妊産婦が保健上必要があるにも関わらず、経済的な理由により入院助産を受けることができず、また、他からの援助が受けられない方などの安全な出産を「助産制度」により支援します。	子ども支援課

②　育児不安の軽減と虐待発生予防への支援

具体的な取組	担当部署
▶育児情報の氾濫や連帯感の希薄化、親自身の精神的な問題や生活上のストレスなどの要因による育児のさまざまな場面における不安や悩みの解消を図るため、乳幼児健康診査及び相談体制の充実に努めることはもちろん、「すくすく赤ちゃん子育て支援事業」として、生後４か月までの家庭を全戸訪問し、不安・悩みを聞き必要な情報提供を行います。	健康増進課
▶支援が必要な家庭においては、「養育支援訪問事業」などのサービスに結びつけることにより子育ての孤立化を防ぎ、地域の中で安心して育児に取り組み、子どもがすこやかに成長できるよう支援します。	健康増進課
▶出産後、体調や育児に不安のあるお母さんが安心して子育てができるよう、市が委託する医療機関で宿泊や日帰りにより、お母さんと赤ちゃんの心身のケアや育児サポートなどを受ける「産後ケア事業」を実施します。	健康増進課
▶多胎家庭を対象に多胎育児の経験者であるピアサポーターが、家庭訪問や乳幼児健康診査の会場で、多胎児の子育ての相談に応じる「多胎児家庭サポート事業」を実施します。	健康増進課
▶地域ごとに地域の子育て関係者と子育て支援地域連絡会を開催し、情報の交換・共有を図り、地域の中での理解者や支援者を増やしていく取組を推進します。あわせて、親同士が悩みを出し合い解決できるよう、地域の子育てサークルに関する情報提供を行うとともに、活動支援を行います。	市民健康センター （ふれあい保健センター）
▶子育て支援情報や施設情報、イベント情報など子育てに必要な情報を「ぎふし子育て応援アプリ」や「親と子のハンドブック　ぶりあ」等で提供していきます。	子ども政策課

③　就学前の子どもへの配慮

具体的な取組	担当部署
▶乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を養う重要な時期であることから、家庭や地域と連携し、一人ひとりの子どもの発達段階や個性に応じた保育や教育を実施します。	子ども保育課 幼児教育課
▶人権尊重の視点に立った保育や教育を推進するため、保育・教育関係者の研修の充実を図ります。	子ども保育課 幼児教育課

④　児童虐待等への対応

具体的な取組	担当部署
▶児童への虐待、養育の放棄等子どもの人権を侵害する行為を早期に発見し、子どもとその保護者等へ適切な指導・援助が行えるよう、相談体制の充実を図ります。	子ども・若者総合支援センター
▶要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことができるよう、「要保護児童対策地域協議会」を中心に多機関の円滑な連携・協力に努めます。	子ども・若者総合支援センター
▶虐待を知ったときは通報する義務があることを啓発するよう努めていきます。	子ども・若者総合支援センター
▶子ども本人が直接相談できる「子どもホッとダイヤル」「子どもホッとメール」を記載した「岐阜市子どもホッとカード」を市内全ての小・中学生、高校生に配布します。	子ども・若者総合支援センター
▶民生委員・児童委員、生活福祉課職員等向けの児童虐待対応研修を実施します。	子ども・若者総合支援センター
▶学校教職員を対象とした児童虐待現場対応研修や、幼稚園・保育所（園）職員向けの研修を実施します。	子ども・若者総合支援センター
▶児童虐待防止リーフレットを作成し、市内小・中学校の１年生を対象に配布します。また、オレンジリボン絵てがみコンテストを実施します。	子ども・若者総合支援センター

⑤　人権感覚をはぐくむ教育の推進

具体的な取組	担当部署
▶学校教育においては、教師自身の人権感覚を磨く研修を行うとともに、いじめや差別を見逃さない教育の充実を図ります。	学校指導課
▶幼稚園、保育所（園）、小中学校において互いの気持ちや考え、個性を尊重し合い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認める人間関係づくりに努めます。	学校指導課 人権啓発センター
▶仲間との関わりの中で生じるさまざまな問題の解決に向けた取組を通して、正しく判断し相手を思いやる行動を、日常生活においても実践できるように努めます。	学校指導課
▶小・中学校等を通じ、児童・生徒に対し、いじめや子どもの権利に関する周知・啓発を行います。	子ども政策課

⑥　「子どもの権利」が保障される地域社会の確立

具体的な取組	担当部署
▶地域・家庭・学校において、「岐阜市子どもの権利に関する条例」を活用した取組を進められるように、関係各課が子どもの権利を保障する総合的な施策の実施に努めます。	子ども政策課
▶小中学校長会やＰＴＡ連合会、青少年育成市民会議などに「子どもの権利」に関する周知を図るとともに、子ども向けの人権教室を実施する法務局との連携を推進します。	子ども政策課
▶子どもが、すこやかに生まれ、かつ育成される環境を整備するとともに、一人ひとりの基本的人権が尊重されるよう、「岐阜市子ども・子育て支援プラン」を策定し、推進します。	子ども政策課

⑦　不登校の子どもに対する教育支援の充実

具体的な取組	担当部署
▶小中学校における不登校に対しては、「子ども・若者自立支援教室」を市内４か所に設置し、学習支援やさまざまな体験活動を通して自己有用感や自己肯定感を高め、社会的自立に向けた力を培うよう努めます。	子ども・若者総合支援センター
▶いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等の生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれたさまざまな環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを子ども・若者総合支援センター内に配置し、相談・支援体制を整備します。	子ども・若者総合支援センター
▶岐阜市子ども・若者総合支援センターにおいて、０歳児から20歳前までの子ども・若者を対象に、悩みや不安の相談に応じるなど専門スタッフが継続的に支援します。	子ども・若者総合支援センター

⑧　いじめ問題対策の充実

具体的な取組	担当部署
▶「いじめ防止等対策推進条例」に基づく「いじめ問題対策連絡協議会」を中心に関係機関と連携し、いじめ問題への対策を協議していきます。	学校指導課
▶教育委員会に「いじめ問題対策委員会」を設置し、いじめ防止のための取組を実施するとともに、重大事態発生時には、学校設置者の立場から調査を実施します。	学校指導課
▶学校においては、ピアサポートの考え方を土台に、生徒指導主事等が、子ども同士のトラブルを未然に防ぐコミュニケーション能力を高める手法を学び、子どもたち自身の人間関係形成能力を高め、いじめ等の未然防止を図ります。	学校指導課
▶生徒指導主事会、教育相談担当者会の開催、ほほえみ相談員の派遣などを行い、差別やいじめを未然に防ぐ指導、いじめ問題の早期解決に向けて共通理解を図るとともに、学校間、教職員同士の連携を一層強化し、いじめ未然防止、いじめの早期発見・早期対応に向けた積極的な取組を進めます。	学校指導課

具体的な取組	担当部署
▶人権啓発センターにおいては、子どもの人権の中でも、特に「いじめ」「虐待」に関する内容に重点を置いた啓発資料を作成するとともに、それらをテーマとした学習講座や研修会を実施します。また、センター職員の出前講座においても積極的に取り上げ、幼少期から自己肯定感を高めることで、いじめをしない・させない力を育むことにつながるとの考えを中心に子どもたちを取り巻く大人への啓発をさらに充実させていきます。	人権啓発センター

⑨　生活困窮家庭の子どもに対する支援の充実

具体的な取組	担当部署
▶「生活困窮者自立支援法」（2015（平成27）年４月施行）に基づき、生活困窮家庭の子どもたちの学習支援や進学支援を行います。	生活福祉一課・二課

⑩　外国籍児童・生徒への対応

具体的な取組	担当部署
▶外国籍児童・生徒を支援する指導員派遣制度を４か国語（中国語・英語・タガログ語・ポルトガル語）について実施します。	学校指導課

３　高齢者の人権

⑴　現状と課題

＜高齢者の人権をめぐる動向＞

国連では、1991（平成３）年に、高齢者の自立、参加、ケア、自己実現、尊厳を内容とする「高齢者のための国連原則」が採択され、1992(平成４)年には、1999（平成11）年を「国際高齢者年」とする決議が採択されました。

わが国においては、世界に例を見ない速さで高齢化が進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2036（令和18年)には３人に１人が65歳以上の高齢者となることが予測されています。このことにより、高齢化に適応した豊かな社会の実現が求められます。しかし、高齢者の雇用環境は厳しい状況であり、さらには疾病等のために介護を必要としている高齢者に対し、介護者が肉体的、心理的に虐待を加えるなどの高齢者虐待のほか、財産面でもさまざまな問題が生じています。

高齢者の権利擁護に向けた取組として、2000（平成12）年度に、介護保険施設における身体拘束の廃止を目的として、身体拘束ゼロ作戦が開始されるとともに、2001（平成13）年度には、成年後見制度利用支援事業が創設されました。

2006（平成18）年４月には、高齢者への虐待防止を目的とした「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が施行され、その第７条で、高齢者虐待を発見した場合の市町村への通報義務などが規定されました。また、「介護保険法」の改正により、各市町村において高齢者の虐待防止や権利擁護の相談・支援等の業務を行う総合窓口として「地域包括支援センター」を設置することとされました。

＜岐阜市の動き＞

本市では、「第７期岐阜市高齢者福祉計画」を策定し、「高齢者の一人ひとりが生きがいを持ち、地域で安心して暮らせる社会の創造」を基本理念に高齢者施策を推進しています。健康で充実した高齢期を迎えられるように、また生活の支援や介護が必要となった場合には、介護保険をはじめとした公的な福祉サービスの利用や、地域包括ケアシステムの構築により、地域の見守りや支え合いによって、安心して暮らしていけるような地域社会づくりを進めています。また、認知症の正しい知識の普及、啓発に向け、認知症サポーターの養成や専門職によるネットワークの構築を進めています。

(2) 調査結果にみる現状と課題

① 高齢者の人権についての意識

「近所で、高齢者が大切にされていないことを聞いた場合、あなたはどう考えますか」という設問では、「大切にしないのは、まちがっている」が48.6%と最も高く、次いで「人生の先輩として尊重されるべきである」が23.8%です。両者を合わせると、72.4%が＜高齢者を尊重する立場＞で考えています。「状況によっては、ある程度は迷惑がられてもやむをえない」が18.9%、「高齢者はおとなしくしていればよい」が1.7%あります。

2013（平成25）年度の調査結果との比較では、＜高齢者を尊重する立場＞は3.2ポイント低下しています。

図表３－６　高齢者が大切にされていないことを聞いた場合の考え

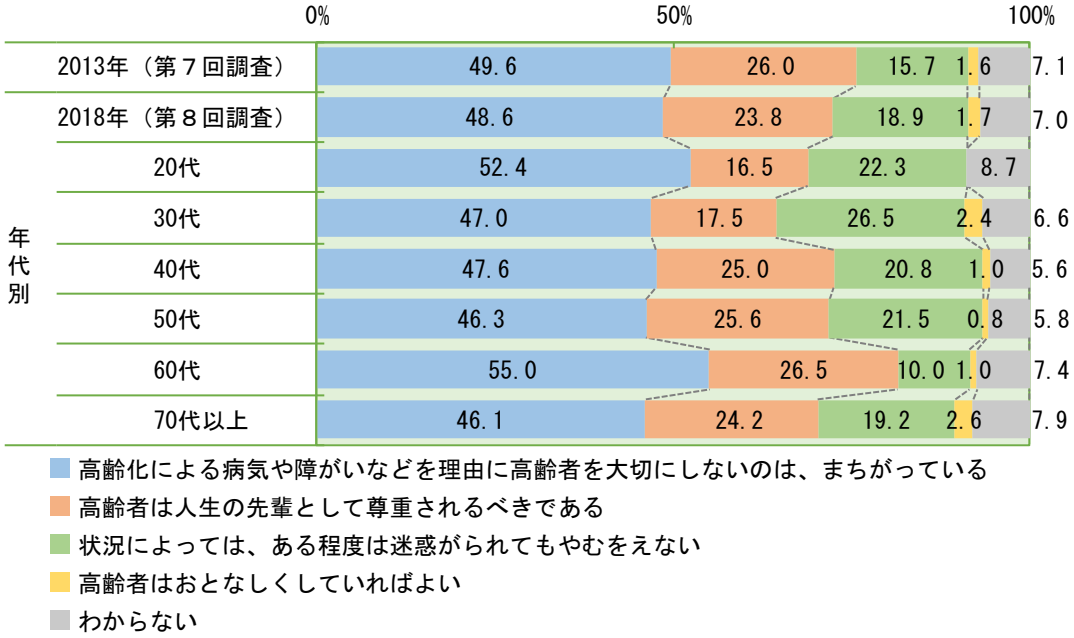

② 虐待についての意識

「身近に住む高齢者が、家庭内や入所施設内で虐待を受けている疑いがあると感じたとき、どのように行動しますか」という設問では、「迷わず、市の相談窓口や警察などに通報したり、民生委員・児童委員など、身近な人に相談したりする」が52.8%と最も高く、「まず、自分で本人や家族、施設から話を聞いてみる」は14.8%です。両者を合わせて、67.6%が＜高齢者への虐待を許さない立場＞で考えています。「虐待があることを確かめたわけではないので、通報することや相談することをためらう」が23.0%、「自分には関係がないので、そのままにしておく」が2.8%あります。

年代別にみると、若い世代ほど＜高齢者への虐待を許さない立場＞が低くなる傾向にあります。

図表３－７　身近に住む高齢者が虐待を受けている疑いがあると感じたときの行動

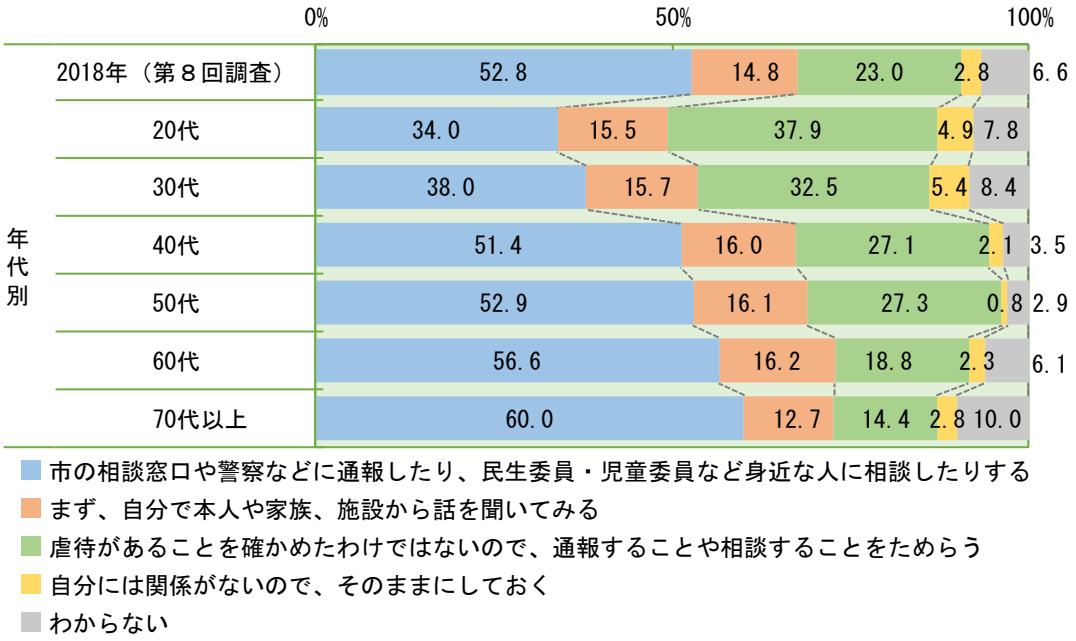

(3) 具体的施策の方向

① 生きがいづくりと地域活動の推進

具体的な取組	担当部署
▶高齢者が趣味や文化、スポーツ・レクリエーション活動をしたり、地域のボランティア活動に参加したりすることは、社会参加という視点だけでなく、本人の心とからだの健康管理と生活に潤いを与える大切なことであり、老人クラブの育成支援、老人福祉センター等の利用促進、サークルや講座などの活動の機会の充実などに努めます。	高齢福祉課
▶働くことは、自己実現を図り、社会の一員として役割を果たすという意味で、社会参加の基本と言えることから、働く意志と能力のある高齢者にその場を用意することが重要です。こうしたことから、自らの豊かな知識と経験を生かしたシルバー人材センターでの仕事など、生きがいとしての就労の場づくりに努めます。	高齢福祉課

② 地域包括ケアシステムの構築と介護保険事業の円滑な推進

具体的な取組	担当部署
▶高齢者が住みなれた地域で安心して生活を続けることができるよう、保健・医療・福祉・住まいなどに関するサービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めます。	高齢福祉課 介護保険課
▶高齢者が、要支援･要介護状態とならないために、地域包括支援センターによる相談支援や介護予防サービスの提供を行います。	高齢福祉課 介護保険課
▶高齢者が可能な限り在宅で自立した生活が営めるよう、居宅サービスの充実に努めるとともに、介護保険サービスを補完する生活支援サービス、家族介護支援サービスの充実に努めます。	高齢福祉課 介護保険課
▶要介護認定の統一性と公平性を確保するとともに、利用者が介護サービスを適切に選択し、利用できるような環境づくりを進め、介護サービスに関する情報整備や質の評価の普及、適正な契約などの利用者保護に取り組みます。	介護保険課
▶介護サービスの質的な向上と効率化をめざす観点から、介護サービスに関する不満や相談に応じる体制を整備し、事業者の指導や適切な情報提供に努めます。	介護保険課

③ 多世代交流の推進

具体的な取組	担当部署
▶核家族化の進行などで、家族形態も変化しており、高齢者とのふれあいの機会が少なくなっています。子どもの頃から高齢者への理解をより一層深め、高齢社会に生きる人間としての自覚を高めていくとともに、さまざまな形で世代間交流を深めていく必要があります。三世代交流スポーツ大会や文化伝承活動等を通して高齢者との交流を深めます。	高齢福祉課

④　権利擁護の取組の促進

具体的な取組	担当部署
▶市民に対して高齢者虐待に関する正しい認識を啓発するとともに、高齢者虐待の早期発見に向けて広く市民からの情報収集に努め、適切な対応を図ります。	高齢福祉課 人権啓発センター
▶認知症等判断能力が不十分な高齢者に対して、関係機関と連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知と活用支援を図ります。	高齢福祉課

⑤　高齢者見守りネットワーク等の充実

具体的な取組	担当部署
▶協力事業所で見守りネットワークを作り、協力事業所が行う配達などの職務中に高齢者などの異変を発見したときに市に連絡して、状況の確認と必要に応じて支援につなげます。	高齢福祉課
▶安否異常事案（新聞が数日間溜まっている、同じ洗濯物が数日間干したままであるなど）に関する市民からの情報提供を受ける専用電話を設置し、孤立死の未然防止等につなげます。	高齢福祉課

4　障がいのある人の人権

(1)　現状と課題

＜障がいのある人の人権をめぐる動向＞

2011(平成23)年に「障害者基本法」の一部が改正され、障がいのある人への差別の禁止、地域社会における共生等に関する内容が盛り込まれました。2012(平成24)年には自治体への通報などを義務付けた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行されるとともに、「障害者自立支援法」に代わって2013(平成25)年に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）においても、基本理念に「共生社会の実現」や「社会的障壁の除去」が位置付けられたほか、障がい者の範囲に難病等が加えられるなど、障がい者差別の解消が進められてきました。

2014（平成26）年１月に「障害者の権利に関する条約」を締結し、同年２月に効力が発生しました。この条約は、障がいのある人の人権や基本的自由の享有を確保し、固有の尊厳の尊重を促進するため、障がいのある人の権利を実現するための措置等を規定している国際条約で、現在の障がい者関連法における基礎となっています。2013(平成25)年６月には、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が制定され、2016（平成28)年４月に施行されました。この法律では、「障害者基本法」に規定された「差別の禁止」に関する具体的な内容を示し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めており、行政機関等及び事業者に対し、障がい者差別解消に向けた取組を求めるとともに、普及啓発活動を通じて障がいのある人も含めた国民一人ひとりによる自発的な取組を促しています。

＜岐阜市の動き＞

本市では、1997（平成９）年に、バリアフリー社会の実現をめざした「岐阜市障害者計画」を策定しました。以降、見直しを繰り返し、現在は、2018（平成30）年３月に策定した「第４次岐阜市障害者計画」に基づき、「誰もが自立してともに暮らすまちをめざして」を基本理念として障がい者施策を推進しています。

また、2012（平成24）年から障がい福祉課に虐待防止相談員を配置し、障がい者虐待防止センター機能を担うとともに、障がいのある人の人権に関する啓発に努めるなど、虐待の防止と早期発見に取り組んでいます。さらに、2016（平成28）年の障害者

差別解消法の施行にあわせ、ポイントとなる「不当な差別的取り扱いの禁止」、「合理的配慮の提供」を盛り込んだ、「岐阜市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要綱」を制定するとともに、「障がいのある人への対応事例集」等を作成、市職員に対する研修を実施するなど、周知を図っています。

(2) 調査結果にみる現状と課題

① 障がいのある人の人権についての意識

「隣に障がいのある人が転居してこられた場合、障がいのある人とのつきあいについて、あなたはどう考えますか」という設問では、「できるだけつきあっていきたい」が43.4%と最も高く、次いで「分けへだてなくつきあいたい」が40.8%です。両者を合わせると、84.2%が＜障がいのある人とのつきあいを前向きに対応する立場＞で考えています。「場合によってはさけたい」が8.6%、「極力さけたい」が0.7%あります。

2013（平成25）年度の調査結果との比較では、＜障がいのある人とのつきあいを前向きに対応する立場＞が1.4ポイント低下しています。

図表３－８　障がいのある人とのつきあいに関する考え

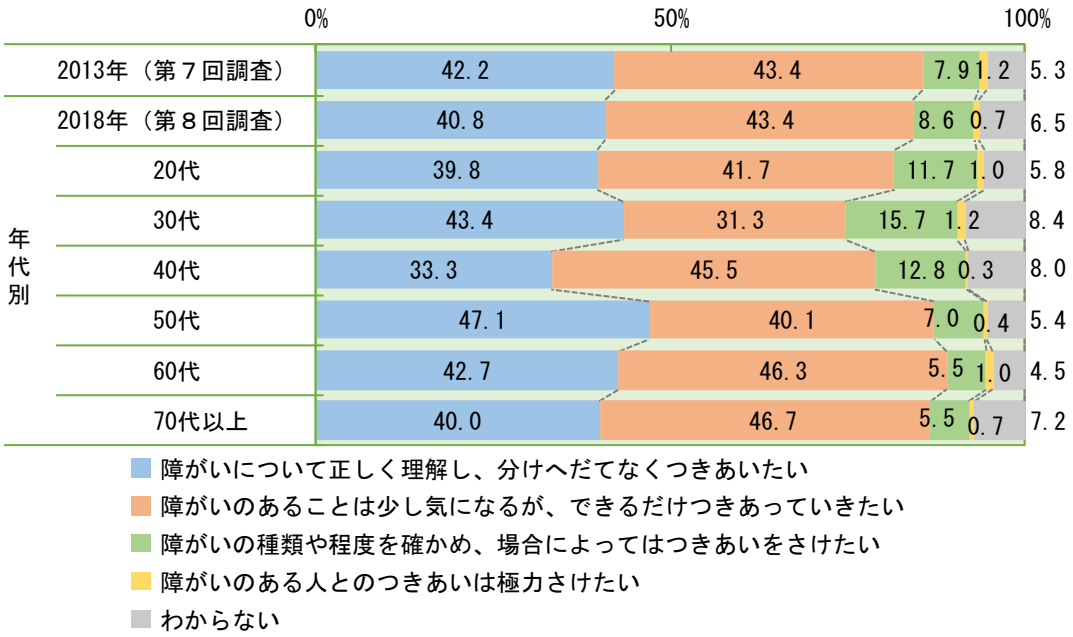

② 虐待についての意識

「身近に住む障がいのある人が、家庭内や入所施設内で虐待を受けている疑いがあると感じたとき、どのように行動しますか」という設問では、「迷わず、市の相談窓口や警察などに通報したり、民生委員・児童委員など、身近な人に相談したりする」が54.9%と最も高く、「まず、自分で本人や家族、施設から話を聞いてみる」は12.5%です。両者を合わせて、67.4%が、<障がいのある人への虐待を許さない立場>で考えています。「虐待があることを確認したわけではないので、通報することや相談することをためらう」が22.7%、「自分には関係がないので、そのままにしておく」が1.9%あります。

年代別にみると、若い世代ほど<障がいのある人への虐待を許さない立場>が低くなる傾向にあります。

図表３－９　身近に住む障がいのある人が虐待を受けている疑いがあると感じたときの行動

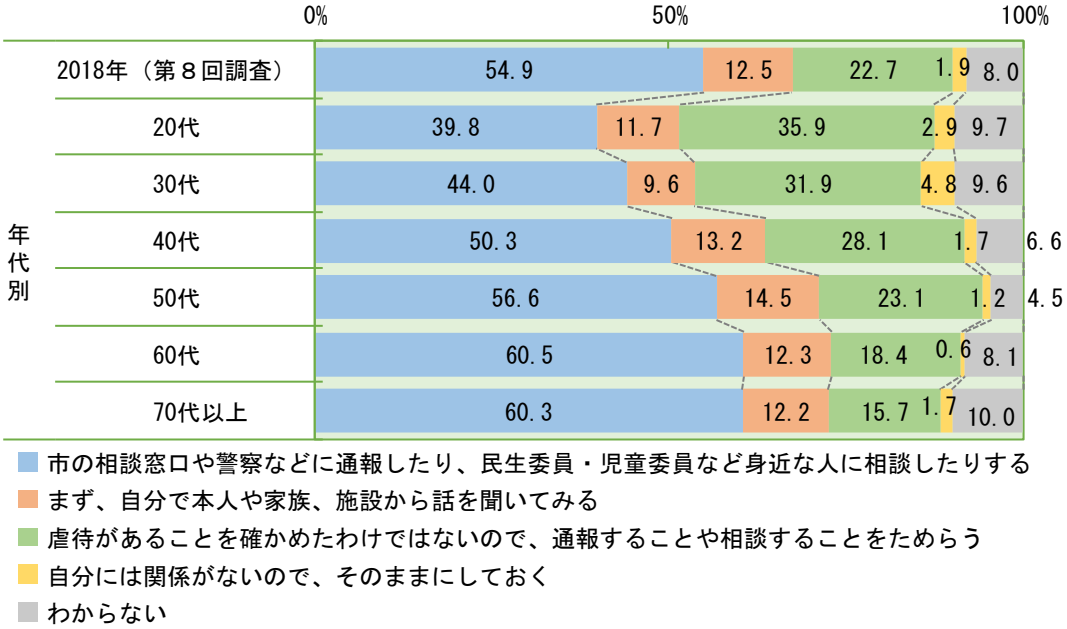

(3) 具体的施策の方向

① 理解の促進

具体的な取組	担当部署
▶毎年12月３～９日の障害者週間を中心に、各種イベント等を通じて、一つひとつの障がいについての理解とノーマライゼーションの理念の一層の普及に努めます。	障がい福祉課
▶毎年４月２日の世界自閉症啓発デーを中心に、自閉症をはじめとする発達障がいについて、広く啓発する活動を行い、理解の促進に努めます。	障がい福祉課
▶ヘルプマークなど「障がい者に関するマーク」の正しい理解の啓発に努めるとともに、障がいのある人への配慮の促進を図ります。	障がい福祉課
▶障がいのある人の人権を尊重するために必要な４つのバリアフリー（物理的、制度的、文化・積極的、意識（心））について、身近なコトやモノから学べる学習資料を作成します。	人権啓発センター
▶制度の説明ではなく、日常の中にある障がいのある人との関係性を考え合える研修会を実施します。	人権啓発センター

② 障がい者虐待防止など権利擁護の推進

具体的な取組	担当部署
▶障がい者虐待防止センターの機能を果たすため、専門の相談員を配置し、虐待防止の啓発や虐待と思われる事例への相談に応じるなど、障がいのある人への虐待防止及び再発防止に努めます。	障がい福祉課
▶虐待を未然防止・早期発見するために、少しでも障がいのある人への虐待の疑いがある場合に通報する専用電話を設置し、障がいのある人の尊厳を守ります。	障がい福祉課
▶障害年金などの個人の財産について、障がいのある人が成年後見制度を利用して適切に管理できるよう支援します。また、本人との契約により福祉サービスの情報提供等や日常的金銭管理、書類等の預かりなどを行う日常生活自立支援事業を関係団体に委託します。	障がい福祉課

③ 障がいを理由とする差別の解消

具体的な取組	担当部署
▶事務事業を実施するにあたり、職員が適切に対応するため、国の基本方針では努力義務とされている対応要領を作成し、障がいのある人に対する合理的な配慮に努めます。	全庁
▶広報ぎふや本市ホームページ、啓発チラシ等を通じて、広く障がいや障がいのある人に対する理解の促進を図ります。	障がい福祉課

④　発達障がいの心配がある子どもに対する相談体制の充実

具体的な取組	担当部署
▶岐阜市子ども・若者総合支援センターにおいて、幼児期及び学齢期以降の発達に関する相談に応じます。	子ども・若者総合支援センター
▶ことばや運動、行動面等発達に遅れやその疑いがある乳幼児の問題について、相談に応じ必要な支援を行います。	子ども・若者総合支援センター
▶発達が心配な幼児期の子どもを対象にした「親子教室」（対象：０～２歳児）の開催や「幼児支援教室」（対象：３～５歳児）を常設するほか、学齢期の子どもを中心にソーシャルスキルトレーニング等直接支援や、保護者を対象にペアレントトレーニングを行います。	子ども・若者総合支援センター
▶保育所(園)、幼稚園や学校と連携しながら保護者の不安の解消や一人ひとりの発達を支援します。	子ども・若者総合支援センター
▶義務教育終了後に、さまざまな問題を抱えている若者に対して、関係機関と協働・連携し、就学・就労などの相談・支援を行います。	子ども・若者総合支援センター

⑤　学校教育の充実

具体的な取組	担当部署
▶学校教育においては、障がい者施設への訪問、特別支援学校や特別支援学級との交流などを通して、さまざまな障がいに対する正しい理解を深め、共に生活していこうとする態度を育てます。	学校指導課
▶障がいに対する差別や偏見の解消、障がいのある児童生徒に自尊感情を育む指導の在り方などについて教職員を対象とした研修の充実を図るなど、インクルーシブ教育の構築をめざします。	学校指導課
▶特別支援学級担任を対象に、専門家や関係機関の方を講師に招き、障がいのある人に対する正しい理解と適切な支援を中心とした研修会を開催します。また、特別支援学級と通常学級の交流の在り方についても研修を行い、校内において、積極的なかかわりのためのノウハウを身に付けるようにします。	学校指導課

⑥　雇用・就労の促進

具体的な取組	担当部署
▶障がいのある人が、自ら選択した生活の場所で自立した生活をおくるために重要な就労について、意欲の醸成を図るとともに、一般就労や福祉的就労の機会を確保する等就労支援に取り組みます。	障がい福祉課
▶国のトライアル雇用事業に基づき雇用した市内在住の障がいのある人を、引き続き常用雇用に移行し、３か月以上常用雇用している市内企業に奨励金を支給する人材確保サポート事業を実施します。	労政・経営支援課
▶職業相談窓口を開設し、障がいのある方の就労に関する相談を受け付け、就労に関する情報を提供します。	労政・経営支援課

⑦　こころの健康づくりの推進

具体的な取組	担当部署
▶精神保健福祉ガイドブックを作成し、庁内関係課、市内関係機関（精神科病院、福祉施設等）に配布します。	地域保健課
▶自殺の危険を示すサインに気づき適切な対応をとることができるゲートキーパーの知識を普及・啓発するため、市民を対象とした「ゲートキーパー講演会」を実施します。	地域保健課

⑧　芸術発表及び各種イベントへの参加機会の提供

具体的な取組	担当部署
▶障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、舞台芸術の発表の場と造形美術の展示を行います。	障がい福祉課
▶多くの市民とふれあう場に障がいのある人が参加して手作り商品を販売する等の各種イベントを開催し、障がいのある人に対する理解の促進に努めます。	障がい福祉課

５　同和問題（部落差別）

(1)　現状と課題

＜同和問題（部落差別）をめぐる動向＞

日本固有の人権問題である同和問題（部落差別）は、同和地区・被差別部落などと呼ばれる特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由にさまざまな社会的不利益を受け、人間としての誇りを傷つけられるという問題です。

この問題を解決するため、国において1960（昭和35）年に同和対策審議会が設置され、1965（昭和40）年に、対策の基本的方向を示す答申が出されました。これを踏まえて、1969（昭和44）年からは特別立法による同和対策（地域改善対策）事業が始められ、特別措置は2002（平成14）年３月まで続けられました。

同和対策特別法の失効に伴って、新たにあらゆる人権問題を視野に入れた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が2000（平成12）年に施行されるとともに、2002(平成14)年には「人権教育・啓発に関する基本計画」が公表され、地方公共団体においても、地域の実情を踏まえた人権教育啓発に関する計画を策定し、これに基づき施策を実施することとされました。

しかし、差別発言、差別待遇等の事案のほか、差別的な内容の文書が送付されたりする事案が依然として存在するのに加え、インターネット上で差別を助長するような内容の書込みがされるといった事案も発生しています。また、いかにも同和問題（部落差別）の解決に尽力しているように装ったり、同和問題（部落差別）への無理解等を口実にしたりして、不当な寄付を募るなどの「えせ同和行為」は、いまだ根絶には至っていません。これらの事象は、同和問題（部落差別）や同和関係者に対するイメージを著しく損ねるだけでなく、これまで積み重ねられてきた成果を一挙に覆す行為であり、今後とも、行政及び関係機関は引き続き毅然たる態度で臨まなければなりません。

「部落差別の解消の推進に関する法律」が2016（平成28）年12月16日から施行されました。同法は、第１条において「現在もなお部落差別が存在する」としています。

＜岐阜市の動き＞

本市は、1966（昭和41）年に、「岐阜市同和行政推進協議会」を設置し、それに基づき1968（昭和43）年に「岐阜市同和対策要綱」と「岐阜市同和対策１０か年計画」を策定しました。その後、同和対策長期計画に基づき各種事業を進め、相当の成果をあげるに至りました。そして、1982（昭和57）年度からは、「地域改善対策特別措置法」の

施行に伴い、地域の環境改善事業として、学力格差是正のための進路指導、就学保障等に取り組みました。

さらに、1988（昭和63）年度からは同和教育担当部局を設置し、同和行政の重点として一般市民向け同和教育啓発推進の充実を図るとともに、隣接地域との連携・協力・一体化を図りながら各種事業を推進してきました。

これらの取組により、地域の生活環境をはじめ生活実態は大きく改善されました。また、1984（昭和59）年度から５年ごとに実施してきた「同和問題に関する意識調査」（1999（平成11）年度以降「人権に関する市民意識調査」として実施）にも見られるように、教育啓発の成果が着実に好ましい結果となって表れています。しかし、結婚問題をはじめとして、同和問題（部落差別）に対するこだわりの意識がなくなったわけではありません。また、就職時における採用選考に関わって、身元調査を行ったり、本人の適性や能力とは全く関係がないことを面接の際に尋ねたりすることがないように事業所に向けた公正採用選考の実施を継続的に働きかける必要があります。

(2)　調査結果にみる現状と課題

①　同和問題を認識したきっかけ

「同和問題（部落差別）をはじめて知ったのは、だれから（何から）ですか」という設問では、「学校の授業で」が34.3%と最も高く、次いで「家族や親類の人から」が19.4%、「マスコミから」が11.1%の順になっています。「学校の授業で」、「講演会・研修会」、「マスコミ」などの＜教育・啓発＞からはじめて知ったのは、合わせて51.1%です。

年代別にみると、50代以下では＜教育・啓発＞から知った率が高くなっています。

2013（平成25）年度の調査結果との比較では、ほぼ同率であり、同和問題を正しく認識できる人を増やすためにも、教育・啓発を一層充実する必要があります。

図表３－10　同和問題を知ったきっかけ

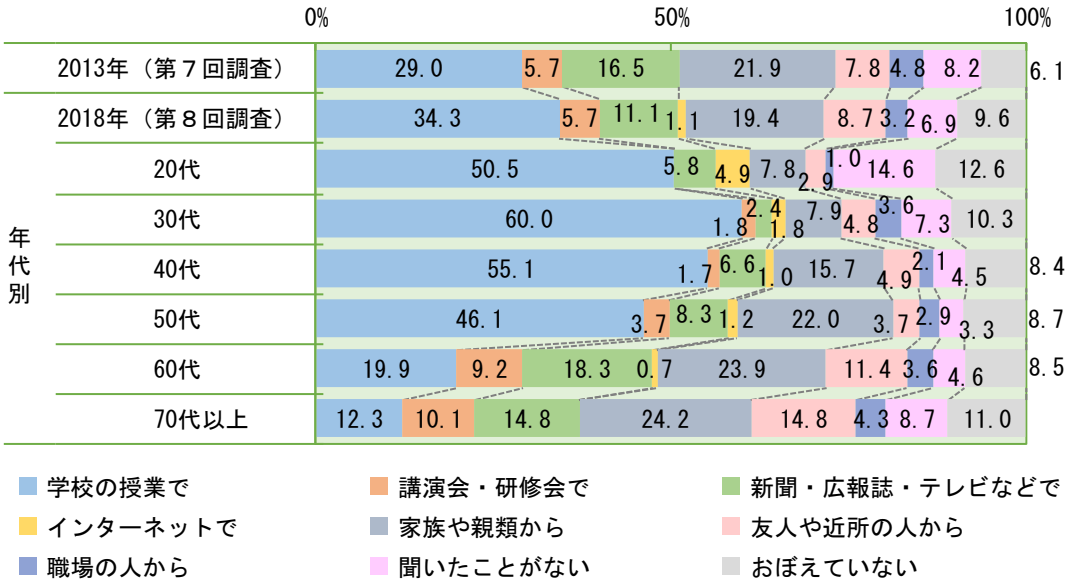

② 同和問題に関して知った内容

同和問題に関してどのような内容を知ったかについて、「差別はまちがっていることを知った」が50.3%と最も高く、次いで「正しい歴史を知った」が26.0%です。両者を合わせると、76.3%が＜正しい知識・歴史を知った立場＞となっています。

①の同和問題を知ったきっかけ別にみると、「学校の授業」や「講演会・研修会」で知った人ほど、同和問題について「差別はまちがっていることを知った」「正しい歴史を知った」の率が高くなっています。

同和問題に関しては、自然解消を待つのではなく、学校教育で正しく学び、差別的な言動に出会ったときに正しく判断できる市民を一人でも増やす取組を推進していく必要があります。

図表３－11　同和問題に関してどのような内容を知ったか（×①同和問題を知ったきっかけ別）［再掲］

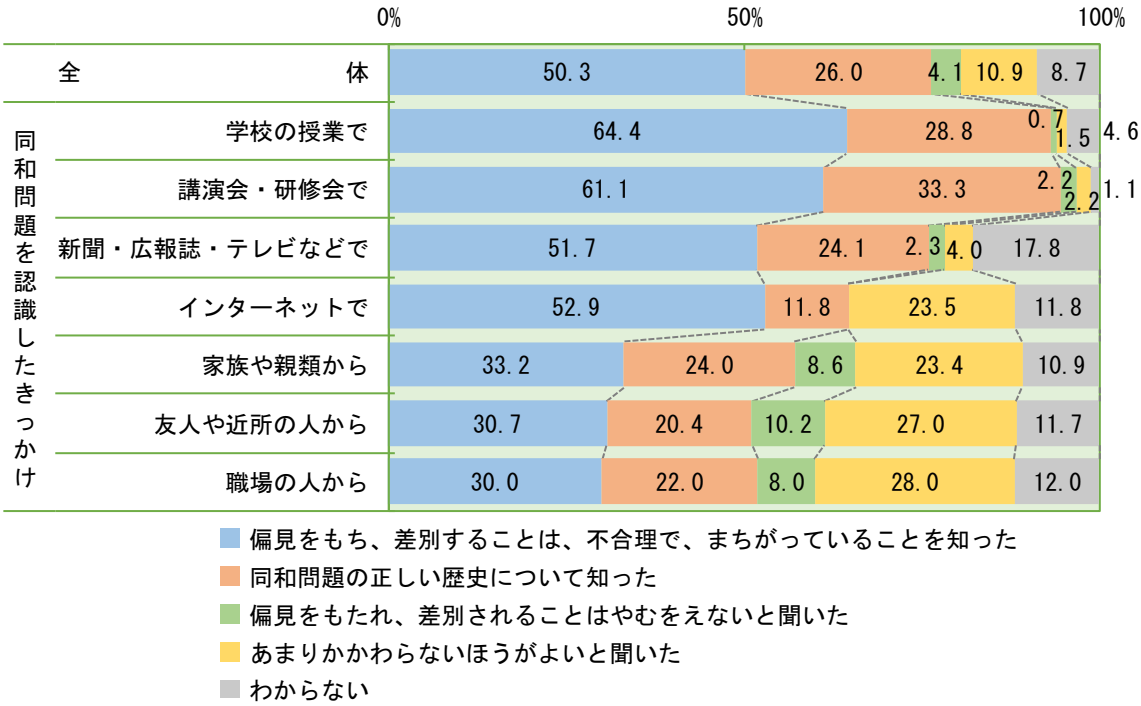

③　同和問題解決の方策

「同和問題について、あなたはどのように考えていますか」という設問では、「私たち一人ひとりの努力が必要」が40.9%と最も高く、「行政が教育・啓発を推進」は25.9%です。合わせて66.8%が＜市民一人ひとり及び行政の努力が必要＞であると答えています。なお、「そっとしておけばよい」が15.5%、「差別される側の人たちが、努力する必要がある」が1.6%あります。

年代別にみると、60代以下では＜市民一人ひとり及び行政の努力が必要＞が60%を超えていますが、70代以上では「そっとしておけばよい」が20%近くあります。

2013（平成25）年度の調査結果との比較では、＜市民一人ひとり及び行政の努力が必要＞が4.7ポイント上昇しています。

図表３－12　同和問題解決の方策

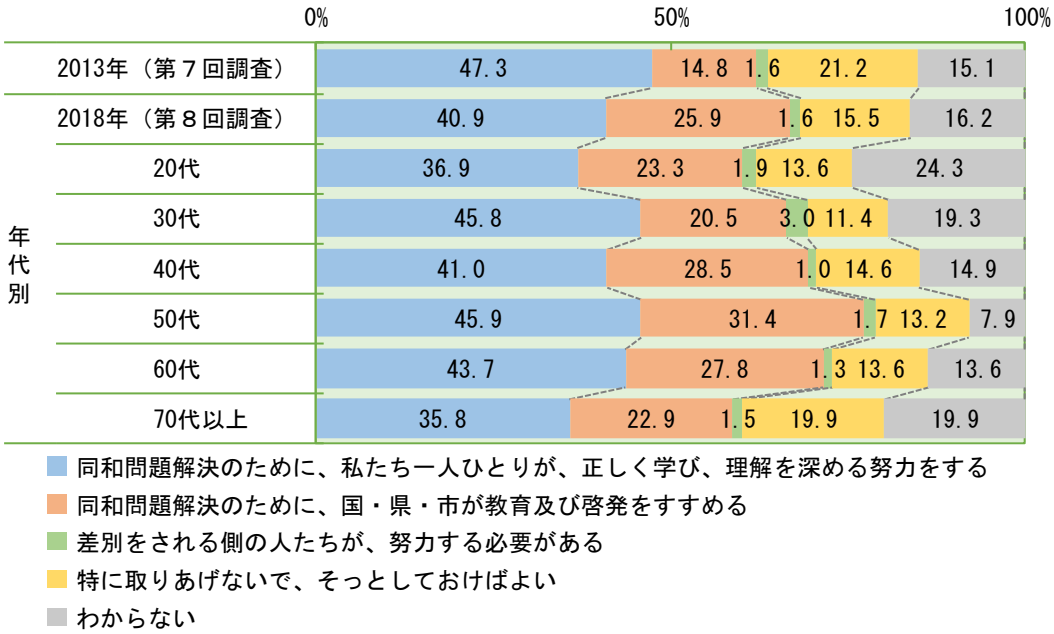

④　同和地区出身者との結婚

「あなたの家族（子･孫･兄弟姉妹など）が結婚しようとする相手が、同和地区と呼ばれてきた地域出身の人であることがわかったとき、あなたはどうしますか」という設問では、「本人の意志にまかせる」が52.0%と最も高く、次いで「何も気にすることではないので、結婚に賛成する」が18.2%です。両者を合わせると、70.2%が＜前向きに対応する立場＞です。「できることならやめてほしい」が14.6%、「結婚に反対する」は2.8%です。

年代別にみると、若い世代ほど「何も気にすることではないので、結婚に賛成する」が高くなっています。

2013（平成25）年度の調査結果との比較では、＜前向きに対応する立場＞が11.7ポイントと大きく上昇しています。

図表３－13　同和地区出身者との結婚

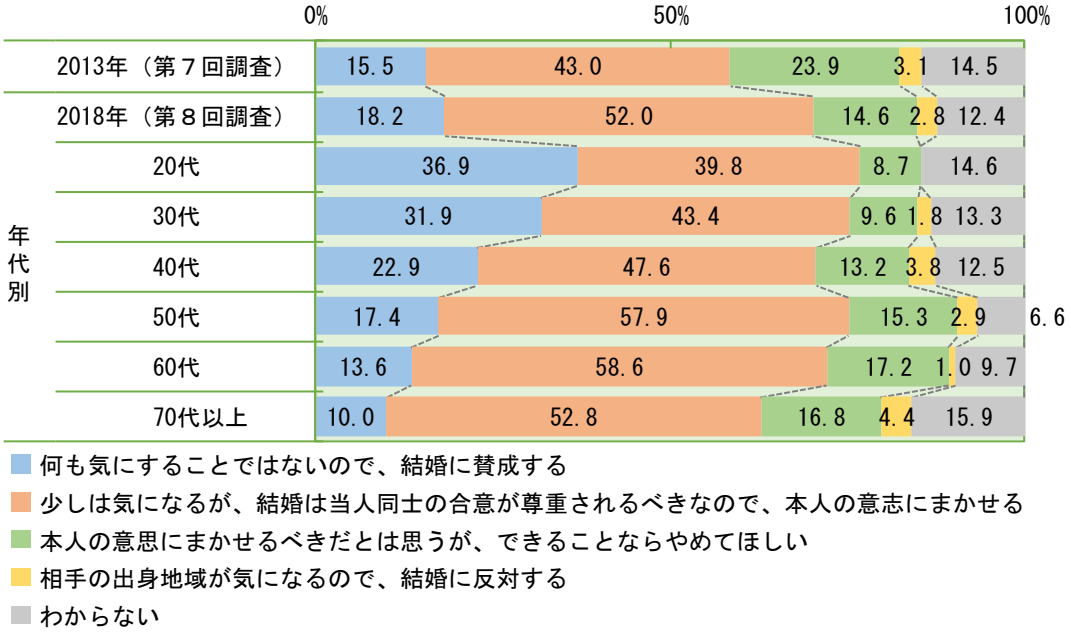

(3) 具体的施策の方向

① 普遍的な人権課題としての教育・啓発の推進

具体的な取組	担当部署
▶同和問題を、普遍的な人権に関する課題として解決に取り組みます。	人権啓発センター
■同和問題を被差別の当事者の問題だけに限定せず、一人ひとりが偏見・差別をなくし、解決していかなければならない人権問題であるという視点で市民に啓発するよう努めます。	
■部落差別の歴史と現状、及び実態について、正しい認識が市民の間に広がり、解決の展望が見いだせるように研修・学習会を工夫します。	
■地域人権教育推進委員長会及び指導員会にはたらきかけ、地域で行う人権学習の取組において同和問題の学習を継続して進めるよう努めます。	
■学校教育において教員が正しい歴史認識のもと同和問題に向き合うことができるよう、教員を対象とする研修の実施及び授業の充実等環境の整備に努めます。	
■同和問題（部落差別）の正しい知識を身に付けられる学習資料の作成や視聴覚資料の充実を図り、学校教育だけでなく社会教育においても学び続けられるよう、地域や企業での研修会で活用します。また、誤解や偏見を払拭できる講演会を実施します。	
■学校教育において、教科書に記載された内容をもとに、正しい歴史認識を児童生徒が身に付けられるように指導計画（コンパス・カリキュラム）を見直すとともに、広く活用されるように努めます。	学校指導課

② 人権課題解決をめざす市民交流拠点の運営

具体的な取組	担当部署
▶人権課題解決のための市民交流の拠点において、同和問題の解決に向けた取組を進めます。	人権啓発センター
■各種講座・講演会を積極的に開催するとともに、文化祭等や祭り行事で住民相互の交流活動を促進し、同和問題の解決をめざします。	
■同和問題について住民の理解を深めるとともに、生活、福祉、人権等の相談事業を充実させ、人びとのふれあいや「よく生き合う」ことを大切にした施設運営に努めます。	

③ 「えせ同和行為」の排除の徹底

具体的な取組	担当部署
▶各種団体・機関が協力して行動できるような体制づくりに努めます。	人権啓発センター
▶「えせ同和行為」に遭遇した場合に適切な対応がなされるよう、同和問題に対して正しい認識を深めるための研修会の開催や、啓発グッズや資料等を作成します。	人権啓発センター

具体的な取組	担当部署
▶「えせ同和行為」発生に関する情報収集及び注意喚起の情報発信を積極的に行います。	人権啓発センター

④　公正な採用選考の啓発

具体的な取組	担当部署
▶公正採用選考の趣旨について、明記したチラシを配置するとともに、本市のホームページに、「公正な採用選考」に関する項目を設け、周知を図ります。また、厚生労働省や岐阜労働局ホームページとリンクさせるなど連携を図り、この趣旨が事業主に周知されるよう努めます。	労政・経営支援課
▶就職を控えた生徒に対し、就職説明会等の折に、面接時において就職差別につながる質問を受けた場合の適切な報告の必要性等について周知を図ります。	市立商業高校
▶生徒が記載した就職試験受験報告書の記載内容は、担当部局で点検を行い、就職差別に該当する事案を発見した場合は、教育委員会が対応方法等について協議を行います。	市立商業高校
▶市職員の採用時の募集要綱、応募用紙等は、労働局が示す公正採用選考基準に反していないかについて引き続きチェックを行っていきます。	人事課
▶事業所に対し、同和問題の理解をはじめ、社員の人権感覚を高めるための「出前講座」を実施し、公正採用選考の趣旨の徹底を図ります。	人権啓発センター

６　外国人の人権

(1)　現状と課題

＜外国人をめぐる動向＞

全国的に外国人住民(在留外国人)は、2008(平成20)年のリーマンショックや2011(平成23)年の東日本大震災の影響もあり一旦は減少傾向にありましたが、2013（平成25）年から増加に転じ、2018（平成30）年12月末現在で約273万人を数え、外国人比率(総人口に占める外国人の割合)は2.16%で過去最高となっています。また、国は、少子高齢化による人口減少を背景に、幅広い分野で需要が高まっている外国人材について、その受け入れを拡大・促進する施策（新たな在留資格「特定技能」が盛り込まれた改正入管法（出入国管理及び難民認定法)の施行など）を実施しており、今後、生活者としての外国人がますます増加すると予測されます。

これら「生活者としての外国人」が、社会の一員として等しくサービスを受け生活するための課題には、主に①ことば、②制度、③意識の３つの壁があります。

個別にみると、①では日本語を習得する機会が少ない、通訳・翻訳のサービスが少ない、多言語化された行政・生活情報が少ないなど、②では母国と違う制度体系、就労条件の違い、義務教育の対象外であることなど、③では同じ地域の住民との関わりが少ない、文化や習慣の違いによる偏見や差別などの課題が挙げられます。

また、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動（ヘイトスピーチ）が、公然と行われていることが差別意識を生じさせかねない言動として社会的な関心を集めています。

このため、外国人と交流する機会を増やすなどして外国の文化の理解に努めるとともに、外国人も生活者として必要な生活習慣やマナー、日本文化の理解に努めるなど相互の取組が重要です。

＜岐阜市の動き＞

2019（令和元)年12月末現在、本市における外国人住民数は9,739人、外国人比率は2.38%となっています。

本市においては、2002（平成14）年９月に策定した岐阜市国際化指針に基づき、国際化に対応するまちづくりを進めてきました。

2010（平成22）年には、外国人市民の増加や定住化傾向などの背景の変化、国や県の取組の変化などに対応し、「誰もが同じ地域住民として共生できるまちをめざして」を基本理念とした「岐阜市多文化共生推進等基本計画」を策定しました。計画期間が満

了する2015（平成27）年に「岐阜市多文化共生推進基本計画-たぶんかマスタープラン2015～2019-」を策定し、外国人市民に対する情報の多言語化や生活相談窓口の設置に加え、防災知識、日本社会の制度や文化、日本語等の学習のための機会等を提供するなど、外国人市民が安心して暮らせる体制づくりに努めてきました。

2020（令和２）年には、引き続き基本理念を「誰もが互いに多様性を理解し合い、ともに新たな魅力を創造するまちをめざして」として「岐阜市多文化共生推進基本計画-たぶんかマスタープラン2020～2024-」を策定し、外国人支援だけではなく、外国人市民の地域社会への参加を促します。外国人市民の持つ多様な文化を生かし、ともに地域で暮らすパートナーとして新たなまちの魅力を創造していけるよう各種施策を、オール岐阜、全庁一体となって取り組んでいきます。

(2)　調査結果にみる現状と課題

○　外国人の人権についての意識

「外国人とのつきあいについてどう考えますか」という設問では、「同じ人間として分けへだてなくつきあいたい」が40.3%と最も高く、次いで「言葉が通じるならつきあいたい」が37.5%です。両者を合わせると、77.8%が＜「つきあいたい」という立場＞で考えています。

年代別にみると、若い世代ほど「同じ人間として分けへだてなくつきあいたい」が高くなる傾向にあります。

2013（平成25）年度の調査結果との比較では、「同じ人間として分けへだてなくつきあいたい」が２ポイント弱上昇しています。

図表３－14　外国人とのつきあい

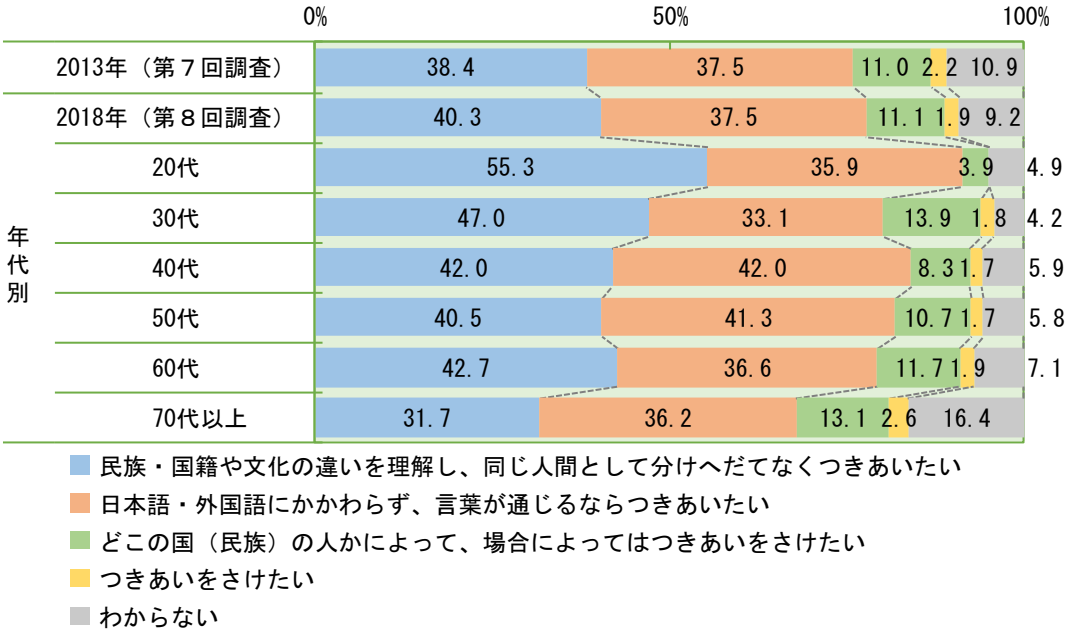

(3)　具体的施策の方向

①　外国人市民が必要な情報を得られるまちづくり

具体的な取組	担当部署
▶外国人市民が必要とする情報を集約したサイトの構築 本市の公式ホームページ上に外国人市民が生活する上で必要とする情報を集約したサイトを構築します。	国際課

②　外国人市民の生活を支える安心・安全のネットワークがあるまちづくり

具体的な取組	担当部署
▶大学等との連携によるホームステイ・ホームビジットの実施 市内の大学、日本語学校と連携し、留学生が本市の家庭に短期間宿泊したり、週末などに訪問したりすることで、日本人の家庭生活に直接触れ、日本文化の理解を深めることを目指したホームステイ・ホームビジットの実施を検討します。なお、留学生から自国の文化について紹介してもらうことで、日本人市民の多文化共生意識を高めることにつなげます。	国際課

③　多様性を生かした活気に満ちたまちづくり

具体的な取組	担当部署
▶多文化共生推進リーダー人材バンクの創設 市内で活躍する外国人市民や、多文化共生を推進する日本人市民を人材バンクに登録する制度を創設します。企業や学校、コミュニティなど、各機関の求めにより、人材を派遣し、多文化共生の推進に努めます。	国際課
▶「多文化共生の意識啓発」をテーマとしたイベント・講座等の開催 外国人市民を地域に受け入れる立場の日本人市民が、多文化共生の意義や必要性を理解し、多文化共生社会の実現に向けて主体的な行動・活動を行えるよう、「地域における多文化共生」をテーマとしたイベント等を開催します。	国際課
▶（仮）岐阜市多文化共生推進会議の設置 外国人市民と日本人市民の相互の観点から、本市における多文化共生に関する事項等について協議する場として、岐阜市外国人市民会議を母体に、日本人市民の参画を得て、（仮）岐阜市多文化共生推進会議を設置します。	国際課

7　ＨＩＶ感染者・ハンセン病回復者等の人権

(1)　現状と課題

＜HIV感染者・エイズ患者の人権をめぐる動向＞

エイズ（後天性免疫不全症候群）は、HIV（ヒト免疫不全ウィルス）に感染することによっておこる病気です。HIVに感染し免疫力が低下すると、本来なら自分の力で抑えることのできる病気を発症するようになってしまいます。抵抗力が落ちることで発症する疾患のうち、代表的な23の疾患を発症するとエイズと診断されます。

2017（平成29）年に日本で新たに報告されたHIV感染者とエイズ患者は合わせて1,389人で最近10年間の新規報告数は横ばい傾向です。また、そのうちエイズを発症した状態でHIVの感染が分かった人が、約３割を占めており、HIV感染の早期発見に向けたさらなる取組が必要です。

HIV感染症・エイズは珍しい病気でも、よその国の病気でもなく、日本でも誰もがかかり得る感染症です。しかし、HIVの感染経路は限られているため予防が可能です。また、HIVに感染しても、感染を早く知り、治療を早期に始め継続することにより、エイズの発症を防いで、感染していない人と同じくらい長く、健康的な社会生活を送ることができるようになっています。治療を継続して体内のウィルス量が大きく減少すれば、HIVに感染している人から他の人への感染リスクをゼロに近いレベルまで下げられることも確認されています。エイズはもはや「死の病」ではありません。しかし、理解が進んでおらず、エイズ感染者が申告をしなかったことを理由に不当解雇される事案が発生しています。エイズを正しく理解して、市民一人ひとりが感染者等に対する偏見や差別を解消するとともに、自身の健康の問題として感染予防を適切に行うことが重要です。

＜ハンセン病回復者の人権をめぐる動向＞

ハンセン病は、ノルウェーのハンセン医師が発見した「らい菌」という細菌による感染症です。かつては「らい病」と呼ばれ、体の末梢神経がまひしたり、皮膚がただれたような状態になるのが特徴で、病気が進むと容姿や手足が変形することから、偏見や差別の対象にされることがありました。

ハンセン病の感染力や発病力は非常に弱く、日常生活で感染する可能性はほとんどありませんし、仮に発病しても、現在は治療方法が確立されているので、早期発見、早期治療により完治する病気です。

このため、長い間患者の人権を無視するような隔離政策を定めた「らい予防法」が1996（平成８）年４月に廃止され、ハンセン病は普通の病気として一般医療機関で診療されることになりました。

そして、ハンセン病療養所入所者たちが、国のハンセン病政策の転換の遅れなどの責任を問う「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」は、2001（平成13）年に熊本地裁で勝訴し、その後の政府声明、内閣総理大臣談話などでハンセン病に対する国民の意識は高まりました。また、2001（平成13）年には、「ハンセン病療養所入所者に対する補償金の支給等に関する法律」が施行され、回復者の生活の保障や人権を回復する施策が推進されてきました。

しかし、現在でもハンセン病に対する誤った知識があり、偏見・差別は解消されていません。また、回復者は高齢化し、人数も減少しています。そのため、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（通称、ハンセン病問題基本法）」が、2008（平成20）年６月に成立し、2009（平成21）年４月から施行されています。また、2010（平成22）年12月に、国連総会本会議で「ハンセン病差別撤廃決議」が全会一致で採択されました。

さらに、2019（令和元）年６月、隔離政策によって家族も差別などの被害を受けたとして、回復者の家族らが国に損害賠償を求めた訴訟の判決で、熊本地裁は国の賠償責任を認め、国も控訴を見送りました。

2019（令和元）年11月に、「ハンセン病家族補償法」と「改正ハンセン病問題基本法」が成立・施行されました。

ハンセン病の歴史は偏見・差別の歴史であり、人権が無視された歴史であることを認識し、引き続き、学校教育や社会教育、広報や啓発資料の配布を通して、ハンセン病を正しく理解し、回復者やその家族の人権に配慮する必要があります。

＜岐阜市の動き＞

本市では、ＨＩＶ感染者・エイズ患者、ハンセン病回復者等の人権に関する教育・啓発について、国や県の取組と連携しながら、来庁者や学校でのリーフレット配布、健康教育など保健事業、キャンペーン等、さまざまな機会を捉えて進めています。

なお、世界エイズデー（12月１日）キャンペーンの一環として、レッドリボン＆レッドリボンフラッグを募集し、レッドリボンフラッグを商店街のアーケードに掲示しています。

(2)　調査結果にみる現状と課題

①　エイズ患者・ＨＩＶ感染者の人権についての意識

「あなたと身近に接している人がＨＩＶ感染者であることがわかった場合、あなたはどうしますか」という設問では、「支援したい」は15.0%、「正しい知識を身につける」は41.0%です。合わせて56.0%が＜前向きに対応する立場＞で考えています。「当事者から直接相談がなければ、そっとしておく」が32.1%、「自分に感染しないかと気がかりなので、あまりかかわらないようにする」が4.1%です。

年代別にみると、若い世代ほど＜前向きに対応する立場＞が高い傾向にあります。

2013（平成25）年度の調査結果との比較では、＜前向きに対応する立場＞が5.8ポイント上昇しています。

図表３－15　身近に接している人がＨＩＶ感染者であることがわかった場合の対応

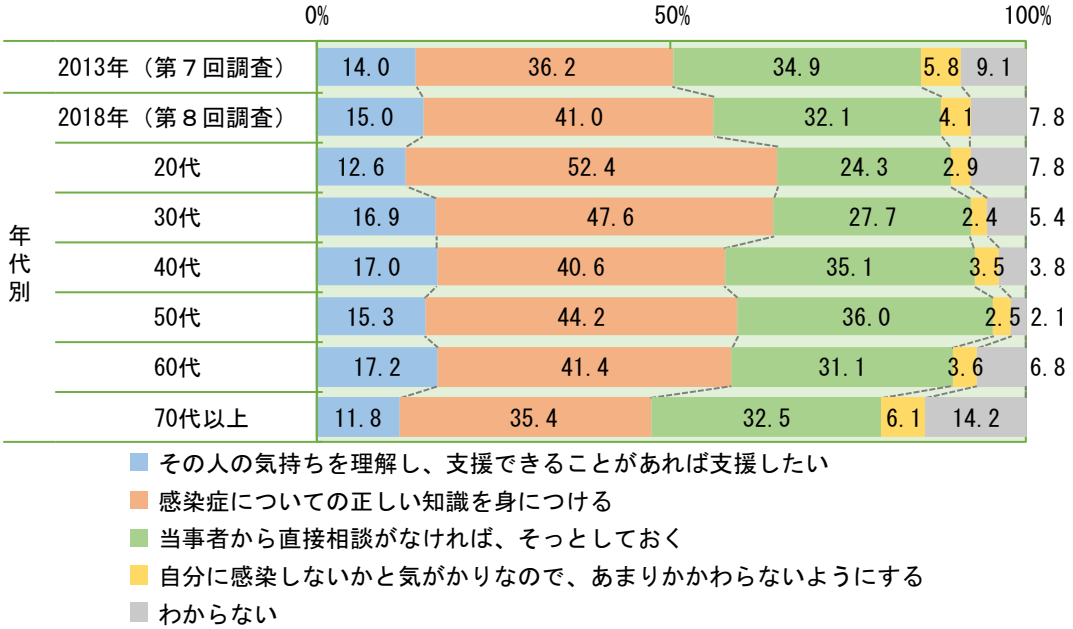

② ハンセン病回復者等についての意識

「「ハンセン病回復者等」に対する差別が、今なお残っています。このことについて、あなたはどう考えますか」という設問では、「必要な援助をしていきたい」は19.0%、「学習したい」は33.3%です。合わせて52.3%が＜前向きに対応する立場＞で考えています。「身近な問題として直面したときに考える」が28.7%、「感染しないかと気がかりなので、あまりかかわらないようにする」が2.9%です。

年代別にみると、30～50代で「学習したい」が40%前後の高い率となっています。

2013（平成25）年度の調査結果との比較では、「学習したい」が12.6ポイント大幅に上昇しています。

図表３－16　ハンセン病回復者等への差別に関する考え

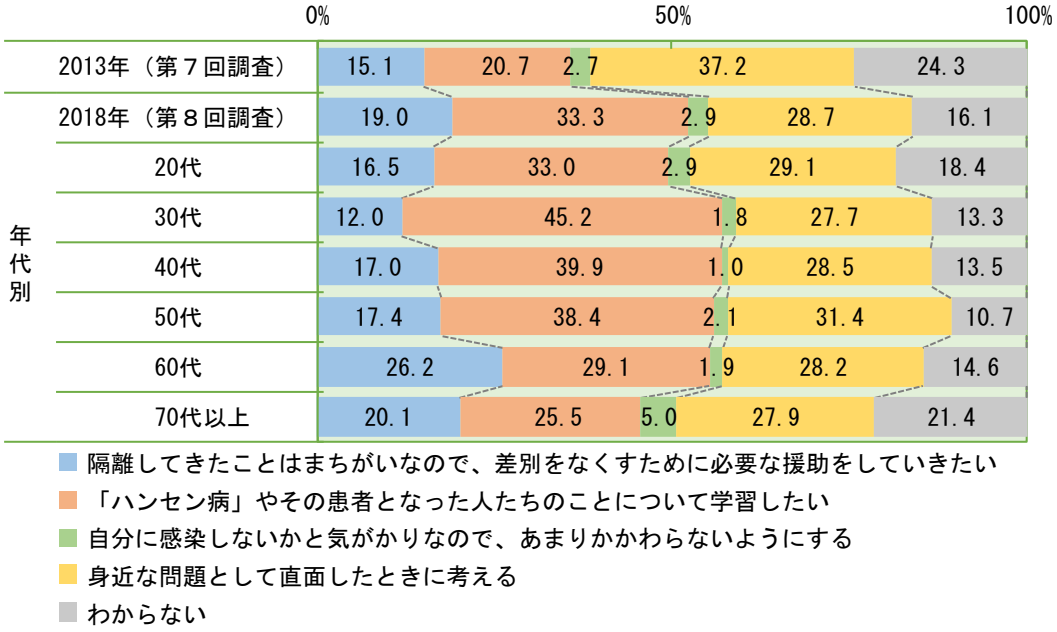

(3) 具体的施策の方向

① 偏見・差別の撤廃にむけた啓発

具体的な取組	担当部署
▶エイズで亡くなった人たちへの追悼の気持ちとエイズに関して偏見をもっていない、エイズとともに生きる人々を差別しない、というメッセージであるレッドリボン＆レッドリボンフラッグの取組を継続することで、地域のHIVやエイズに対する理解を広げていきます。	地域保健課

② ＨＩＶやエイズの正しい知識の普及・啓発

具体的な取組	担当部署
▶HIVやエイズの正しい知識の普及のために、リーフレットを作成し、検査・相談に来所した人や学校などに配布します。	地域保健課

③ 健康教育の推進

具体的な取組	担当部署
▶感染患者への差別をなくすために、感染の予防と人権の尊重を基本として、健康教育を行い、それぞれの感染症に対する正しい知識の普及に努めます。	地域保健課

④ 感染症患者等に関する人権啓発

具体的な取組	担当部署
▶感染症患者等に関する人権啓発資料を作成したり、研修会を開催したりして、感染症に対する正しい理解と支援を市民に呼びかけ、偏見・差別の払拭に努めます。	人権啓発センター
▶誤解や偏見が多くの人を巻き込んでハンセン病回復者やその家族を長きにわたって苦しめ続けた歴史を踏まえた学習資料を作成します。	人権啓発センター
▶感染症患者等について、自分の問題として考えられる啓発資料を作成します。また、感染症患者等の人権に関する視聴覚資料は比較的少ないため、プレゼンテーション資料等を作成し、市民の学びを支援します。	人権啓発センター

⑤ 不安を軽減する取組

具体的な取組	担当部署
▶感染患者等が適切な医療を安心して受けられる環境づくりに努めるとともに、市民の不安を軽減できる正確な情報を提供するように努めます。	地域保健課

8　刑を終えて出所した人の人権

(1)　現状と課題

＜刑を終えて出所した人の人権をめぐる動向＞

2016（平成28）年に公布・施行された「再犯の防止の推進に関する法律」を受け、2017（平成29）年に「再犯防止推進計画」が示されました。地方公共団体の責務として、国との適切な役割分担を踏まえた、地域の状況に応じた再犯防止施策の実施と、国の計画を勘案した地方再犯防止推進計画の策定が求められました。

しかし、刑を終えた人やその家族に対する偏見や差別には根強いものがあります。就職が困難であったり、仮に就職できたとしても「刑を終えて出所した」ということがわかると職場をやめさせられたり、アパートの入居を断られたり、まわりの人たちの悪意ある噂によって地域社会に受け入れられなかったりして本人の更生意欲がそがれ、社会復帰が厳しくなっている状況が見られます。

犯罪や非行をした人の更生が円滑に行われるためには、その人自身の更生への強い意欲と、その人を取り巻く家庭、職場、地域の人たちの温かい目と支援が必要です。特に、就労・住居等の生活基盤づくりにつながる取組の推進が重要です。そのため、更生を助け保護観察を担う保護司をはじめとする多くの更生保護関係者や、機関への理解と認識を深めるとともに、刑を終えて出所した人が、速やかに自立復帰のできる社会環境づくりに努めることが大切です。

さらに、市民一人ひとりが差別意識や偏見をもたず、刑を終えた人を受け止めることができる確かな人権感覚を身に付けていく必要もあります。

＜岐阜市の動き＞

本市では、地方再犯防止推進計画として、2020（令和２）年３月に「岐阜市再犯防止推進計画」を「第２期岐阜市地域福祉推進計画」に包含する形で策定しました。また、罪を犯した人が、社会へ復帰し安定的な生活を送ることで、再び犯罪に手を染めることがないよう、保護観察対象者について岐阜山県保護区保護司会との就労支援に関する協定に基づき、就労の機会を提供しています。

今後も、全国的な取組である「社会を明るくする運動」を岐阜市全域で推進することをはじめ、関係行政機関、民間団体関係者との協力のもと啓発活動への取り組みや、更生保護団体への活動支援や連携を行うことなどにより、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指してまいります。

(2)　調査結果にみる現状と課題

○　刑を終えて出所した人の人権についての意識

「刑を終えて出所した人が同じあやまちをせず、社会復帰を図るためには、どうすればよいと考えますか」という設問では、「自立できるように支援する」は21.9%、「行政等が相談に応じる」は40.4%です。両者を合わせると、62.3%が＜前向きに対応する立場＞で考えています。「本人が解決する」は13.0%、「そっとしておく」は7.5%です。

図表３－17　刑を終えて出所した人が社会復帰を図るためには、どうすればよいか

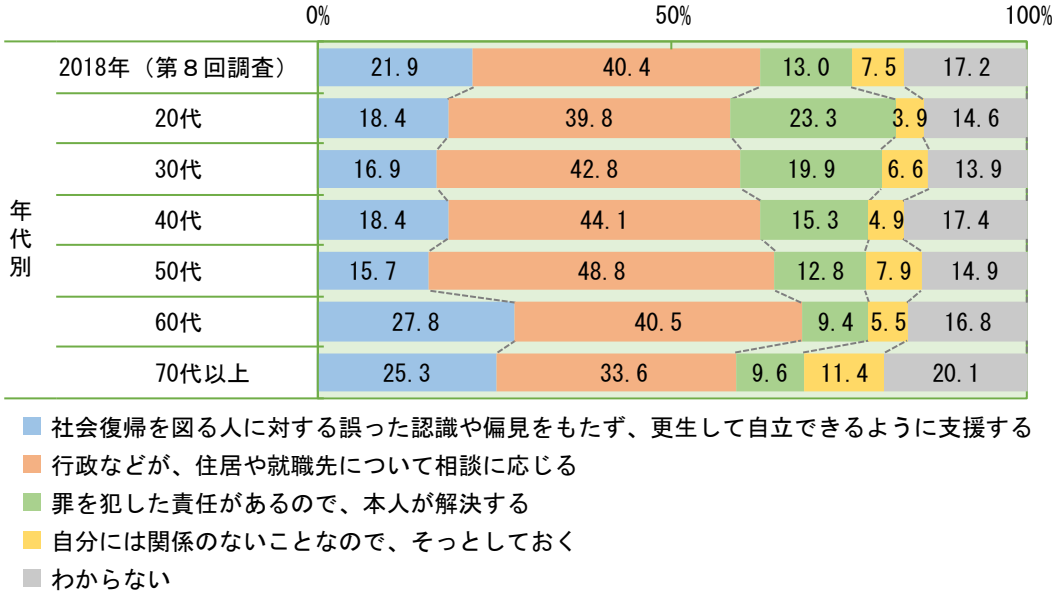

(3)　具体的施策の方向

①　更生保護活動の推進

具体的な取組	担当部署
▶保護司、更生保護法人、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主の更生保護活動を支援するため、活動紹介や、罪を償い更生をめざす人の社会復帰を支えることの大切さを盛り込んだ啓発資料を作成します。 ▶必要な福祉支援に結び付けることで、安定した生活を実現し、再犯の防止へとつなげるため、行政関係団体で緊密な連携を図るための連携会議を開催します。	福祉政策課
▶支援活動を続けている人から「現場の声」を紹介できる講演会・研修会を開催します。	人権啓発センター

②　社会復帰の支援

具体的な取組	担当部署
▶保護観察対象者に対し、社会復帰支援等を行う更生保護団体や更生保護施設の活動を支援します。	福祉政策課

9　犯罪被害者等の人権

(1)　現状と課題

＜犯罪被害者等の人権をめぐる動向＞

私たちは、命を大切にし、自由と幸福を追求する権利を有しており、憲法でも保障されています。しかし、世の中には犯罪事件の発生があり、ある人の不法行為によって、突然幸福に生きる権利を奪われてしまった犯罪被害者やその家族の人たちの存在があります。

また、犯罪に遭うことにより、被害者本人だけでなく被害者の家族も同様にさまざまな負担を強いられることになります。事件の直接の被害のほかに、事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や失職・転職などによる経済的困窮、さらに、捜査や裁判の過程における精神的・時間的負担、周囲の人々の無責任な会話やマスメディアの過剰な取材・報道によるストレス、不快感などの二次的被害に直面することになるのです。

国は、犯罪被害者等が直面している困難な状況を踏まえ、これを打開し、その権利や利益の保護を図るべく、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進していくために、2000（平成12）年に「犯罪被害者保護法」、2004（平成16）年に「犯罪被害者等基本法」を制定しました。また、2005（平成17）年には、犯罪被害者等の権利を総合的に保障するために「犯罪被害者等基本計画」を策定し、現在は、2016（平成28）～2020（令和２）年度を期間とした「第３次犯罪被害者等基本計画」に基づき施策を推進しています。

これらの基本計画は、犯罪被害者等及びその支援に携わる人の具体的な要望によって策定されたもので、「損害回復・経済的支援等への取組」「精神的・身体的被害の回復・防止への取組」「刑事手続への関与拡充への取組」、「支援等のための体制整備への取組」「国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」の５つの重点課題に基づいて取り組むこととされています。

こうした取組により、たとえば「刑事手続への関与拡充への取組」については、被害者参加制度の導入により改善が図られ、「損害回復・経済的支援等への取組」については、損害賠償命令制度の創設により被害者等の損害賠償請求における負担軽減がなされるなどの成果が表れてきています。

しかし、犯罪被害者等が、平穏な生活を送ることができるためには、制度や体制の整

備はもちろん、地域社会における周囲の理解と温かい対応が大切です。一人ひとりが苦しみや悩みを理解するとともに、事件の報道などに接したときにも、その被害に遭った人たちの心を思いやることができる確かな人権感覚を身に付ける必要があります。

＜岐阜市の動き＞

本市では、犯罪被害者等基本法や国の計画に基づき、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復や軽減を図るとともに、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができる互いに支えあう地域社会の実現を目指しています。

2020（令和２）年１月に「岐阜市犯罪被害者等支援条例」を施行しました。また、条例施行に合わせ、防犯・交通安全課にワンストップの「総合相談窓口」を設置するとともに、犯罪被害者等の経済的負担を軽減するための「岐阜市犯罪被害者等支援金」を創設しました。

今後も、警察や公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センターなどの外部関係機関や庁内関係課で組織する連絡会議において連携を図りながら、犯罪被害者等の心に寄り添った支援を推進していきます。

(2)　調査結果にみる現状と課題

○　犯罪被害者等の人権についての意識

「犯罪の被害にあった人やその家族が、社会の理解不足から好奇の目にさらされて苦しんだり、被害によって経済的に困ったりすることがあります。このことについて、あなたはどう考えますか」という設問では、「心情を思いやる配慮が大切」は66.4%と最も高くなっています。「補償が必要だ」は11.1%です。合わせて77.5%が＜何らかの心くばりが必要であるという立場＞で考えています。「あまり考えたことがない」が15.8%で、「好奇の目にさらされることはある程度やむをえない」が1.9%あります。

2013（平成25）年度の調査結果との比較では、＜何らかの心くばりが必要であるという立場＞が11.6ポイント上昇しています。

図表３－18　犯罪被害者等の人権に対する考え

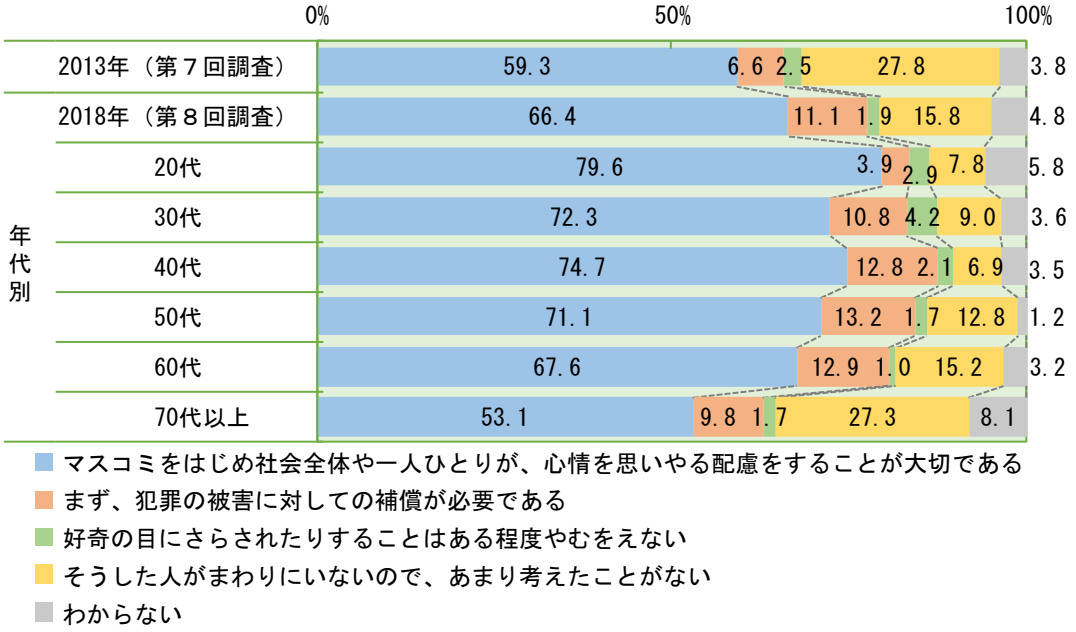

(3)　具体的施策の方向

①　教育・啓発の推進

具体的な取組	担当部署
▶市民一人ひとりが犯罪被害者やその家族の置かれた立場や心情を思いやり、安易にマスメディアからの情報に流されない自分になるための教育・啓発（広報を含む）活動を推進します。	人権啓発センター 防犯・交通安全課
▶犯罪被害者とその家族の人権について理解促進を図る啓発資料を作成するとともに支援団体の紹介を行います。	人権啓発センター
▶犯罪被害者家族を苦しめる二次被害等の存在を考え合う研修会・学習講座を実施します。	人権啓発センター

②　相談窓口等の充実

具体的な取組	担当部署
▶犯罪被害者等のワンストップ相談窓口により、各種手続きなどをスムーズに受けられる支援体制の充実に努めます。	防犯・交通安全課
▶犯罪被害者等支援金の支給により、経済的負担の軽減を図ります。	防犯・交通安全課
▶市民相談窓口における人権相談の充実を図ります。	市民相談室
▶犯罪被害遺児激励金等の支援内容について広報を図るとともに支援体制の充実に努めます。	子ども支援課

③　民間支援団体への支援と連携の充実

具体的な取組	担当部署
▶犯罪被害者等が悩みを相談したり支援を受けられる環境をつくるため、民間支援団体の活動を支援し、連携を図るとともに、犯罪被害者等に対する理解と協力が進むように努めます。	防犯・交通安全課

１０　インターネットを悪用した人権侵害

(1)　現状と課題

＜インターネットを悪用した人権侵害をめぐる動向＞

パソコンやスマートフォンの普及に伴い、迅速な情報の入手と発信、世界中の人々とのコミュニケーションができるなど、インターネットは、私たちの生活の利便性を高め、ときに豊かなものにしてくれました。

しかし、その一方で、発信者を特定しにくいことや悪意をもって不特定多数の人への情報発信が容易であること、一旦流出した個人情報は、事実上回収が不可能であることなど、インターネット特有のさまざまな事象が発生しています。例えば、差別的な表現で他人を誹謗・中傷をするなど、SNS(ｿｰｼｬﾙ・ﾈｯﾄﾜｰｷﾝｸﾞ・ｻｰﾋﾞｽ)を通した人権侵害です。これらに子どもたちが巻き込まれることも少なくありません。最近では、主にスマートフォンで「LINE(ﾗｲﾝ)」や「Facebook(ﾌｪｲｽﾌﾞｯｸ)」などの無料通信アプリを使った「ネットいじめ」も多発しています。特定の人物の悪口を書き込んだり、仲間から除外したり無視をしたり、誰もが閲覧可能な掲示板に本人が望まない写真や動画を無断で掲載したりするなど、子どもたち自身が被害者になるだけでなく、加害者にもなっており、問題が非常に深刻化しています。

こうした悪質な人権侵害を防止するために、2002（平成14）年５月、特定個人の民事上の権利侵害があった場合、プロバイダー等の損害賠償責任を制限し、悪質な情報の発信者に関する情報の開示請求等について定めた「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダー責任制限法）が施行されました。また、2009（平成21）年４月、子どもたちを有害な情報から守るために、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」が施行され、さらに、2012(平成24)年５月、ネットワークを利用したなりすまし（他人のID・パスワード等を不正に利用する）行為等を禁止した、「不正アクセス禁止法」が改正施行されました。

今日では、わたしたちの生活になくてはならないものとなっているパソコンやスマートフォンをはじめとする通信機器ですが、その利用にあたっては、大人も子どももプライベートな情報や人を傷つけたり差別したりする情報を流さないための確かな人権感覚、犯罪に巻き込まれないための正しい知識を身に付ける必要があります。

＜岐阜市の動き＞

本市では、1991（平成３年）に「岐阜市個人情報保護条例」を制定し、市が保有する市民の個人情報の適切な保護・管理に努めています。

市民への教育・啓発としては、情報化社会に生きる子どもたちに、「必要となる知識」や「求められる態度」を身につけさせるための情報モラル教育を実施しています。

また、人権啓発センターにおいて、地域・学校等の研修会において活用できるプレゼンテーション資料を作成し、活用しています。

(2) 調査結果にみる現状と課題

○ インターネットを悪用した人権侵害についての意識

「インターネットを使って人を中傷したり、プライバシーをあばきたてたり、差別をあおるような文書を流したりすることが増えています。あなたの考えに近いものを一つだけ選んでください」という設問では、「一人ひとりがそうしたことをしないようにするべきだ」は34.1%、「法律で取り締まるべきだ」は51.2%です。合わせて85.3%が＜問題解決の対策が必要であるとの立場＞で考えています。

年代別にみると、30～60代で＜問題解決の対策が必要であるとの立場＞が85%を超える高い率を示しています。

2013（平成25）年度の調査結果との比較では、＜問題解決の対策が必要であるとの立場＞は1.3ポイント上昇しています。インターネットを悪用した人権侵害は、その影響力の大きさから深刻であることは言うまでもなく、教育・啓発をはじめ対策の強化が必要です。

図表３－19　インターネットによる人権侵害についての考え

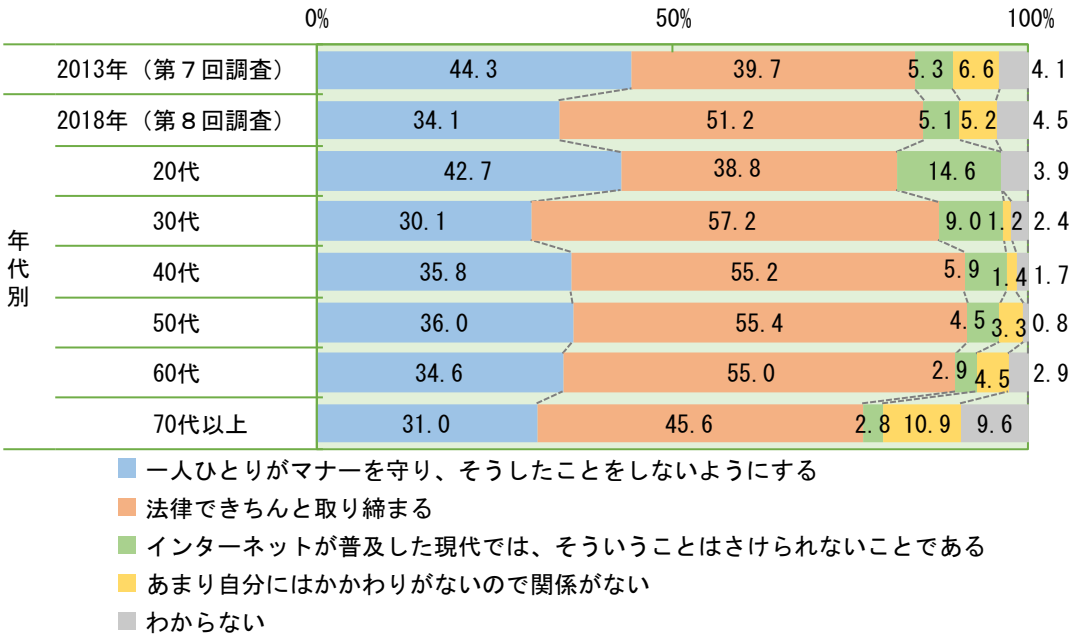

(3)　具体的施策の方向

①　広報・啓発の推進

具体的な取組	担当部署
▶市民にインターネットによる人権侵害の現状を周知するとともに、インターネット利用者やプロバイダー等に対して、個人のプライバシーや名誉を尊重し、人権侵害を防止するための広報・啓発活動を一層推進します。	人権啓発センター

②　情報モラル教育の推進

具体的な取組	担当部署
▶児童・生徒・保護者に対して、パソコンやスマートフォン等を活用する場合における個人の責任や正しい利用方法に関する指導、ネットいじめを防ぐための情報モラル教育を積極的に進めます。	学校指導課
▶小・中学校の子どもたちに向けた、情報機器使用における「光と影」の部分を理解した上で、加害者・被害者リスクをふまえ、正しく活用する方法を身に付けられる学習資料を作成します。	人権啓発センター
▶身近に起こっている事案を具体的に示し、意見交流を通して未然防止の方法を学ぶプレゼンテーション資料等を作成します。また、大人向けの啓発資料として、「今、子どもたちの間で起こっていること」を具体例として取り上げたものを作成します。	人権啓発センター

③　人権侵害への対応

具体的な取組	担当部署
▶人権侵害と判断される情報の収集に努め、発見した場合は、県及び地方法務局と連携しながら、削除依頼等の対策を要請します。	人権啓発センター

④　公式ＳＮＳの適切な運営

具体的な取組	担当部署
▶岐阜市の公式ＳＮＳのページについては管理部署で定期的に監視を行い、人権侵害にあたるコメントがあった場合は、削除、投稿者のブロックなどの対応を行います。	広報広聴課 SNS管理部署

１１　性的少数者の人権

⑴　現状と課題

＜性的少数者の人権をめぐる動向＞

いわゆるＬＧＢＴを含む性的少数者（＝性的マイノリティ）の問題とは、性的指向や性自認の違いを理由に偏見・差別を受けたり、性の区分を前提とした社会生活上の制約を受けたりするなどの問題のことです。

性的指向とは、人の恋愛・性愛の相手がどういう対象に向かうのかを示す概念で、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指します。性の多様性を認めるという点で、欧州の先進国を中心に30か国近くが同性婚を認めており、同性のカップルに一定の法的な権利を保障するパートナーシップ法をもつ国もあります。なお、法的な根拠はありませんが、わが国にも同性パートナーシップ証明制度を導入している地方自治体があります。2015（平成27）年に東京都渋谷区と世田谷区が開始し、2019（平成31）年４月現在、20の自治体が導入しています。

性自認の違いとは、からだとこころの性が一致しないため、社会生活上強い違和感をもち、支障をきたしている状態を言います。このうち、性同一性障がい者については、手術などでからだとこころの性を一致させた上で、「二十歳以上であること」、「現に結婚していないこと」などの要件を満たし、それが裁判所に認められれば、戸籍上の性別の変更ができる「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が2004（平成16）年７月に施行されました。司法統計によると、この法律に基づき、性別の取扱いの変更を認められた人は、2004（平成16）年度は97人でしたが、2017（平成29）年度は903人で、2017（平成29）年度末までの総数は7,809人です。

また、性分化疾患という染色体・性腺・性器などが男性型・女性型のどちらか一方に統一されていないか、またはあいまいな状態である先天的疾患で苦しんでいる人もいます。

こうした性的少数者の問題についてマスコミで取り上げられる等、理解が進んできているとはいえ、依然として社会の中でさまざまな制約に直面し、社会の中では少数派とされ、カミングアウトを強要されたり、アウティング（本人の了解を得ずに他人に伝えること）されたりする問題が起きています。

私たちは、誰もが「自分らしく」生きられる社会をめざして、性（セクシャリティ）

について正しく理解することが必要です。そして、差別や偏見をなくしていくための、人権教育や人権啓発を充実させるとともに誰もが安心・安全に暮らしていけるような体制づくりなどに取り組む必要があります。

＜岐阜市の動き＞

本市では、これまでも文部科学省の通知を受け、性的少数者の児童に対する関わり方を、学校全体で共有し、生きにくさを感じることがないように配慮する等さまざまな取組がなされてきました。このように、性的少数者の問題は、児童・生徒においても例外ではないため、喫緊の課題としてとらえ、2018（平成30）年度には市内全教職員に対して、研修を実施しました。

性別を根拠にした差別が完全に無くなるよう、施設や校則等、ハード面での改善とともに、児童・生徒に正しい認識を身に付けさせる知的理解を促す指導をさらに推進していく必要があります。

⑵　調査結果にみる現状と課題

○　性的少数者の人権についての意識

「日頃から親しくつきあっている友人や職場の人、近所の人が、性的指向の異なる人や性別違和を感じている人であることがわかったとき、あなたはどうしますか」という設問では、「これまでと同じようにつきあっていく」は32.3%、「少しは気になるが、つきあいは変わらない」人は48.7%です。合わせて81.0%が＜「つきあっていく」という立場＞で考えています。「できるだけつきあいをさけていく」は5.9%、「つきあいをやめる」は1.3%です。

年代別にみると、若い年代ほど「これまでと同じようにつきあっていく」が高くなっています。

2013（平成25）年度の調査結果との比較では、＜「つきあっていく」という立場＞が4.8ポイント上昇しています。

図表３－20　身近に接している人が性的少数者であることがわかった場合の対応

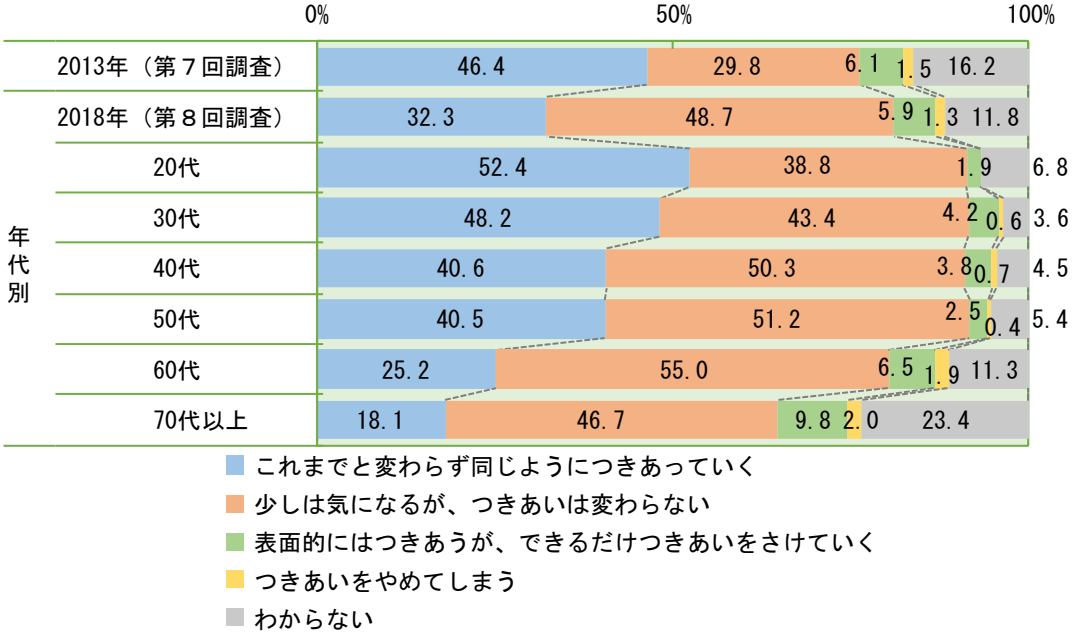

(3)　具体的施策の方向

①　教育の推進

具体的な取組	担当部署
▶学校教育、社会教育、青少年教育において性的少数者の人権に関する研修の機会を設ける等、より一層の推進を図ります。	学校指導課

②　関連団体等との連携による効果的な啓発

具体的な取組	担当部署
▶NPO法人やボランティア団体との連携を深め、教育・啓発活動、救済活動を推進します。	人権啓発センター

③　相談窓口の周知

具体的な取組	担当部署
▶「精神保健福祉相談」や「総合健康相談窓口」、「HIV相談窓口」において、相談対応を実施するとともに、広報に掲載するなど周知に努めます。	地域保健課

④　啓発資料の充実

具体的な取組	担当部署
▶庁内の関係課及び関係諸機関と連携しながら、多様性を認め合い、一人ひとりがその人らしく生きられるまちづくりをしていこうという意識を高める啓発資料を作成します。また、理解の進みにくい年代に向けた、性自認・性的指向の基礎知識をふまえた啓発資料を作成します。	人権啓発センター 男女共生・生涯学習推進課

１２　さまざまな人権問題

(1)　現状と課題

社会には、これまでに掲げた分野別の人権問題の他にも多様な人権問題が存在します。

①　ホームレスの状態にある人々の人権問題

たとえば、ホームレスの状態になることを余儀なくされている人たちがいます。そういった人たちに対し、外見などで判断され嫌がらせや暴行の対象になるなどの人権侵害が起こっています。こうした問題を解決するために、2002（平成14）年８月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が10年間の時限立法として施行されました。（2012(平成24)年に５年、2017（平成29）年に10年の延長を決定）この法は、ホームレスの自立の支援、ホームレスになることを防止するための生活上の支援などに関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、必要な施策を講ずることにより、ホームレスの人権等に関する問題の解決をめざしたものです。

②　年齢を超えた生活困窮者の人権問題

景気の緩やかな回復や行政・NPO・ボランティアによる支援活動等により、ホームレスの状態に置かれる人たちは減少してきたものの、簡易宿泊所や終夜営業の店舗等で宿泊するなど、不安定な居住環境にある若年層の増加が問題となっています。

また、若者のほかにも、長期の無業者や単身世帯、ひとり親世帯なども、社会から孤立したり疎外されたりする可能性が高いことが指摘されていますし、長期間社会に参加しない「ひきこもり」の状態にある人の増加も新たに生じる課題として懸念されています。こうした現状をふまえ、ホームレスの状態に陥る可能性のある生活困窮者（経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人）を支援するために、2015(平成27)４月に生活困窮者自立支援法が施行されました。それを受けて本市では、生活困窮者の就労や居住の確保につながる相談や支援等を、福祉の側面からだけでなく、関係部局が連携しながら行う、自立相談支援事業を実施しています。

③　アイヌの人々の人権問題

アイヌの人々は、北海道等に先住していた民族であり、独自の文化や伝統を有していますが、アイヌの人々に対する日本人化（同化政策）等により、現在では、文化や

伝統の十分な保存が図られてはいません。アイヌ語を理解し、その伝統を担う人々の高齢化により、次の世代への継承が課題となっています。また、アイヌの人々についての理解が十分ではなく、就職や結婚等において偏見や差別が依然として残っており、アイヌの人々の人権を尊重するための教育・啓発が必要です。

こうした中、2019（平成 31）年４月、法律としてはじめてアイヌを「先住民族」と明記し、独自の文化の維持・振興に向けた交付金制度を創設する「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が成立しました。今後、国や自治体の責任で産業や観光の振興にも取り組み、アイヌ以外の国民との共生や経済格差の是正を図っていきます。

【調査結果にみる現状と課題】

○　アイヌの人々の人権についての意識

「アイヌの人々や文化について、あなたはどう考えますか」という設問では、「アイヌの人々の人権を守ることが必要」は 28.3%、「伝統や文化を大切に保存していくことが必要」は 25.0%です。両者を合わせると、53.3%が＜アイヌの人々の人権を尊重する立場＞で考えています。なお、「あまり考えたことがない」は 33.1%と最も高くなっています。

2013（平成 25）年度の調査結果との比較では、＜アイヌの人々の人権を尊重する立場＞は 11.4 ポイントと大きく上昇しています。

図表３－21　アイヌの人々や文化についての意識

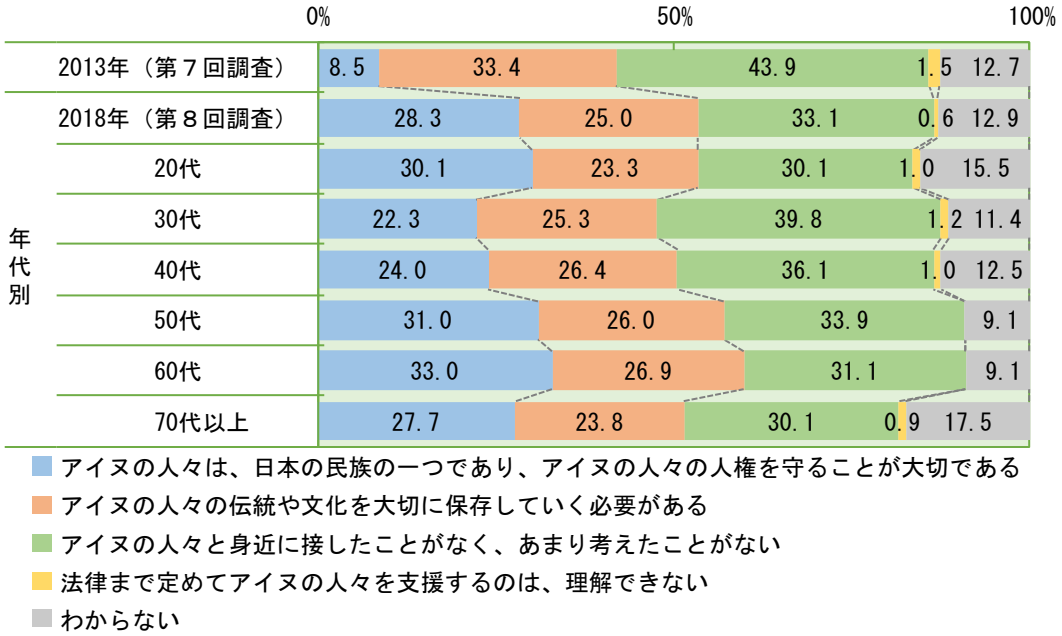

④　北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権問題

北朝鮮当局による日本人拉致は、我が国に対する主権侵害であるとともに重大な人権侵害です。国は2006（平成18）年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定し、この法律において国及び地方公共団体は拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発に努めることと定められました。

また、2011（平成23)年には、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」に「北朝鮮当局による拉致問題等」を加える一部改正が閣議決定され、拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、国民の関心と認識を深めるための取組を積極的に推進するものとされています。

拉致問題の解決には、国内各層の問題理解、国際社会の支持が不可欠であるため、その関心と理解を深めていく啓発活動が必要です。

⑤　東日本大震災に起因する人権問題

2011年（平成23年）３月11日に発生した東日本大震災は、大津波の発生により東北地方と関東地方の太平洋沿岸に壊滅的な被害をもたらし、未曾有の大災害となりました。また、地震と津波に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故により、周辺住民は避難生活を余儀なくされています。

大震災以降、長期間の避難生活をおくる被災者への差別等や、放射能汚染等の風評等に基づく差別的取扱い等の人権問題が発生しています。

市民一人ひとりが正しい知識を持ち、被災者の気持ちに寄り添い被災者や被災地域の偏見と差別をなくすことが必要です。

⑥　人身取引（トラフィッキング）による人権問題

性的搾取、強制労働などを目的とした「人身取引（トラフィッキング）」について、日本は人身取引の受入地であることが国際社会から指摘されており、重大な人権問題となっています。関係機関等との連携や市民への啓発を進める必要があります。

⑦　職場におけるハラスメントによる人権問題

法務省が公表した、2018（平成30）年に救済手続きを始めた人権侵害件数をみると、労働権関係の事案は前年比2.0%増の2,106件で、うちパワーハラスメントに関するものが65.4%（1,378件）を占めています。

職場におけるハラスメントは人権侵害にあたることなど、市民への啓発を進める必要があります。

【調査結果にみる現状と課題】

○　職場での人権についての意識

「職場での人権問題が起きた場合に、どのように行動しますか」という設問では、「自分から働きかける」は 28.3%、「身近な人に相談する」は 48.2%です。両者を合わせると 76.5%が、職場の人権問題に対し＜前向きに対応する立場＞で考えています。なお、「通報や相談をためらう」は 9.1%、「自分には関係がないのでそのままにしておく」は 3.1%です。

図表３－22　職場で人権問題が起きた場合に、どのように行動するか

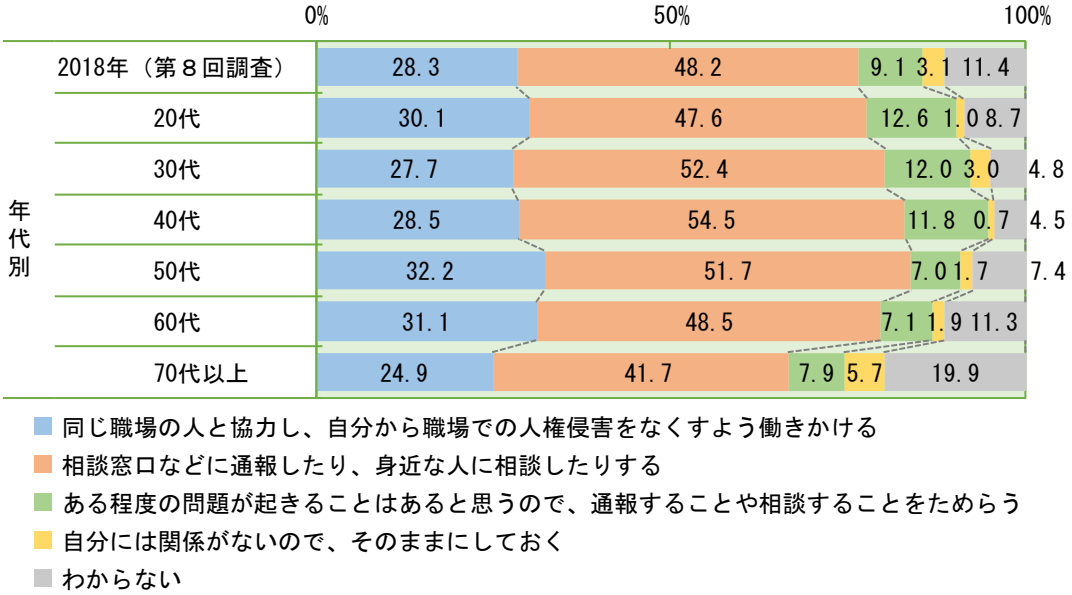

(2)　具体的施策の方向

さまざまな状況で人権が脅かされている人々が存在することを認識し、人権問題についての正しい知識と理解を深め、偏見や差別をなくし共によりよく生き合う立場から、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向けて取組を行っていきます。

資　　料

○　用語解説

○　世界人権宣言

○　日本国憲法（抄）

○　人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

○　岐阜市民憲章

○　生涯学習都市宣言

○　岐阜市子どもの権利に関する条例

○　岐阜市人権教育・啓発行動計画推進本部要綱

○　岐阜市の人権教育・啓発のあゆみ

○　相談機関一覧

用　語　解　説

生き合う力

「生き合う」とは、人は互いに向き合い、助け合い、支え合い、励まし合って生きていることを表しています。人は一人では生きていけません。人の出会いとつながりの中で生きる力をもらっているのです。「生き合う力」とは、人と人とがまっすぐに向き合い、双方から働きかけ合うエネルギーのことです。生き合いづらい世の中だからこそ、自分のまわりから「よく生き合う関係づくり」に努めるため「生き合う力」を育むことを本計画の基本理念としています。

エイズ（AIDS）

ヒトの免疫不全ウイルス（HIV）の感染により、生きていくために必要な身体の抵抗力（免疫）が壊されて免疫機能が働かなくなる病気です。正確には「後天性免疫不全症候群」といいます。また、HIV感染者とは、HIV の感染が抗体検査等により確認されているが、エイズに特徴的な指標疾患であるカリニ肺炎等を発症していない状態の人を指します。

インクルーシブ教育(inclusive education)

人間の多様性の尊重等を強化し、障がいのある者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みです。そこでは、障がいのある者が一般的な教育制度（general education system）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」(reasonable accomodation)が提供されること等が必要とされています。また、報告では、インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である、とされています。

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（中央教育審議会初等中等教育分科会 平成 24 年 7 月 23 日）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm

イントラネット（Intranet）

イントラネットのイントラ（intra）は「内部の」という意味を持ち、企業等の組織内のみで構築されたネットワークです。インターネットが世界中のコンピュータなどの情報機器を接続するネットワークであるのに対して、イントラネットは企業や研究所など内部ネットワークのことを指します。

ＳＮＳ(ｿｰｼｬﾙ・ﾈｯﾄﾜｰｷﾝｸﾞ・ｻｰﾋﾞｽ)

人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型の Web サイト。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供したりする会員制のサービスの事です。

えせ同和行為

同和問題は怖い問題であり避けた方がよいとの誤った意識に乗じて、あたかも同和問題の解決に努力しているかのように装い、同和の名の下にさまざまな不当な利益や義務なきことを要求する行為をいいます。えせ同和行為は、これまで同和問題の解決に真摯に取り組んできた人々や同和関係者に対するイメージを損ねるばかりでなく、これまで培われてきた教育や啓発の効果を覆し、同和問題に対する誤った意識を植え付けるという悪影響を生じさせるなど、問題解決の大きな阻害要因となっており、毅然とした態度で対処することが望まれます。

ＬＧＢＴ

Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、性別越境者）の頭文字をとった単語で、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の総称のひとつです。

オレンジリボン運動

「オレンジリボン運動」は、子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、子ども虐待をなくすことを呼びかける市民運動です。オレンジリボン運動を通して子どもの虐待の現状を伝え、多くの方に子ども虐待の問題に関心を持っていただき、市民のネットワークにより、虐待のない社会を築くことを目指しています。

「認定特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワーク」

https://www.orangeribbon.jp/about/orange/

グローバル・シチズンシップ（地球市民）

グローバル・シチズンシップとは、一人でも多くの人が自らの世界をよりよくする志のことです。また、グローバル・シチズンシップ教育（GSED）とは、教育がいかにして世界をより平和的、包括的で安全な、持続可能なものにするか、そのために必要な知識、スキル、価値、態度を育成していくかを包含する理論的枠組みとなります。学習者が国際的な諸問題に向き合い、その解決に向けて地域レベル及び国際レベルで積極的な役割を担うようにすることで、平和的で、寛容な、包括的、安全で持続可能な世界の構築に率先して貢献するようになることを目指しています。

「一般社団法人　グローバル教育推進プロジェクト（GiFT）」

https://j-gift.org/about/global-citizenship-education/

「文部科学省　参考 5　GCED：Global Citizenship Education（地球市民教育）について」

https://www.mext.go.jp/unesco/002/006/002/003/shiryo/attach/1356893.htm1

外国人市民

外国籍の人に限らず外国籍であったが日本国籍を取得した人、国際結婚などによって生まれた人をはじめ、外国にルーツがあり、外国の生活文化を持つ人などを総じて「外国人市民」といいます。

健康教育

個人、家族、集団または地域が直面している健康問題を解決するにあたって、自ら必要な知識を獲得して、必要な意志決定ができるように、そして直面している問題に自ら積極的に取り組む実行力を身につけることができるように援助することです。

ゲートキーパー

うつ状態になり、不幸にも自殺に至らぬよう、こころの病の兆候に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人です。

更生保護活動

国が、民間ボランティアの人たちと連携して、刑を終えて出所した人等が、地域社会の中で早期に更生できるよう助けるとともに、地域の犯罪・非行の予防を図る活動です。

＜民間ボランティアの活動＞

＊保護司

保護観察対象者の指導や生活環境の調整、犯罪予防活動などに取り組んで、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティア

＊更生保護施設

犯罪や非行をした人の社会復帰に際し、自立までの間、居室や食事を提供したり、生活指導などを行ったりする民間の施設

＊更生保護協会

就労支援をはじめとする更生支援や、更生保護活動の円滑な実施のための研修や資金援助、広報活動などを行う民間団体

＊更生保護女性会

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪や非行をした人の更生に協力することを目的とする女性のボランティア団体

＊BBS会　「Big Brothers and Sisters Movement」

「兄」や「姉」のような身近な存在として少年たちと接し、相談に乗ったりしながら地域に根ざした非行防止活動を行っている青年ボランティア団体

＊協力雇用主

保護観察を受けている人などを雇用することをで、自立更生を援助する民間事業者

高齢者虐待

2005（平成17）年11月９日法律第124号として公布され、翌年の４月１日に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」では、次のとおり虐待の主な種類を定めています。

・身体的虐待：暴力的行為によって身体に傷やアザ、痛みを与える行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為

・心理的虐待：脅しや侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること

・性的虐待：本人が同意していない、性的な行為やその強要

・経済的虐待：本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること

・介護・世話の放棄・放任：必要な介護サービスの利用を妨げたり世話をしないなどにより、高齢者の生活環境や身体的・精神的状態を悪化させること

高齢者見守りネットワーク

2009（平成 21）年 12 月 11 日に開始し、本市に住む高齢者を対象に、各家庭に新聞等の配達や電気メーター等の検針を行う事業所(新聞、郵便、電気、ガス、水道、食料品等販売)が、さりげない見守りをし、高齢者の異変を発見した場合に高齢福祉課へ連絡し、当該高齢者等の状況の確認と支援につなげるものです。

ジェンダーフリー

従来の固定的な性別による役割分担にとらわれず、男女が平等に、自らの能力を生かして自由に行動・生活できることです。

持続可能な開発目標（SDGs）

2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。17 のゴールには「①貧困②飢餓③保健④教育⑤ジェンダー⑥水・衛生⑦エネルギー⑧成長・雇用⑨イノベーション⑩不平等⑪都市⑫生産・消費⑬気候変動⑭海洋資源⑮陸上資源⑯平和⑰実施手段」があります。

児童の権利に関する条約

1989（平成元）年11月に国連総会で採択された、子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることをめざした条約のことです。我が国は、1994（平成６）年４月に締結しています。

社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする運動で、毎年７月を強調月間として全国的に展開されています。この運動は、1949（昭和24）年に施行された「犯罪者予防更生法」の思想に賛同した東京銀座の商店主たちが、「犯罪者予防更生法実施記念フェアー（銀座フェアー）」と名付けたイベントを繰り広げたのが発端となり、1951（昭和26）年から実施されてきました。街頭パレードや講演会、非行問題を話し合うミニ集会、青少年相談、地域の連帯意識を高めるためのスポーツ大会などが行われます。

障がい

本市では、「害」という漢字の否定的なイメージを考慮し、当事者の思いに寄り添い、障がいのある人の人権をより尊重するという観点から、「障害」を「障がい」とひらがな表記することにしています。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、女性活躍推進法が制定されました。この法律に基づき、国・地方公共団体、301 人以上（令和４年４月１日より 101 人以上）の大企業は、（１）自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、（２）その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定・届出・周知・公表、（３）自社の女性の活躍に関する情報の公表を行わなければなりません。

また、行動計画の届出を行い、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業については、申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付することができます。

性的指向

人の性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念です。具体的には、性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシャル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシャル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシャル）などがあります。

性同一性障がい

個別に関する自我同一性（アイデンティティ）に何らかの障がいがあるというのが直接の意味です。身体的な性別と精神的な性別の自覚が一致せず、現在おかれた性別と、それに伴う社会的な性役割に強い違和感を抱く症候ともいえます。世界保健機関（WHO）などによる基準では、「身体的性別とは反対の性別への、持続する精神的同一感」などとも説明されています。肉体は男性で、したがって戸籍上も男性だが、女性として生きることを望む人、逆に身体は女性でも、男性として生活したい人に関する症状をいいます。

成年後見制度

認知症、知的障がいのある人、精神障がいのある人など精神上の障がいによって判断能力の十分でない人々が一方的に自分に不利な契約を結ばないように、一定の決められた人が本人の不十分な判断能力を補い、保護する制度です。

生活困窮者自立支援法

生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とした法律です。

全国の福祉事務所設置自治体が実施主体となって、官民協働による地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業を実施します。また、都道府県知事等は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき一定の基準に該当する事業であることを認定する仕組みを設けます。

世界エイズデー

世界エイズデー（World AIDS Day：12 月 1 日）は、世界レベルでのエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を目的に、WHO（世界保健機関）が 1988 年に制定したもので、毎年 12 月 1 日を中心に、世界各国でエイズに関する啓発活動が行われています。

セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）

相手の意に反した性的な発言や言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、衆目にふれる場所でのわいせつな写真等の掲示、性的な冗談やからかいなど、相手を不快にさせるさまざまな行為をいいます。

ソーシャルスキルトレーニング（SST）

SST は希望志向であり、精神障がいのある人たちをはじめ、支援を必要とする方の希望に基づいた支援方法です。対人関係を中心とするソーシャルスキルのほか、服薬自己管理・症状自己管理などの疾病自己管理スキルを高める方法がスキルパッケージとして開発されています。SST は効果が実証された体系的な方法で、日本でもその効果が認められ、1994（平成 6）年 4 月に精神科を標榜している保険医療機関において入院加療者を対象として「入院生活技能訓練療法」が診療報酬化されました。現在では、精神科領域だけでなく、教育領域、就労支援関連領域、司法矯正領域、職場のメンタルヘルス(産業領域)など、さまざまな領域で実践されています。また、家庭や職場への訪問など、地域生活者の現場での支援も行われています。

「一般社団法人 SST 普及協会」　http://www.jasst.net/top/

損害賠償命令制度

刑事事件を担当した裁判所が、有罪の言渡しをした後、引き続き損害賠償請求についての審理も行い、加害者に損害の賠償を命じることができるという制度です。損害賠償請求に関し、刑事手続の成果を利用するこの制度により、犯罪被害者の方が、刑事事件とは別の手続で民事訴訟を提起することに比べ、犯罪被害者の方の立証のご負担が軽減されます。

地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることが出来るよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が連携し、一体的に提供されるシステムの構築の実現をめざしています。

地域包括支援センター

本市は、市内19か所に岐阜市地域包括支援センターを設置し、高齢者のみなさんが、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、身近な総合相談窓口として生活に関する様々な相談をお受けしています。地域包括支援センターには保健師または看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が配置され、地域で支え合う地域ケアを推進しています。

特定技能

2018（平成 30）年 12 月の臨時国会において、在留資格「特定技能」の新設を柱とする「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が可決・成立し、2019（平成 31 年）年 4 月 1 日より人手不足が深刻な産業分野において「特定技能」での新たな外国人材の受入れが可能となりました。

この在留資格「特定技能」に係る制度とは、中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていくものです。

「公益財団法人　国際研修協力機構（JITCO）」

https://www.jitco.or.jp/ja/jitco/index.html

DV（ドメスティック・バイオレンス）

夫婦や恋人など親密な間柄にある男女間において、主として男性から女性に加えられる身体的、精神的・性的な暴力をいいます。殴る、蹴るといった物理的な暴力だけでなく、脅し、ののしり、無視、行動の制限・強制、苦痛を与えることなども含まれた概念をいいます。

トライアル雇用事業

職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者について、ハローワークや職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試行雇用した場合に助成するものであり、それらの求職者の適性や業務遂行可能性を見極め、求職者および求人者の相互理解を促進すること等を通じて、その早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています。

日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。都道府県・指定都市社会福祉協議会が実施主体となり、福祉サービスの利用援助、苦情解決制度の利用援助、住宅改造、居住家屋の貸借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等を行っています。

ネットいじめ

インターネット上におけるいじめ及び嫌がらせ。一定の人間関係のある者から、パソコンやスマートフォンなどの端末を経由して、一方的に継続的な物理的・精神的苦痛を感じさせている状態。近年、世界規模で発生し問題となっており、法規制に発展する国や地方自治体も出てきています。匿名性があるように感じられるため、通常のいじめのように相手との物理的な力関係が軽視され、低い罪悪感で面白半分に加勢し、エンターテイメント化する特徴をもっています。

ノーマライゼーション

障がい者など社会的に不利益を被る人々も包合するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方です。

パブリックコメント

行政機関が実施しようとする政策について、あらかじめ住民から意見を募り、それを意志決定に反映させることを目的とした制度です。この指針策定にあたってもパブリック・コメントを実施しました。

ハラスメント

いろいろな場面での「嫌がらせ・いじめ」をいい、種類はさまざまですが、他者に対する発言や行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり尊厳を傷付けたり不利益や脅威を与えたりすることを指します。性別に関係なく性的な発言や行動をとることを「セクシュアルハラスメント」、研究教育の場における権力を利用した発言や行動をとることを「アカデミックハラスメント」、職場における地位や人間関係等の優位性を背景にした発言や行動をとることを「パワーハラスメント」、妊娠・出産に伴う労働や就業制度等の支障をきたすという理由で退職を促す発言や行動をとることを「マタニティハラスメント」といいます。

バリアフリー

もともとは建築用語で、建物内の段差解消等物理的障壁の除去という意味ですが、より広く、障がい者や高齢者等の社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味で用いられています。

ハンセン病

1873（明治６）年にノルウェーのハンセン博士により発見された「らい菌」による慢性の細菌性感染症です。しかし、感染力は極めて弱く、仮に発病した場合でも治療法が確立された現在では、早期発見、早期治療により短期間で治癒する病気です。

ピアサポート

「ピア」とは仲間を意味しています。職場の同僚もピアです。「サポート」とは支援することを意味していますが、専門家によるサポートとは違い、仲間としてよりよくサポートする”仲間力”に基づいたものです。ピアサポートとは、学生達の対人関係能力や自己表現能力等、社会に生きる力がきわめて不足している現状を完全するための学校教育活動の一環として、教職員の指導・援助のもとに、学生たちの相互の人間関係を豊かにするための学習の場を各学校の実態に応じて設定し、そこで得た知識やスキル（技能）をもとに、仲間を思いやり、支える実践活動と定義しています。　「日本ピア・サポート学会」http://www.peer-s.jp/idea.html

被害者参加制度

一定の犯罪の被害者などが、裁判所の決定により、公判期日に出席し、被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加することができる制度です。

プロバイダー

インターネット接続用の通信回線を提供する業者で、電子メールやホームページなどのインターネットのサービスを利用するには、専用線や電話回線を通じてインターネット回線に接続する必要があり、その橋渡しをしてくれるのがプロバイダーです。

プロバイダー責任制限法

インターネットや携帯電話の掲示板などで誹謗中傷を受けたり、個人情報を掲載され、個人の権利が侵害されたりするなどの事案が発生した場合、プロバイダー事業者や掲示板管理者などに対して、これを削除するよう要請しますが、事業者側がこれらを削除したことについて、権利者からの損害賠償の責任を免れるというものです。また、権利を侵害する情報を発信した者の情報の開示請求ができることも規定しています。

ペアレントトレーニング

保護者や養育者の方を対象に、行動理論の技法の学習、ロールプレイ、ホームワークといったプログラムを通して、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、お子さんの発達促進や不適切な行動の改善を目ざす家族支援のアプローチの一つです。

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、又は妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい方々が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が 2012（平成 24）年 10 月に作成したマークです。

ヘルプマークには、ストラップが付いており、鞄などに付けることができます。また、附属物として、シールが付いているので、必要な支援をシールに記載し、マークの裏面に貼付することができます。

世界人権宣言

1948年12月10日
第３回国際連合総会 採択

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第１条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第２条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管

轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第３条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第４条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第５条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第６条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第７条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第８条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第９条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

1　すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2　すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

1　すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2　この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

1　すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2　何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

1　成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2　婚姻は、婚姻の意思を有する両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3　家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

1　すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2　何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

1　すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2　何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

1　すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。

2　すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3　人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

1　すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2　すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3　勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する 公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4　すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

1　すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2　母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

1　すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2　教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3　親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

1　すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2　すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

1　すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。

2　すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3　これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

昭和21年11月３日公布
昭和22年５月３日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。

われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第３章 国民の権利及び義務

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

２ 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

３ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、

又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2　すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条　すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2　賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3　児童は、これを酷使してはならない。

第10章　最高法規

第97条　この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試錬に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年11月29日制定
平成12年12月６日施行

（目的）

第１条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第２条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第３条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第４条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第５条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第６条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第７条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第８条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告

を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第９条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

（施行期日）

第１条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第２条 この法律は、この法律の施行の日から３年以内に、人権擁護施策推進法（平成８年法律第１２０号）第３条第２項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

岐阜市民憲章

わたくしたち岐阜市民は 金華山と長良川のもつ美しい自然にはぐくまれてきた伝統をうけつぎ市民相互のつながりを強め 自由と平和を尊ぶまちをきずくため

1 自然をいかし 人間を尊重する
　　住みよいまちをきずきます

1 青少年には夢 老人には安らぎのある
　　心のかよったまちをきずきます

1 働くことに喜びをもち 健全に余暇を楽しむ
　　活気あるまちをきずきます

1 きまりを守り 相手の気持ちを大切にし
　　助けあいのあるまちをきずきます

1 広く交わり 教養を高め 個性を伸ばし
　　豊かなまちをきずきます

1973（昭和48）年３月27日

生涯学習都市宣言

私たちは
　金華山と長良川に象徴される豊かな自然を守り
　楽市楽座の持つ自由で創造的な気風を高め
　人権を尊重し、互いに支え合うあたたかい地域社会と
　活力に満ちた住みよいまちを
　主体的な活動によって実現します

そのために私たちは、子どもから大人まで
　自ら学び・楽しみ・貢献することで生きがいをもつ
　生涯学習の生き方を進めます

ここに自らの意思を明らかにするため
　「生涯学習都市」を宣言します

1996（平成８）年４月１日

岐阜市子どもの権利に関する条例

平成18年３月27日
条例第15号

目次

前文
第１章 総則（第１条・第２条）
第２章 一人の人間として持っている子どもの権利（第３条―第８条）
第３章 子どもの権利を保障する責務（第９条―第14条）
第４章 権利の自覚と他の人の権利を尊重する責務（第15条）
第５章 子どもの権利推進委員会（第16条）
第６章 雑則（第17条）
附則

人は、だれもが生まれながらにして幸せに生きる権利を持っています。

子どもは、生まれたときから一人ひとりが権利の主体であり、大人の都合やその場の感情などでその権利が侵害されることがあってはなりません。

私たちは、子ども一人ひとりが、本来持っている力を発揮して、いきいきと自分の可能性を追求し、幸せな人生を送ることができるよう、子どもの権利の保障に最大限努めます。

そのために、子どもの権利を保障し、支援するまちづくりに取り組みます。

子どもの皆さん。

この条例においては、子ども一人ひとりが生まれながらに権利の主体であることを改めて確認するとともに、子どもの特に大切な権利を明記しています。これらの権利は、最大限守られなければなりません。

一人ひとりが権利の主体であるということは、自分に権利があると同様に他の人にも権利があるということです。自分が権利の主体であることを自覚し、その上に立って他の人の権利を認識し、おたがいの権利を尊重する責務があることを理解することが大切です。一人ひとりの権利が大切にされる社会は、多くの人々のこうした自覚と認識と理解の中でつくられているのです。

私たちは、可能性に満ちたすべての子どもの幸せのために、子どもの自主性を尊重し、その権利を保障することを目的として、ここに岐阜市子どもの権利に関する条例を制定します。

第１章 総則

（目的）

第１条 この条例は、児童の権利に関する条約に基づき、すべての子どもの幸せのために、子どもの自主性を尊重し、その権利を保障することを目的とします。

（定義）

第２条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の人その他これらの人と等しく権利を持つことがふさわしいと認められる人をいいます。

２ この条例において「子どもが育ち・学ぶ施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校その他子どもが育ち、学ぶために入り、通い、利用する施設をいいます。

第２章 一人の人間として持っている子どもの権利

（子どもの権利の保障）

第３条 この章に規定する権利は、子どもが一人の人間として持っている特に大切な権利として保障されなければなりません。

（安全に安心して生きる権利）

第４条 子どもは、家庭や社会の中で個人として尊重され、安全に安心して生きるために、主として次にかかげる権利が保障されます。

（１）命が大切にされること。

（２）愛情を持って育まれること。

（３）健康に配慮され、適切な医療の提供が受けられること。

（４）あらゆる差別を受けないこと。

（５）虐待、暴力、いじめなどを受けないこと。

（６）性的に不当なあつかいを受けないこと。

（のびのびと育つ権利）

第５条 子どもは、社会の中で一人の人間としてより良く育つために、主として次にかかげる権利が保障されます。

（１）個性が認められ、人格が尊重されること。

（２）自分に関することを主体的に決めること。

（３）遊んだり、文化、芸術、スポーツに親しんだりすること。

（４）学ぶこと。

（５）安心して心や体を休ませること。

（６）放任されず、適切な生活習慣や基礎的な社会性を身につけること。

（自分を守り、自分が守られる権利）

第６条 子どもは、自分を守り、自分が守られる権利があります。そのために、主として次にかかげる権利が保障されます。

（１）権利を侵害される状況からのがれること。

（２）成長をさまたげる状況から保護されること。

（３）個人の秘密が守られること。

（４）人格を傷つけられないこと。

（意見を述べ、参加する権利）

第７条 子どもは、自分に影響をおよぼすすべての事がらについて意見を述べる権利があり、仲間と集い、参加する権利があります。そのために、主として次にかかげる権利が保障されます。

（１）必要な情報を取得すること。

（２）自己表現や意見の表明ができ、それらが尊重されること。

（３）仲間をつくり、仲間と集うこと。

（４）年齢や成長に応じて社会に参画し、意見が反映されること。

（適切な支援を受ける権利）

第８条 子どもは、国籍のちがい、障害のあるなしその他置かれた状況に応じ、必要に応じて適切な支援を受けることができます。

第３章 子どもの権利を保障する責務

（市の責務と役割）

第９条 市は、市民と協働して必要な施策を策定し、実施し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

２ 市は、前項の責務を果たすため、次にかかげる役割をになうものとします。

（１）さまざまな方法を通して、子どもの権利の普及と啓発に努めること。

（２）子どもがなやみや困りごとを相談することができ、保護者が子どもを育てることに関して相談し、支援を受けることができる環境の整備に努めること。

（３）市民全体で子どもを見守り、子どもの権利を保障する環境の整備に努めること。

（４）市の組織を充実させるとともに、他の関係機関と連携し、子どもを権利の侵害から救済するため、必要な施策を実施すること。

（５）子どもが、市の取組について情報を取得し、意見を述べ、参加することができるよう努めること。

（保護者の責務と役割）

第10条 保護者は、自分が、養育する子どもの権利を保障するための第一義的な責任を負うことを認識し、その権利の保障に努めなければなりません。

2 保護者は、前項の責務を果たすために、次にかかげる役割をになうものとします。

（1）子どもに愛情を持って接し、子どもの安全と健康のために最大限の配慮をすること。

（2）子どもの個性と人格を尊重し、教育を受け、文化、芸術、スポーツに接する機会を作るよう努めること。

（3）家庭が、子どもにとって楽しく安心していられる場所となるよう配慮するとともに、適切な生活習慣と基礎的な社会性が身につくよう努めること。

（4）子どもを虐待しないこと。

（5）子どもの大切な秘密を不当に侵害しないように努めること。

（6）子どもの意見を尊重するよう努めること。

（地域住民の責務と役割）

第11条 地域住民は、身近にいる子どもに関心を持って見守り、働きかけ、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 地域住民は、前項の責務を果たすために、次にかかげる役割をになうものとします。

（1）子どもの権利を守り、子どもが一人の人間として健やかに成長していくことができるよう、安全で安心なコミュニティづくりに努めること。

（2）子どもを見守り、必要に応じて関係機関へ連絡や相談をするなどの支援に努めること。

（3）子どもが、地域の活動について情報を取得し、意見を述べ、主体的に参画することができるよう努めること。

（子どもが育ち・学ぶ施設の関係者の責務と役割）

第12条 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもが主体的に育ち・学ぶことができる環境をつくり、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、前項の責務を果たすために、次にかかげる役割をになうものとします。

（1）子どもを権利の主体としてとらえ、子どもの立場に立った施設の運営を図るよう努めること。

（2）虐待、体罰、いじめなどについての相談、救済、防止のために措置を講じるとともに、関係者や関係機関との連携に努めること。

（3）施設の運営について子どもに適切な情報を提供し、子どもの意見を聴くよう努めること。

（4）子どもの個性を尊重し、一人ひとりに応じた保育や教育などを行うとともに、子どもが必

要とする情報を提供するよう努めること。

（事業者の責務と役割）

第13条 事業者は、その事業活動において子どもの権利を尊重するとともに、その事業所で働く従業者が、子どもの権利を尊重できるよう支援を行い、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

２ 事業者は、前項の責務を果たすために、次にかかげる役割をになうものとします。

（１）事業活動が子どもに深く影響をおよぼす場合があることを認識し、子どもの権利に配慮した事業活動を行うよう努めること。

（２）事業所で働く従業者に対し、子どもの権利が保障されるための必要な措置を講じるとともに、子どもの権利についての理解をうながすよう努めること。

（共通の役割）

第14条 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者、事業者は、子どもの権利を守るため、相互に連携し、協力するよう努めなければなりません。

２ 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者、事業者は、各々の役割を通して、子どもが自分の権利について自覚するよううながすとともに、子どもが他の人の権利を尊重することの大切さを理解することができるよう努めなければなりません。

第４章 権利の自覚と他の人の権利を尊重する責務

（子どもの責務と役割）

第15条 子どもは、自分の権利について自覚し、他の人の権利を認め、尊重するよう努めなければなりません。

２ 子どもは、前項の責務を果たすために、次にかかげる役割をになうものとします。

（１）自分の権利について学び、正しく行使することを通して自分の権利を実現するよう努めること。

（２）いじめや差別など他の人の権利を侵害する行為を行わず、また、これらの行為がなくなるよう努めること。

（３）地域活動やボランティア活動などに主体的に参画するよう努めること。

第５章 子どもの権利推進委員会

第16条 市と市民がそれぞれの責務と役割を果たすとともに、子どもの権利が総合的に保障されるよう、岐阜市子どもの権利推進委員会（以下「推進委員会」といいます。）を設置します。

２ 推進委員会は、次にかかげる事項について審議し、必要に応じて市に報告を求めます。

（１）子どもの権利を保障する市の施策の実施に関すること。

（２）子どもの権利の保障の状況に関すること。

３ 推進委員会は、前項各号に定める事項について、必要があると認めた場合は、市に対して提言することができます。

４ 推進委員会は、委員15人以内で組織します。

５ 委員は、次にかかげる者のうちから、市長が委嘱、任命をします。

（１）人権擁護、教育、児童福祉、保健医療の関係者

（２）学識経験を有する者

（３）公募に応じた市民

（４）前3号にかかげる者のほか、市長が適当と認める者

６ 委員の任期は、２年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

７ 委員は、再任されることができます。

８ 前各項に定めるもののほか、推進委員会の組織、運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

第６章 雑則

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年４月１日から施行する。

（非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和59年岐阜市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>別表（第２条、第５条関係）
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>報　酬</th><th>費用弁償</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td rowspan="4">（略）</td></tr>
<tr><td>男女共同参画推進審議会委員</td><td>日額
9,200円</td></tr>
<tr><td>子どもの権利推進委員会委員</td><td>日額
9,200円</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table></td><td>別表（第２条、第５条関係）
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>報　酬</th><th>費用弁償</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td rowspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>男女共同参画推進審議会委員</td><td>日額
9,200円</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

岐阜市人権教育・啓発行動計画推進本部要綱

平成22年４月１日決裁
平成23年４月１日改正
平成24年４月１日改正
平成25年４月１日改正
平成26年４月１日改正
平成27年４月１日改正
平成28年４月１日改正
平成29年４月１日改正
平成31年3月22日改正
令和２年４月１日改正

（設置）

第１条　本市の人権教育･啓発行動計画について､関係部局相互の緊密な連携及び協力を確保し、総合的かつ効果的に推進するため、岐阜市人権教育・啓発行動計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)　本市の人権教育・啓発行動計画の策定及び推進に関すること。

(2)　前号の事務の実施に関し、本部長が必要と認める事項

（組織）

第３条　推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2　本部長は、市長をもって充てる。

3　副本部長は、市民協働推進部に関する事務を主に担任する副市長をもって充てる。

4　本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

（本部長及び副本部長）

第４条　本部長は、推進本部を代表し、その事務を総理する。

2　副本部長は、本部長を補佐する。

3　本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。

（会議）

第５条　推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

2　本部長は、必要に応じて、副本部長及び本部員以外の者に会議への出席を求めることができる。

（幹事会）

第６条　推進本部の所掌事務の調査検討に従事するため、推進本部に幹事会を置く。

2　幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

3　幹事長は、人権啓発センター所長をもって充てる。

4　幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

5　幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。

（作業部会）

第７条　幹事会に、推進本部の所掌事務の具体的事項を検討するため、作業部会を置く。

2　作業部会は、別表第3に掲げる課に所属する職員で、当該課の課長が推薦した者（以下「担当者」という。）をもって組織する。

3　作業部会に部会長を置き、人権啓発センター所長をもって充てる。

4　作業部会は、部会長が招集し、その議長となる。

5　部会長は、必要があると認めるときは、作業部会の会議に担当者以外の職員の出席を求めることができる。

（庶務）

第８条　推進本部の庶務は、市民協働推進部人権啓発センターにおいて処理する。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

（岐阜市人権擁護啓発推進庁内連絡会要綱の廃止）

2　岐阜市人権擁護啓発推進庁内連絡会要綱（平成12年4月19日決裁）は、廃止する。

附　則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

副市長（副本部長となる副市長を除く。）　教育長　市長公室長　広報参与　企画部長　財政部長　行政部長　工事検査室長　ぎふ魅力づくり推進部長　経済部長　市民生活部長　福祉部長　子ども未来部長　健康部長　市民病院長　市民病院事務局長　環境部長　都市防災部長　消防長　まちづくり推進部長　都市建設部長　基盤整備部長　上下水道事業部長　市民協働推進部長　薬科大学長　薬科大学事務局長　女子短期大学長　女子短期大学事務局長　教育委員会事務局長　会計管理者 議会事務局長　監査委員事務局長 上記に掲げるもののほか、市長が指名する職員

別表第2（第6条関係）

市長公室秘書課長　企画部総合政策課長　財政部財政課長　財政部税制課長　行政部行政課長　工事検査室長が指定する者　ぎふ魅力づくり推進部ぎふ魅力づくり推進政策課長　経済部経済政策課長　市民生活部市民生活政策課長　福祉部福祉政策課長　子ども未来部子ども政策課長　健康部健康政策課長　市民病院事務局病院政策課長　環境部環境政策課長　都市防災部都市防災政策課長　消防本部消防総務課長　まちづくり推進部まちづくり推進政策課長　都市建設部都市建設政策課長　基盤整備部基盤整備政策課長　上下水道事業部上下水道事業政策課長　市民協働推進部市民協働推進政策課長　薬科大学事務局庶務会計課長　女子短期大学事務局総務管理課長　教育委員会事務局教育政策課長　会計課長　議会事務局議会総務課長　選挙管理委員会事務局長　監査委員事務局監査課長　農業委員会事務局長

別表第3（第7条関係）

広報広聴課　行政課　人事課　職員育成課　労政・経営支援課　防犯・交通安全課　福祉政策課　介護保険課　生活福祉一課　障がい福祉課　高齢福祉課　福祉医療課　子ども政策課　子ども・若者総合支援センター　子ども支援課　子ども保育課　健康政策課　健康増進課　地域保健課　病院政策課　医事課　市民協働推進政策課　市民活動交流センター　市民相談室　男女共生・生涯学習推進課　国際課　教育政策課　学校指導課　社会・青少年教育課　中央青少年会館

岐阜市の人権教育・啓発のあゆみ

※○は国、◆は世界のできごと

世界・国のできごと	とき	岐阜市のできごと
○11.3 **日本国憲法公布**（1947 .5.3 施行）	1946（S21）	
◆12.10 国連総会で、**「世界人権宣言」**採択	1948（S23）	
○「同和対策審議会」設置	1960（S35）	
○**同和対策審議会答申**	1965（S40）	
◆国連総会で、**「国際人権規約」**を策定	1966（S41）	11 月　「同和行政推進協議会」設置
	1968（S43）	10 月　**「同和対策要綱」策定**
○**同和対策事業特別措置法〈同対法〉**公布	1969（S44）	
	1971（S46）	社会同和教育体制が確立し、研修を開始
○中学社会科教科書に同和問題を掲載	1972（S47）	4 月　「同和対策室」設置
		学校・各種団体の同和教育の取組が始まる 学習資料「みんなのしあわせのために」を発行
	1978（S53）	4 月　「早田教育集会所」開設 4 月　「教委同和教育推進委員会（同和プロジェクト）」発足 4 月　「同和教育担当主事」を配置 5 月　「社会同和教育研究委員会」、「学校同和教育研究委員会」を設置 7 月　「同和問題講演会」開催 4 月　「同和教育基本指針」策定
	1979（S54）	11 月　「広報ぎふ」に同和問題シリーズを掲載 4 月　「黒野会館」開設
	1982（S57）	黒野共栄館（隣保館）と黒野公民館を併設 6 月　「第１回市民の同和問題意識調査」実施
○地域改善対策協議会「今後における啓発活動のあり方について」意見具申提出	1984（S59）	以後、概ね５年ごとに実施 11 月　黒野地域で、「第１回地域ぐるみの同和教育研究会」を開催、以後３年ごとに開催 5 月　「同和教育講師団連絡協議会」発足
	1985（S60）	4 月　「モデル校区同和教育・啓発推進委員会」設置、対象地区のない小学校区での地域ぐるみのモデル事業を開始
	1987（S62）	4 月　社会教育課に、「社会同和係」を設置 7 月　「同和教育・啓発推進協議会」、「同和教育・啓発推進委員会」、「調査検討委員会（H4.5　同和教育講師団専門委員会に移行）」を設置
	1988（S63）	7 月　**49 全小学校区に「同和教育・啓発推進指導員」1 名を委嘱し、住民主体の活動を開始**
	1989（H 元）	9 月を「同和教育・啓発推進強調月間」と定める（H7 より、11 月 11 日～12 月 10 日に移行）

世界・国のできごと	と　き	岐阜市のできごと
		7 月 **49 全小学校区に「同和教育・啓発推進委員会」を設置し、推進事業を委託**
	1990（H 2）	6 月 指導者層を対象に「社会同和教育研修講座」（3 回連続）の開催始まる（のちの「人権学習講座」）
	1992（H 4）	9 月 同和問題講演会を、「人権の広場」と改称
		11 月 「心の輪講座」（3 回連続）を開催
		12 月 「心の輪の会」（初代会長　松原茂）結成
		5 月 同和教育・啓発のキャッチフレーズ**「心にひびき、心をひらく」**を設定
◆人権教育のための国連 10 年・決議（1995（H7）から行動計画スタート）	1993（H 5）	6 月 国（総務庁）から平成 6～7 年度「啓発推進まちづくりモデル市町村事業」指定を受ける
	1994（H 6）	3 月 国（総務庁）指定事業の一環として、人権学習ビデオ 3 部作を企画・作成
		12 月 人権週間に実施されている人権擁護パレード（人権擁護委員会主催）に参加
	1996（H 8）	
○**「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画」**（内閣推進本部）策定	1997（H 9）	
	1998（H10）	4 月 「社会同和係」を「人権教育啓発係」に改称
	1999（H11）	3 月 「同和教育啓発－20 年の歩み」発刊
		4 月 市民部に「人権推進課」設置
		4 月 「人権教育啓発係」を「人権教育係」に改称
		4 月 **「同和教育」**を**「人権同和教育」**に名称変更
		6 月 「岐阜市人権擁護啓発推進協議会」発足
		6.7 月 「社会同和教育研修講座」を「人権同和学習講座」に改称、人権課題の 10 項目をテーマにする
○12 月 **「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」**施行	2000（H12）	地域人権学習推進モデル事業「心のふれあいと人権尊重のつどい」を 5 ブロックで開催（5 年間計画）以後継続
	2001（H13）	3 月 **「岐阜市人権教育行動計画」**策定（平成 12～21 年度）
○3月 **33 年間にわたる同和対策事業に係わる特別法が終了**	2002（H14）	3 月 岐阜市同和行政推進協議会が「岐阜市における今後の同和行政の基本方針について」の意見具申を提出
「人権教育・啓発に関する基本計画」（閣議決定）	2003（H15）	4 月 市民参画部**「岐阜市人権啓発センター」**設立（人権教育係と人権施策推進課と統合）

世界・国のできごと	とき	岐阜市のできごと
	2004（H16）	4 月 センター内に**「あったかハートルーム」**開設、イメージキャラクター**「あったかハートちゃん」**公開 6 月 文部科学省指定「人権教育総合推進事業（ハートフル事業）」(～18 年度)を岐北中学校区で実施
	2005（H17）	6 月 「岐阜市子どもの権利検討懇話会」発足（会長：溝口博司）
○人権教育の指導方法等の在り方について〔第一次とりまとめ〕		
◆人権教育のための世界計画第１フェーズ	2006（H18）	3 月 「岐阜市子どもの権利に関する条例」制定 岐阜市の人権同和教育に尽力した(故)辻欣一氏と藤田敬一氏が市民栄誉賞を受賞 10 月 「人権同和教育 35 年の歩みを振り返る会」開催
○人権教育の指導方法等の在り方について〔第二次とりまとめ〕		
○人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕	2008（H20）	
	2009（H21）	9 月 「人権啓発フェスティバル岐阜会場『ハートフルフェスタ 2009 ぎふ』」を長良川国際会議場とその周辺で開催（約 21,000 人参加）
◆人権教育のための世界計画第２フェーズ	2010（H22）	3 月 「光ある未来のために－同和問題解決へのあゆみ－」を刊行 3 月 **「岐阜市人権教育・啓発行動計画」**策定（平成 22～31 年度） 4 月 **「人権同和教育」**を**「人権教育」**に名称変更 4 月 「人権擁護啓発推進協議会」と「人権同和教育推進委員会」を「人権教育・啓発推進協議会」に統合
○「人権教育・啓発に関する基本計画」を一部変更	2011（H23）	
	2012（H24）	小中学校等を対象に「ハートフル人権ライブ事業」を開始 3 月 同和問題歴史プロジェクトチームが、「同和問題の歴史～何をどう教えるか～」を刊行
◆人権教育のための世界計画第３フェーズ	2015（H27）	12 月 「人権パネル展」をメディコスで開催
	2016（H28）	7 月 「夏休み子ども人権パネル展」をメディコスで開催
	2017（H29）	11 月 市内 50 地域公民館の人権標語看板を地域人権教育推進委員会の協力のもと、新しくする

相　談　機　関　一　覧

〈人権相談〉

岐阜地方法務局人権擁護課	岐阜市金竜町５丁目 13 番地 （岐阜合同庁舎）	058-245-3181 0570-003-110
岐阜県環境生活部 人権施策推進課	岐阜市薮田南２丁目１番１号	058-272-1111 内線　2442
岐阜市市民協働推進部 人権啓発センター	岐阜市神田町１丁目 11 番地	058-214-6119【直通】
岐阜市市民相談室	岐阜市今沢町 18 番地	058-214-6028【直通】
外国語人権相談ダイヤル	法務省	0570-090-911

〈えせ同和行為相談〉

岐阜地方法務局人権擁護課	岐阜市金竜町５丁目 13 番地 （岐阜合同庁舎）	058-245-3181
岐阜県環境生活部 人権施策推進課	岐阜市薮田南２丁目１番１号	058-272-1111 内線　2442
岐阜県警察本部　暴力 110 番	岐阜市薮田南２丁目１番１号	058-274-7444
（公財）岐阜県暴力追放 推進センター	岐阜市薮田南５丁目 14 番地１号	058-277-1613 0800-200-8930
岐阜県弁護士会　民事介入 暴力被害者救済センター	岐阜市端詰町 22 番地	058-265-0020
岐阜市市民協働推進部 人権啓発センター	岐阜市神田町１丁目 11 番地	058-214-6119【直通】
岐阜県県民生活相談センター （クーリングオフ等の相談）	岐阜市薮田南５丁目 14 番地 53 号 （ふれあい福寿会館）	058-277-1003
岐阜市消費生活センター （クーリングオフ等の相談）	岐阜県橋本町１丁目 10 番地 23 （ハートフルスクエアーＧ）	058-268-1616

〈いじめ等相談〉

子どもホッとダイヤル	（岐阜市子ども・若者総合支援センター”エールぎふ“）	0120-43-1474（いじめ相談）
いじめ相談 24	（岐阜県総合教育センター）	0120-740-070
子どもの人権 110 番	（岐阜地方法務局）	0120-007-110
青少年ＳＯＳセンター	（岐阜県私学振興・青少年課）	0120-247-505
子ども・家庭電話相談室	（中央子ども相談センター）	0120-76-1152 058-213-8080
教育相談ほほえみダイヤル	（岐阜教育事務局）	0120-745-070
チャイルドラインぎふ	（18 歳までの子ども対象）	0120-99-7777
女性の人権ホットライン	（岐阜地方法務局）	0570-070-810
ヤングテレホンコーナー	（岐阜県警察本部）	0120-783-800
子どもの人権センター	（岐阜県弁護士会）	058-265-2850

基　本　理　念
一人ひとりの人権を尊重するまちづくり ～よく生き合おう～
基　本　的　な　視　点
１　「生き合う力」を育もう ２　人権感覚を日常生活に根づかせよう ３　「差別を見て見ぬふりをしない土壌」を創り出そう ４　共生と協働の心の輪を広げよう

第３次岐阜市人権教育・啓発行動計画

2020（令和２）年３月
発行◆◇岐阜市
編集〇●岐阜市市民協働推進部人権啓発センター
〒500-8720　岐阜市神田町一丁目 11 番地
TEL 058-214-6119（直通）
FAX 058-265-1020
E-mail jinken@city.gifu.gifu.jp